

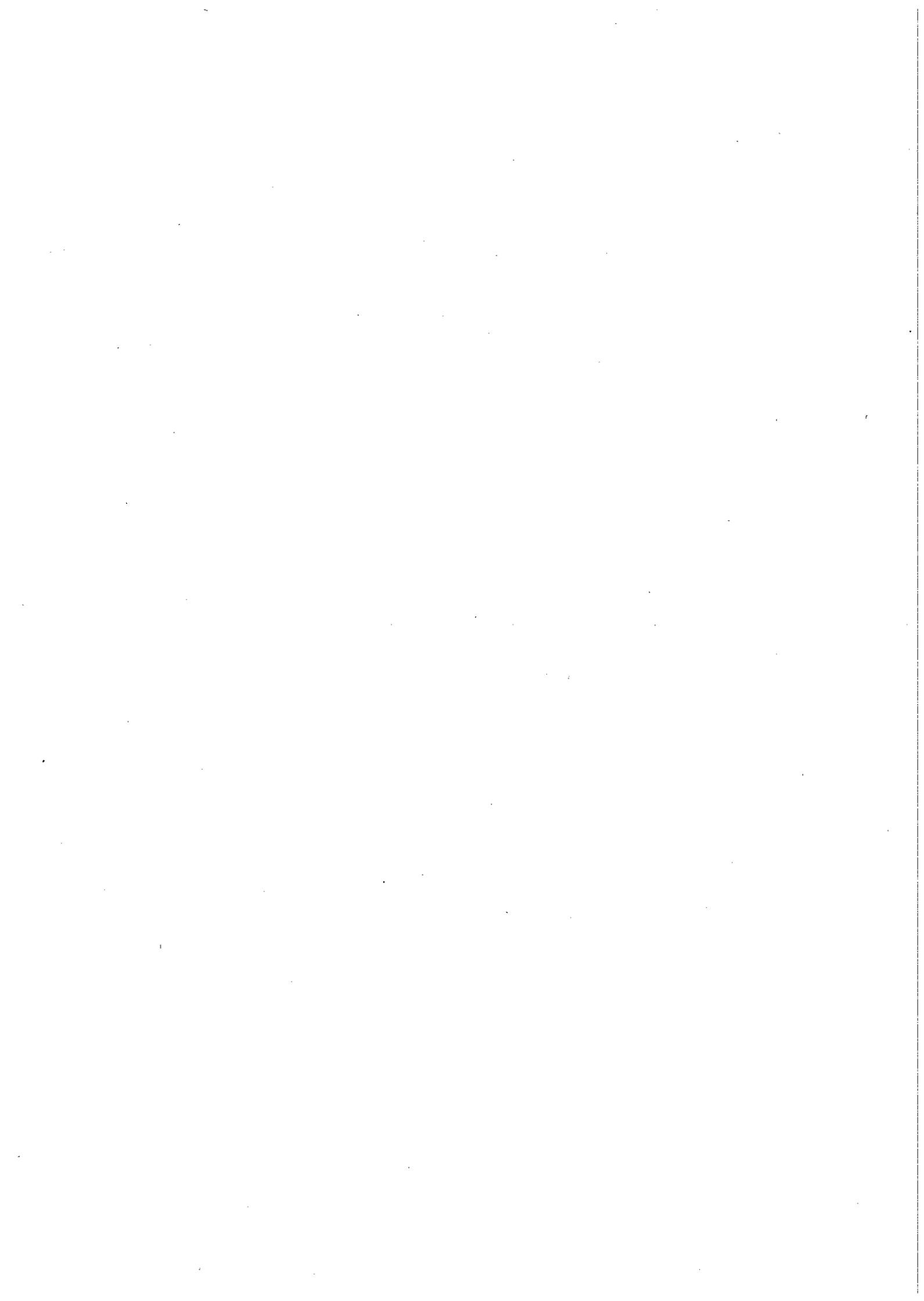
## 参考

### 国の取組に係る進捗状況総表

(参考1) 国の取組	97
(参考2) 個別法・個別施策の進捗状況調査表	158
(参考3) 指標例に係る取組の進捗状況調査表	182

### その他

(参考4) 中央環境審議会循環型社会計画部会での審議経緯	191
------------------------------	-----



# 国の取組に係る進捗状況総表 一 国の取組 一

## (参考1)国内における取組

<p>1 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開</p> <p>&lt;課題と課題&gt; 天然資源の消費抑制と環境負荷低減を目的とする循環基本法の基本原則を尊重し、「京都議定書目標達成計画」に沿って、廃棄物の3R、廃棄物発電をはじめとする熱回収及びバイオマス利用の促進等を図ることが重要です。</p> <p>循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の3つの社会を一体的に実現するための統合的取組については、まだ、始まったばかりですが、現下の環境政策の重要な課題となっております。これは、社会経済システム及びデジタル・ライフトランスフォーメーションの取組が十分に相乗効果を発揮するよう、政策間の連携が重要である。我が国における潜在的に利用可能な循環資源の性質・量及びその活用手法の把握や3Rの取組が温室効果ガス削減や天然資源の投入量削減に与える効果の分析等の調査研究を進めます。具体的には、間伐材などの木材資源の積極的な活用といったバイオマス利用や、廃棄物エネルギー利用などについて、低炭素社会や自然共生社会の観点も含めて重点的に取り組むこと、枯渇性資源の効率的な使用、使用量増大の抑制などにより広い範囲での施策の連携を深めていくことが重要です。</p> <p>&lt;今後の展開の方向&gt; 地球環境問題や途上国の経済成長に伴う資源の逼迫等の問題に対応して、我が国全体の資源生産性を高め、資源を無駄なく繰り返し活用する循環型社会を構築するために、地球温暖化対策や生物多様性保全対策との連携を強化すること。具体的には、バイオマス系循環資源の有効活用や廃棄物発電の導入等に取り組むこと。</p>	<p>自主点検概要</p> <p>進捗状況 平成21年1月に「容器包装3R推進全国大会」を行い、レジ袋削減に係る全国の取組について報告すると共に、レジ袋削減の先進的な取組等を広く紹介し、全国に情報発信を行った。また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各主体の連携による先進的な取組について、モデル事業として支援し、その効果を検証し全国へ紹介することで、広範な取組を促進させている。平成20年度は7件、平成21年度もリユース容器・通い容器を利用した総菜の量り売り実証支援など2Rを中心に7件の事業を全国から採択し、支援を行っている。</p> <p>取組概要 ○リデュース、リユース推進の取組として、レジ袋削減の先進的な取組等を全国に情報発信することや、先駆的な地域の容器包装削減の取組への支援などを強化している。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性 リデュース、リユースの推進に向けて、先進事例を随時周知し、一層の普及を図る。</p>	
<p>第2次循環型社会形成推進基本計画(以下「第2次計画」という。)本文</p>	<p>府省名 環境省</p>	<p>第一回点検</p>	<p>二十一年日書</p>



<p>農林水産省</p>	<p>○林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質ペレット等バイオマスエネルギー利活用施設の整備等を行う。</p>	<p>○平成18年度は、12地域において、平成20年度は、23地域において、木質バイオマスエネルギー利活用施設の整備を実施。</p>	<p>○木材産業における木質資源利用バイオマスの発電機など木質バイオマスエネルギー利用施設等は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。木くず焚きボイラー（平成18年度498施設→平成20年942施設）</p> <p>○木質ペレットの国内生産量は、平成18年の24千トンから平成20年の38千トンに増加。</p>	<p>木材生産システムとも連携し、発電業者等の大口需要にも対応した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築を推進するとともに、今後とも木質資源利用ボイラー等の整備、木質バイオマスの利活用等の推進、木材の循環利活用推進のための技術開発等が必要である。</p>
<p>環境省</p>	<p>○実証試験として新たに「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を行う。</p>	<p>平成20年度は、千葉市において生ごみ分別収集モデル事業を実施。</p> <p>平成20年度 3.3億円</p>	<p>○生ごみ等廃棄物系バイオマスの利活用手法については、地域特性に資目し、分別方法、収集運搬等のモデル実証が必要である。</p>	<p>○バイオマス利活用においては、より高効率に、より総論的にエネルギー転換することが重要であるため、次世代技術を含めた技術開発を実施。</p> <p>○需要増加が見込まれる輸送用バイオ燃料は重要であるが、食料と競合しないセルロース系原料からバイオ燃料を製造する技術開発等を実施。</p> <p>○バイオマスエネルギーの利活用拡大に向けては、原料となる木質系廃材や間伐材、廃食用油などの収集が課題である。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>○新エネルギーの導入拡大に向け、バイオマスの高効率エネルギー転換技術開発や実証試験を行うとともに、地方自治体、事業者等に対する設備設置補助、事業可能性調査への補助を実施。</p>	<p>平成21年度において、以下の事業を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術開発・実証試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業（21年度新規）</li> <li>・バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発</li> <li>・バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業</li> <li>・バイオマスエネルギー地域システム化実証事業</li> <li>・地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業</li> <li>・E3地域流通スタンダードモデル創成事業</li> </ul> </li> <li>○設備設置・事業可能性調査補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域新エネルギー等導入促進対策</li> <li>・新エネルギー等事業者支援対策</li> <li>・バイオマス等未活用エネルギー事業調査</li> </ul> </li> </ul>	<p>平成19年度時点において実施していた技術開発、実証試験、設備設置補助、事業可能性調査補助については、継続して実施している。</p> <p>加えて、平成20年3月に「バイオ燃料技術革新計画」（バイオ燃料技術革新協議会）を策定し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に関する研究開発に積極的に関わり、バイオマスエネルギー導入拡大に向けた取り組みを進めている。</p>	<p>○バイオマス利活用においては、より高効率に、より総論的にエネルギー転換することが重要であるため、次世代技術を含めた技術開発を実施。</p> <p>○需要増加が見込まれる輸送用バイオ燃料は重要であるが、食料と競合しないセルロース系原料からバイオ燃料を製造する技術開発等を実施。</p> <p>○バイオマスエネルギーの利活用拡大に向けては、原料となる木質系廃材や間伐材、廃食用油などの収集が課題である。</p>

<p>○下水汚泥関連 「京都府環境計画」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、下水汚泥の緑地利用や建設資材利用、バイオガス等のエネルギーとしての有効利用を推進 ・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) を推進</p>	<p>○下水汚泥のリサイクル 平成15年度の下水汚泥リサイクル率は約64% 平成16年度の下水汚泥リサイクル率は約67% 平成17年度の下水汚泥リサイクル率は約70% 平成18年度の下水汚泥リサイクル率は約74% 平成19年度の下水汚泥リサイクル率は約77%</p> <p>○下水汚泥の緑地利用、エネルギー利用 平成19年度の下水道バイオマスリサイクル率は約22%</p> <p>○新世代下水道支援事業制度として、平成18年度に下水汚泥を消化し、得られた消化ガスを発電の燃料や天然ガス自動車燃料として有効利用する事業を1件採択した。また、生ゴミ等を受入れ、下水汚泥と併せて消化し、得られた消化ガス等有効利用する事業を平成17年度に1件、平成21年度に2件採択した。</p>	<p>○下水汚泥のリサイクル 約77% (平成19年度) の下水汚泥がリサイクルされており、循環型社会の推進に向けて引き続き下水汚泥のリサイクルを推進する。</p> <p>○下水汚泥の緑地利用、エネルギー利用 下水汚泥中の有機物のうち肥料などの緑地利用、バイオガス、汚泥燃料等としてエネルギー利用されたものは、約22% (平成19年度) であり、目標達成に向け取組を推進。</p> <p>○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進 引き続きLOTUSプロジェクトとして選定された開発すべき技術の開発や評価するための委員会の開催等を行った。</p>	<p>○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進 平成18年3月にLOTUSプロジェクトとして選定された技術の開発状況を検討した。以下のスケジュールでLOTUSプロジェクトとして開発すべき技術の検討を行っている。 ・平成18年8月 下水道技術開発プロジェクト委員会 ・平成17年4月～平成21年3月 研究開発期間 ・平成20年3月 評価終了</p>
国土交通省			

<p>国土交通省</p>	<p>共同型バイオガスパラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発(重点プロジェクト研究)(H18～H22年度予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳牛ふん尿を主原料としつつ、他の安全な有機性廃棄物を副資材とする共同型バイオガスパラントを構築</li> <li>・寒冷地での地域循環システムとして実用化するための研究を実施。</li> <li>-地域バイオシステムの特性・安全性とその消化液の品質解明</li> <li>-地域バイオマスの副資材の効率的発酵手法の解明</li> <li>-副資材を用いた消化液の長期施用の効果と影響の解明</li> <li>-スラリー・消化液の物性把握と効率的搬送手法の解明</li> <li>-開発研究と共同型システムを運営することとで、地域産業維持と環境に優しい一つの社会モデルの具現化を促進する。</li> <li>・研究成果に基づき、共同型バイオガスパラントの計画・設計技術の普及・広報活動を実施。</li> </ul>	<p>また、循環資源の輸送にあたっては、トラック輸送に、環境負荷の低い船舶や鉄道による輸送を組み合わせることとで、広域的かつ効率的な静脈物流システムの構築を進め、低炭素社会づくりにも寄与す。</p>
<p>国土交通省</p>	<p>○地域のバイオマスを共発酵処理することにより、消化液の肥効性が高まり、また、安全性も確保されることから液肥として農地へ循環利用でき、牧草の収量・品質も上がる利点を実証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のバイオマスを共発酵処理することにより、温室効果ガスが約35%削減(被覆被換算ベース)でできることを明らかにした。</li> <li>○これまでの研究成果の公表を行ったほか、「バイオマスの利活用技術に関する共同型バイオマスパラントによる地域バイオマスの資源循環利用の取り組み」を主催し、家畜ふん尿を主とした農村系バイオマスの循環利用技術開発の成果の紹介や日本国内(北海道、京都府、熊本県)で稼働する共同型バイオガスパラントでの地域バイオマスの資源循環利用技術の確立に向けた情報交換および取組の強化など技術の普及・広報活動に取り組んだ。</li> <li>&lt;論文・講演等の発表件数&gt; 平成18年度:24、平成19年度:14、平成20年度:18、平成21年度:8(※10月現在)</li> </ul>	<p>○平成18年までに、21港をリサイクルポータルに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポータル推進協議会との連携を促進している。</li> <li>○港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。</li> <li>○第三セクター等が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。</li> </ul>
<p>国土交通省</p>	<p>計画に基づき新たな研究に着手し、進捗状況に記載したとおり、さらなる研究成果による技術の普及・広報活動を実行に推進している。</p>	<p>第1次計画(第4回フォローアップ時)以降、業績指標を「循環資源国内輸送コスト低減率」から「リサイクルポータルにおける企業立地数」に変更した。</p> <p>平成20年度企業立地数は208社であり、平成19年度より20社増加している。平成24年度目標に向けて順調に進展している。</p>
<p>国土交通省</p>	<p>引き続き、「共同型バイオガスパラントを核とした地域バイオマスの循環利用システム研究(重点プロジェクト研究)」の研究計画に基づき研究を実施し、共同型・個別型バイオガスパラントをおよび合併させた地域バイオマスの循環利用システムの提案を目指す。</p>	<p>官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。</p> <p>また、循環資源に係る港湾管理通用ルールの共通化や海上輸送の特性を活かしたコンソーシアム方式によるリサイクルチャーターの構築のための制度改善に取り組む。</p>

<p>1 ④</p> <p>資源採取に伴う自然破壊の防止や自然景観の確保に向けた、資源循環の確保にも配慮しながら、天然資源等の自然景観での材料や鉱物資源等の代替材料開発、効率的な使用、使用量の増大の抑制を進めます。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○静脈物流システムの構築(2) 「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を策定し、その中で静脈物流システムの構築が今後の課題として上げられた。 ○都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、平成14年度においては、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用における当りながら、同システムの構築における課題と対応策について、その具体化を図った。 ・平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施。 ○生物多様性国家戦略2010の策定(平成21年12月現在)自然環境・野生生物回部会にて審議中)</p>	<p>グリーン物流パートナーシップモデル事業として、静脈物流案件2件に対して支援を実施。平成18年度においてもグリーン物流パートナーシップ推進事業(モデル事業、普及事業)によって静脈物流案件1件に対して支援を実施。</p>	<p>静脈物流事業として、具体化された案件が出てきており、進展が見られる。</p>	<p>環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、引き続き官民が協力して進むことが必要であり、官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した課題が期待される。</p>
<p>環境省(自然局)</p>	<p>環境省(自然局)</p>	<p>○平成21年度中に、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)に基づき、初めて生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定する予定。同戦略においては、自然共生社会と循環型社会の統合的取組を進めることが明記されているところ。</p>	<p>○平成20年度にモデル事業を行った3地域に加え、平成21年度に事業の対象地域の新追加公募を実施し、8体の応募のうちから新たに4地域を採択。合計全国7地域でモデル事業を実施中。 ○「使用済小型家電からのレアメタル回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、効率的・効果的な回収方法の検討、レアメタルの使用済小型家電の解体・分別、レアメタルの含有実態の把握、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行っている。</p>	<p>○回収対象となる小型家電、使用済小型家電の回収、レアメタル回収、環境管理等それぞれ別の課題について、モデル事業を通して、検討を行っていく。</p>	<p>○「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定に向けて、今後とも検討を進めていく。</p>
<p>経済産業省・環境省</p>	<p>経済産業省・環境省</p>	<p>○平成20年度に存在する未利用リソース(新)の活用</p>	<p>○平成20年度には、現状や課題を把握するとともに、ユエーザ側の実態やニーズ等を把握し、今後の取り組みの方向性を検討することを目的として、「下水・下水汚泥からのリサイクル回収・活用に関する検討会」を設置し、論点整理を実施</p>	<p>{該当なし(第4回フォローアップ時、未実施)}</p>	<p>論点整理を踏まえ、引き続き、回収リソースの品質管理体制や事業展開手法等について検討を進め、リソース源化の事業実施を支援。</p>

<p>【今後の課題・見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○元素戦略プロジェクト中間評価結果等を踏まえ、引き続き着実に推進するとともに、経済産業省とも連携しつつ推進していく。</li> <li>○希少金属代替材料開発プロジェクト中間評価結果等を踏まえ、引き続き着実に推進するとともに、文部科学省とも連携しつつ推進していく。</li> </ul>	<p>【第二次循環基本計画策定時（平成20年3月からの比較）】</p> <p>元素戦略プロジェクトについては、左記に示すように、平成20年度に5課題、平成21年度に4課題を新たに採択し、平成19年度採択の7課題と合わせて、研究開発を推進。</p> <p>希少金属代替材料開発プロジェクトについては、平成21年度から以下を新たに追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○排ガス浄化向け白金族</li> <li>○精密研削向けセラミウム</li> <li>○蛍光体向けテルビウム等</li> </ul> <p>また、平成21年度2次補正予算では、ディスプレイ用磁石やモーター等の研究開発等を実施する。</p>	<p>【元素戦略プロジェクトについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年度に、採択した材料系中心の7課題では、元素戦略本来の目的（ユビキタス元素による希少・有害元素の代替）と同時に高機能を有する実用材料に結びつく成果が得られつつある。</li> <li>○平成20年度に採択した化学系5課題では、真鍮レスもしくはフリーの触媒開発などを実施中。</li> <li>○平成21年度は、分子結晶性二次電池、ナトリウムイオン二次電池、HDD向け白金・ルテニウムフリー磁性材料、リソンの化合物設計開発の計4件を採択した。</li> </ul> <p>【希少金属代替材料開発プロジェクトについて】</p> <p>平成19年度からは以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○透明電極向けインジウム</li> <li>○現状・成果：酸化亜鉛代替で50%削減を達成。また、3インチの液晶カラーディスプレイの試作に成功。</li> <li>○希土類磁石向けディスプレイ用磁石</li> <li>○現状・成果：結晶粒微細化技術による保磁力向上により、20%まで削減に成功。</li> <li>○超硬工具向けタングステン(W)</li> <li>○現状・成果：金属とセラミックスのハイブリッド材料の試作により、20%まで削減に成功。</li> </ul>	<p>○希少元素の代替技術・有効利用技術などの開発のため「元素戦略/希少金属代替材料開発プロジェクト」を推進する。</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p>	<p>○長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅普及促進法の施行に係る関連の政令等の整備、認定長期優良住宅に対する税制上の特別措置の創設（平成20-21年度）、長期優良住宅等推進事業の実施等の取組を進めている。</p>
<p>【今後の課題・見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ストック重視の住宅政策に転換し、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックの形成が課題となっており、引き続き長期優良住宅の普及を促進する必要がある。</li> </ul>	<p>○制度導入以降、長期優良住宅は着実に増加している。</p>	<p>○平成21年6月4日に長期優良住宅普及促進法が施行。</p> <p>○同法に基づき長期優良住宅建築等計画の認定状況 38,571戸（平成21年6月～12月の累計）</p> <p>○長期優良住宅等推進事業では住宅の長寿命化に向けた事業の提案を公募し、優れた提案には事業費用の一部補助を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度 88件採択</li> <li>・平成21年度 113件採択</li> </ul>	<p>○長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅普及促進法の施行に係る関連の政令等の整備、認定長期優良住宅に対する税制上の特別措置の創設（平成20-21年度）、長期優良住宅等推進事業の実施等の取組を進めている。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>また、自然から新たに採取するのではなく、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅普及促進法の施行に係る関連の政令等の整備、認定長期優良住宅に対する税制上の特別措置の創設（平成20-21年度）、長期優良住宅等推進事業の実施等の取組を進めている。</p> <p>また、自然から新たに採取するのではなく、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅普及促進法の施行に係る関連の政令等の整備、認定長期優良住宅に対する税制上の特別措置の創設（平成20-21年度）、長期優良住宅等推進事業の実施等の取組を進めている。</p>
<p>1 ⑤</p>					

<p>また、自然界での再生可能な資源の活用にあたっては、生物多様性の保全に配慮しながら、持続可能な利用を推進することが必要で、このような観点も踏まえ、新たなバイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月)に基づきバイオマス等の利活用を促進し、バイオマスの適切な整備・木材利用の推進を図ります。</p>	<p>農林水産省(内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)</p>	<p>○地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目標に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取り組みを推進。 これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 (平成22年目標) ・技術的観点：エネルギー変換効率の向上等 ・地域的観点：バイオマスタウンを300市町村程度構築 ・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用等</p>	<p>○「バイオマス・ニッポン総合戦略」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アワード」の取組を推進。 平成21年度具体的な行動計画に基づき取組を推進。 ○平成21年3月にバイオマスタウン加速化戦略委員会においてバイオマスタウン構想の実現及び一層の普及に向けた「バイオマスタウン加速化戦略」を策定。 ○地域の創意工夫に基づきバイオマスを効果的に、総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。 ・バイオマスタウン構想を公表した市町村数 平成16年度末時点 13件 平成17年度末時点 44件 平成18年度末時点 90件 平成19年度末時点 136件 平成20年度末時点 196件 平成22年1月末時点 224件</p>	<p>○「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成20年3月バイオ燃料技術革新協議会)に基づき、2015年から2020年に40円/リットルの製造コスト実現を目指し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に係る研究開発を推進。 ○バイオ燃料の導入促進に係る環境を整備するため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造する場合に、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を開始(平成21年2月25日より平成25年3月31日までの5年間)。 ○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を制定し(本年7月成立、8月施行)、エネルギー供給事業者による一定量の非化石エネルギー源の利用を義務付け。</p>	<p>○バイオマスの利活用については、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしか進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 ・バイオマス利利用率 年 20年 廃棄物系バイオマス 68% → 74% 未利用バイオマス 21% → 17%</p>	<p>○国産バイオ燃料の安定供給に向け、農林漁業者とバイオ燃料製造業者による連携促進や収集・運搬コストの低減、資源作物の開発等の技術・研究開発に対する支援が必要。 ○平成21年3月に取りまとめた「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき、バイオマスタウンの実現及び一層の普及が必要。 ○バイオマス活用推進基本法に基づきバイオマス利活用の推進(平成21年6月バイオマス活用推進基本法成立、平成21年9月バイオマス活用推進基本法施行) ・バイオマス活用推進基本計画の策定(予定)</p>	<p>○森林整備保全事業計画(平成21年4月24日閣議決定)において、森林資源の循環利用を促進するための目標等を定めた。 ○平成19年度には、従来の間伐量35万haに対し、年度内には52万haを完了し、初年度の対策としては概ね十分な実行が確保された。</p>	<p>○森林の重弱すべき機能に応じた3つの区分に沿った、多様な森林の整備・保全を推進。 ○京都議定書森林吸収目標達成に向け、間伐等の森林整備を着実に推進。</p>
---	---	--	--	--	---	---	---	---

<p>環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、森林所有者から木材産業関係者、住宅生産者までの地域関係者等が一体となった「顔の見える木材での家づくり」の情報提供などにより普及を推進。</p>	<p>「顔の見える木材での家づくり」に取組む団体数が、281団体（平成19年）から301団体（平成20年）に増加するなど、一定の効果が見られた。</p>	<p>平成20年度は、7企業（7工場）による環境保全施設整備等の導入に対し子助成措置を実施した。（119年度は9企業（9工場）に対して実施）      ○平成20年度は、森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、住宅生産者、住宅産業関係者に対する技術講習会の開催、「顔の見える木材での家づくり」の優良事例の選定と普及を実施。</p>	<p>○人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやバイオキエン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>木材生産システムとも連携し、発着業者等の大口需要にも対応した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築を推進するとともに、今後ともチップ製造施設、発電施設や木質資源活用ポイラー等の整備、未利用材の活用用の推進、木材の循環利用促進のための技術開発等が必要である。</p>	<p>木材産業における木質資源利用ポイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。      木くず焚きポイラー（平成18年度498施設→平成20年942施設）</p>	<p>○平成18年度は、12地域において、平成20年度は、23地域において、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。      ○平成20年度は、公募により選定された民間団体により、間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組が12課題選定され、実施。      ○平成18年度は、民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を1課題（平成17年度3課題）選定し、実施。      ○これまでに、26企業に対して木くず焚きポイラー等の導入に対するリース料の一部助成を実施。（平成20年度現在）</p>	<p>○林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等を行う。      ○（新）間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組や木質ペレット等の流通体制の整備等に対する支援を実施。      ○また、製材業、木材販売業等を営む企業（個人）が行う、木くずを燃料とする木くず焚きポイラーやバイオキエンの発生を抑制する焼却炉等のリース方式での導入に対し、そのリース料の一部を助成する。さらに、人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用を促進するための新技術・新製品の開発を推進する。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>今後とも循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。</p>	<p>第2回フオロアローアアップ時に2施設、第3回フオロアローアアップ時は4施設、第4回フオロアアップ時は2施設、今回は1施設の整備を実施しており、水産廃棄物等の再資源化及び処理の推進に貢献した。</p>	<p>平成16年度は、2施設、平成17年度4施設、平成18年度2施設、平成19年度1施設の水産廃棄物等処理施設の整備を実施。</p>	<p>○海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備を実施。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>○国産バイオ燃料の生産拡大に向け、食料供給と両立できるソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造する技術が確立する必要がある。      ○また、稲わら等のソフトセルロース系原料は広く、薄く存在することから、効率的に収集・運搬する技術が確立する必要がある。</p>	<p>ソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造するための実証事業を創設し、全国4地区で実証を開始した。</p>	<p>○平成20年度にソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造する技術が確立するための実証事業を創設し、平成20年度に3地区、平成21年度に1地区で事業を開始。      ○平成20年度採択地区は、稲わらの収集運搬実証を実施し、バイオ燃料製造設備の整備を了した地区から、原料の収集運搬からバイオ燃料の製造まで一貫した実証を実施。平成21年度採択地区はバイオ燃料製造設備の整備を開始。</p>	<p>○食料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術確立する取組を行う</p>	<p>農林水産省</p>

さらに、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善環境に資する持続的な農業生産を推進するとともに、都市部における雨水や農山村における稲わら、里地里山等の草質資源など未利用自然資源の利用を促進します。

<p>農林水産省</p>	<p>「農林水産省生物多様性戦略」(平成19年7月)に基づき、田園地域・里地里山の保全(環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産型整備の推進等)など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進します。</p>	<p>田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里山・海洋の保全など、生物多様性保全を重視した農林水産施策を推進。 平成20年度に、これら関連施策をより効果的に推進するため、農林水産省と生物多様性に関する定量的に計る指標の開発を開始。平成21年度は、農林水産省と生物多様性に関する国民理解を促進する方策として、生物多様性に配慮した農林水産物であることを生かす取組事例の調査、活用する生かすもの作成を実施。また、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動に対する支援を実施。</p>	<p>平成19年7月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、平成20年度以降の予算に反映しており、着実に推進している。</p>	<p>生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、現行の目標に代わる新たな目標が決定され、わが国農林水産業の生物多様性保全への貢献について国内外に発信し、理解を得る必要。</p>
<p>環境省</p>	<p>2. 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり</p> <p>&lt;評価と課題&gt; 循環型社会を具体化するために、地域住民等が中心となり、地方環境事務所等が重要です。バイオマス等について地域での循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより進め、その上で施設の整備等を行うことも可能な循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより進め、地域から循環型社会への変革を加速していくことが重要です。</p> <p>地域循環圏の形成については、各地で住民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体などの関係主体の連携による先進的な取組が進められています。今後は、これら先進・優良事例を継続・発展させるために、地方環境事務所等が中心となり、地方環境事務所等が重要です。さらに、地域循環圏の具体化に向け、地方公共団体等のこれまでにの実績やエコタウンなどの経験を踏まえつつ、地域住民等それぞれの地域の関係各主体の発意を重視して地域計画の策定を進める必要があります。</p> <p>&lt;今後の展開の方向&gt; 足元からの循環型社会づくりについては、モデル事業として先進的な取組を実施するとともに、先進・優良事例の展開に向け、地域循環圏構築のための計画づくりを関係主体の協働により進めるための支援を行うこと。</p>	<p>○中部地域、近畿地域、九州地域において、地域循環圏関係府県連絡会議や協議会を設置し、最適な規模の循環型社会を形成するための必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環型社会を形成するための調査、検討を実施。</p>	<p>○循環資源ごとに地域の特性を踏まえ、最適な循環圏の検討を推進。</p>	<p>○事業の効果的・効率的な実施及び実施結果の定量的な評価を行い、地域循環圏を形成するための仕組みづくりについて課題や問題点を整理する。</p>
<p>2 ①</p>	<p>地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげていきます。</p> <p>地域循環圏は、各主体が相互の連携・協働(つながり力)を通じて、各々の役割を積極的に果たしていきながら形成されます。</p> <p>国にあっては、国際・全国レベルで、また地方環境事務所を活用してプロダクトレベルで、地方公共団体の取組支援など各主体が連携・協働でき、役割を果たし、国と地方を軸に各主体が構想段階から協働して地域計画を策定し、循環型社会の形成のための基礎整備を推進していき</p>	<p>○地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO/NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な取組・事業をまとめた地域計画を策定する。また、各主体による基礎整備等の支援も活用し、一体的に構築を促すとともに、地域循環圏を総合的に計画的に実現する。</p>	<p>○地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO/NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な取組・事業をまとめた地域計画を策定する。また、各主体による基礎整備等の支援も活用し、一体的に構築を促すとともに、地域循環圏を総合的に計画的に実現する。</p>	<p>○地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO/NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な取組・事業をまとめた地域計画を策定する。また、各主体による基礎整備等の支援も活用し、一体的に構築を促すとともに、地域循環圏を総合的に計画的に実現する。</p>

まず、地域の循環圏の形成は循環資源の性質に基づいて、廃棄物の適正処理や生物多様性などの環境面や効率や処理コストなどの資源面や特性から、各地域の適な循環圏の形成を促す。一方、一定の地域のみで発生する資源は、又は廃棄物処理技術の高度な処理技術を要するものは、より広域的な地域で、適切な規模が一定程度明確なものは、より進められます。バイオマス系循環資源については、バイオマス系循環資源の活用を念頭に、新たなバイオマス系循環圏の形成を促す。バイオマス系循環資源の活用を念頭に、新たなバイオマス系循環圏の形成を促す。バイオマス系循環資源の活用を念頭に、新たなバイオマス系循環圏の形成を促す。

農林水産省（内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）

（再掲）  
 ○地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目標に、バイオマスの総合的な活用に向けた取組を推進。これまでの取組をさらに促進し、京都議定書義務等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な活用に向けた取組を推進。  
 ・技術的観点：エネルギー変換効率の向上等  
 ・地球的観点：バイオマスタウンを300市町村程度構築  
 ・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用等

○関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドホックザリグループ」において取りまとめられた平成21年度具体的行動計画に基づき取組を推進。○平成21年3月にバイオマスタウン加速化戦略委員会においてバイオマスタウン構想の実現及び一層の普及に向けた「バイオマスタウン加速化戦略」を策定。  
 ○地域の創意工夫に基づくバイオマスを効果的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。・バイオマスタウン構想を公表した市町村数  
 平成16年度末時点 13件  
 平成17年度末時点 44件  
 平成18年度末時点 90件  
 平成19年度末時点 136件  
 平成20年度末時点 196件  
 平成22年1月末時点 224件

○バイオマスの利活用については、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずらかしか進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。  
 ・バイオマス利活用率  
 年 20年  
 廃棄物系バイオマス 68% → 74%  
 未利用バイオマス 21% → 17%

○国産バイオ燃料の安定供給に向け、農林漁業者とバイオ燃料製造業者による連携促進や収集・運搬コストの削減、資源作物の開発等の技術・研究開発に対する支援が必要。  
 ○平成21年3月に取りまとめた「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき、バイオマスタウンの実現及び一層の普及が必要。  
 ○バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス利活用の推進  
 （平成21年6月 バイオマス活用推進基本法成立  
 平成21年9月 バイオマス活用推進基本法施行）  
 ○バイオマス活用推進基本計画の策定（予定）

○「バイオ燃料技術革新計画」（平成20年3月バイオ燃料技術革新協議会）に基づき、2015年から2020年に40円/リットルの製造コスト実現を目指し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に係る研究開発を推進。  
 ○バイオ燃料の導入促進に係る環境を整備するため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造する場場合に、その混合分に係る揮発油税及び地方道踏切の免稅措置を開始（平成21年2月25日より平成25年3月31日までの5年間）。  
 ○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を制定し（本年7月成立、8月施行）、エネルギー供給事業者による一定量の非化石エネルギー源の利用を義務付け。

2 ②	また、食品リサイクル法に基づく食品リサイクルの認定など、関係者との協働により大都市・地方都市など地域の特性に応じた、食料やエネルギーなどの地産地消の体制を構築します。	農林水産省、経済産業省、環境省	●	○食品リサイクル法に係る施策の充実・強化 商品の売れ残りや食糧の廃棄を抑制し、発生している食品廃棄物の処理を削減し、最終的に処分される量を減らすことと、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関係事業者（製造、流通、外食等）による食品資源の再生利用等を促進。	食品資源の再生利用率(平成19年度実績) 食品製造業 81% (前年度 81%) 食品卸売業 62% (前年度 62%) 食品小売業 35% (前年度 35%) 外食産業 22% (前年度 22%) 食品産業合計 54% (前年度 53%)  ○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル法の構築を要件とする新たな再生利用率計画については、平成21年10月末現在で計14件が認定されている。	再生利用率等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考へられる。 再生利用率事業計画の認定については、ほぼ毎月新たな認定要請が生まれており、順調に制度が活用されていると認識される。	資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。そのためには、①フードチェーン全体でのシステム構築と②新たな用途へのリサイクルに資する技術の改良・導入が重要。
2 ③	また、民間団体や自治体が行う回収・処理を行う生ごみの肥料化や廃油の飼料化・バイオ燃料化などの再資源化活動を営む地域コミュニティ・ビジネスの育成を図ります。	環境省	●	○循環型社会地域支援事業 NPO/NGOや事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組として、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実施事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。	平成21年度は54件応募があり、以下の7件の事業を採択して実施事業を実施した。  ・廃棄物自転車のリユース、リサイクルとレンタル自転車の観光振興 ・リモネを溶解剤とする漂着発泡スチロールの回収 ・プロスタによるエコシティ仙台創造プロジェクト ・「官都園」における生ごみ全量堆肥化による地域内・循環型社会の形成：市民、行政、企業の連携 ・竹鶏物語～3Rプロジェクト～ ・大字、藤人、商店街と地域が育む古着再利用事業「かさでらR」プロジェクト ・沖縄の特性を生かした生ごみルーブ形成事業 ・食品循環推進隊と堆肥化によるトータルな生ごみ循環システムの構築	引き続き事業を実施し、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を推進していく。	引き続き平成22年度も事業を公称して実施する予定。なお、取組事業については、概要をとりまとめた環境・循環型社会・生物多様性白書やwebマガジンRe-Styleにおいて紹介している。
2 ③	さらに、家畜排せつ物や下水汚泥などのバイオオマスの有効利用を推進します。	農林水産省	●	○家畜排せつ物等有機性資源のたい肥化や再生可能エネルギーとしての利活用などによる循環型利用の促進等を推進する。	平成19年3月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく国の基本方針を閣議し、これに伴い、都道府県計画の見直しが行われた。 H19年度…9県 H20年度…31県 H21年度…40県	家畜排せつ物法の管理基準適用農家戸数に占める、施設整備(H16)から89.3%(H20)に増加し、家畜排せつ物の管理の適正化によるたい肥の利用等が進んでいる。	引き続き、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用を促進。

国土交通省	<p>●</p> <p>○下水汚泥関係（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都議定書目標達成計画」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、下水汚泥の緑農地利用や建設資材利用、バイオガス等のエネルギーとしての有効利用を推進</li> <li>・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）を推進</li> </ul>	<p>○下水汚泥のリサイクル</p> <p>平成15年度の下水汚泥リサイクル率は約64%</p> <p>平成16年度の下水汚泥リサイクル率は約67%</p> <p>平成17年度の下水汚泥リサイクル率は約70%</p> <p>平成18年度の下水汚泥リサイクル率は約74%</p> <p>平成19年度の下水汚泥リサイクル率は約77%</p> <p>○下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>平成19年度の下水道バイオオマスマリサイクル率は約22%</p> <p>○新世代下水道支援事業制度として、平成18年度に下水汚泥を消化し、得られた消化ガスを発電の燃料や天然ガス自動車用の燃料として有効利用する事業を1件採択した。また、生ゴミ等を受入れ、下水汚泥と併せて消化し、得られた消化ガス等有効利用する事業を平成17年度に1件、平成21年度に2件採択した。</p> <p>○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）の推進</p> <p>平成18年3月にLOTUSプロジェクトとして選定された技術の開発状況を検討した。以下のスケジュールでLOTUSプロジェクトとして開発すべき技術の検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年8月</li> <li>・下水道技術開発プロジェクト委員会</li> <li>・平成17年4月～平成21年3月</li> <li>・研究開発期間</li> <li>・平成20年3月</li> <li>・評価終了</li> </ul>	<p>○下水汚泥のリサイクル</p> <p>約77%（平成19年度）の下水汚泥がリサイクルされており、循環型社会の推進に向けて引き続き下水汚泥のリサイクルを推進する。</p> <p>○下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>下水汚泥中の有機物のうち肥料などの緑農地利用、バイオガス・汚泥燃料等としてエネルギー利用されたものは、約22%（平成19年度）であり、目標達成に向け取組を推進。</p> <p>○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）の推進</p> <p>引き続きLOTUSプロジェクトとして選定された開発すべき技術の開発や評価するための委員会の開催等を行った。</p>	<p>○下水汚泥リサイクル率</p> <p>平成19年度末の目標値（68%）を既に達成しており、より一層の推進を図る。</p> <p>○下水道バイオオマスマリサイクル率</p> <p>社会資本整備重点計画に示された平成23年度末の目標値（39%）の達成に向けて、下水汚泥のエネルギー利用等を引き続き支援</p> <p>○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）の推進</p> <p>プロジェクトで開発された「スラッジ・ゼロ・デイスチヤージ技術」及び「グリーン・スラッジ・エネルギー技術」の普及を推進。</p>
-------	--	---	--	---

2 ④	製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、各種個別リサイクル法や着源有効利用促進法に基づく措置を着実に実施するほか、廃棄物処理法の広域認定・再生利用認定を適切に活用します。	環境省（廃対策、産廃課）	<p>●</p> <p>○平成9年に改正された廃棄物処理法に基づき、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることを環境大臣が認定し、認定を受けた者については業及び施設設置の許可を不要とする制度（再生利用認定制度）を設けるとともに、平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことにより、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者（広域認定制度）を設けたところ。</p>	<p>○再生利用認定制度 平成20年度末までに、一般廃棄物では、63件の認定を、産業廃棄物では48件の認定。</p> <p>○広域認定制度 平成20年10月には広域認定制度の対象となる一般廃棄物に廃印刷機及び廃携帯電話用装置を追加。 平成20年度末までに、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進するため、一般廃棄物では73件、産業廃棄物では169件の認定。</p>	<p>○平成20年度におけるSC省資源化連携促進事業については、20企業チームに関する事例案を作成した。</p> <p>○製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムの情報提供を行った。</p>	<p>○平成22年度におけるSC省資源化連携促進事業については、引き続きサブライフェーター企業チームへの診断等を実施するとともに、他企業チームへの展開を図る。</p> <p>○平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するにとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。</p> <p>平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p> <p>地方公共団体等が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、引き続き地方財政措置を講じる。</p>
2 ⑤	産業間連携により、サブライフェーターの更なる資源利活用を進め、多段階での資源の有効利用を図る。また、回収体制の充実、消費者との連携強化、再生技術・システムの高度化を図ります。	経済産業省	<p>●</p> <p>○製品のサブライフェーター全体の資源投入量低減を図るため、モデル事業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じたた省資源型ものづくりの優良事例創出を図る。（以下、SC省資源化連携促進事業という）</p> <p>○また、3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計、製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。（以下、製品3R環境配慮情報提供事業という）</p>	<p>○SC省資源化連携促進事業については、サブライフェーターを構成する企業チームの連携による副産物リユースや環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施。</p> <p>・平成20年度：20企業チーム ・平成21年度：30企業チーム ○平成20年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報の評価指標を作成し、それらを消費者にわかりやすく情報提供する手法を検討。</p>	<p>○平成20年度におけるSC省資源化連携促進事業については、それぞれ、改善提案を行う、20企業チームに関する事例案を作成した。</p> <p>○製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムの情報提供を行った。</p>	<p>○平成22年度におけるSC省資源化連携促進事業については、引き続きサブライフェーター企業チームへの診断等を実施するとともに、他企業チームへの展開を図る。</p> <p>○平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するにとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。</p> <p>平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p> <p>地方公共団体等が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、引き続き地方財政措置を講じる。</p>
2 ⑥	これら循環資源に共通して、循環型社会の形成に向けて各主体間で取組を進め、より効果的な取組を行うほか、廃棄物処理施設整備に対する支援についても、地域循環圏の形成に係る事業に重点	総務省	<p>●</p> <p>○環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される廃棄物の発生抑制の促進等の取組を支援するため、ソフト事業及びハード事業に対して、所要の地方財政措置を講じている。</p>			

化するなどの支援を進めます。

<p>● 環境省</p>	<p>○循環型社会形成推進交付金 廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル関連施設、エネルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、交付金による支援を行っている。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が進まれ、リサイクル率向上や発電能力向上等に繋がっている。</p> <p>(リサイクル率) H17:19.0% H18:19.6% H19:20.3%</p> <p>(発電能力) H17:1,512MW H18:1,590MW H19:1,603MW</p> <p>(最終処分場残余年数) H17:14.8% H18:15.6% H19:15.7%</p>	<p>リサイクル率、発電能力、最終処分場残余年数ともに、第4回フォローアップ(H17の数値)から今回フォローアップ(H19の数値)の間に着実な向上がみられ、本施策による取組が進んでいるものと評価している。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が進まれ、リサイクル率等の向上に繋がっているが、他方、現下の厳しい財政状況等により、施設更新等が進まず、施設の老朽化が進んでいる。今後は、新たな施設整備に加え、既存の廃棄物処理施設の基幹的設備改良を推進し、合理的かつ効果的な施設整備を進める必要がある。</p>
<p>● 環境省</p>	<p>○循環型社会地域支援事業(再掲) NPO/NGOや事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組を、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。</p>	<p>平成21年度は54件応募があり、以下の7件の事業を選択して実証事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄自転車のリユース、リサイクルとレンタル自転車での観光振興</li> <li>・リモネン溶解剤とする漂着発泡スチロールの回収</li> <li>・プロスポーツによるエコシティ仙台創造プロジェクト</li> <li>・「首都圏における生ごみ全量堆肥化による地域内・循環型社会の形成：市民、行政、企業の連携</li> <li>・竹藪物語～3Rプロジェクト～</li> <li>・大学、隣人、商店街と地域が育む古着再利用事業「かさでらR」プロジェクト</li> <li>・沖繩の特性を生かした生ごみループ形成事業</li> <li>・生ごみ循環システムと堆肥化によるトータルな生ごみ循環システムの構築</li> </ul>	<p>引き続き事業を実施し、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を推進していく。</p>	<p>引き続き平成22年度も事業を公募して実施する予定。なお、採択事業については、概要をとりまとめた環境・循環型社会・生物多様性白書やwebマガジンRe-Styleにおいて紹介している。</p>

<p>2 ①</p> <p>また、特に広域的な地域循環圏について、エコタウンの活用等リサイクル産業の集積や企業間連携による支援を行うほか、リサイクルポールの推進による海上輸送の円滑化等、環境負荷の低い静脈物流システム構築を図ります。</p>	<p>経済産業省・環境省</p>	<p>○エコタウン事業の取り組み それぞれ地域の特性を活かし、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうるものと認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体に質するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。ソフト事業は平成16年度限りで廃止、ハード事業は平成17年度限りで廃止</p>	<p>事業の実施により、これまで26地域のエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を承認。 併せてプラン中の62中核リサイクル施設整備事業（環境省補助分を含む）及びソフト事業に対し財政支援を実施（平成22年1月現在）。</p>	<p>自治体、事業者、市民などの全国のエコタウン関係者が集う全国エコタウン大会を川崎市にて開催し、エコタウン事業の新たな展開に向けて情報交換等を実施。</p>	<p>全国エコタウン大会やエコタウン行政連絡会議を開催し、情報交換の場をつくるとともに、「エコタウンプラン」の承認等を通じて循環型社会形成を目指す。</p>
<p>2 ②</p> <p>また、これらの大前提として、廃棄物の適正処理など、循環資源の適正な利用・処分確保、生活環境の保全を図ります。（5）循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実（参照）。さらに、地域によって循環資源の量、施設規模、再生品等の需要が均衡しないことなども考えられるため、適切な情報に基づき地域間連携を図ります。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>● 静脈物流システムの構築(1)（再掲） 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成を促進する。 ＜リサイクルポートにおける企業立地数＞ 目標値：平成19年度188社→230社（平成24年度）</p>	<p>平成18年までに、21港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。 ○静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。 ○港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。 ○第三セクター等が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。 ○循環資源の回収から再利用・再生利用、適正処理の各段階における課題の抽出を実施。</p>	<p>第1次計画（第4回フォローアップ時）以降、業績指標を「循環資源国内輸送コスト低減率」から「リサイクルポートにおける企業立地数」に変更した。平成20年度、平成21年度の企業立地数は208社であり、平成19年度より20社増加している。平成24年度目標に向けて順調に進展している。</p>	<p>官民の連携促進、静脈物流基盤の整備を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。 また、循環資源に係る港湾管理運用ルールの共通化や海上輸送の特性を活かしたコンソーシアム方式によるリサイクルチャーム方式の構築のための制度改善に取り組み。</p>
<p>3</p> <p>一人一人のライフスタイルの変更 ＜評価と課題＞ ライフスタイルを具体的に改善するために、学校教育において環境教育を充実していくとともに地域ぐるみでの環境教育が重要で、特に、レジ袋の削減に関心が高まっている時期を捉え、市民への普及啓発や情報発信を進めるとともに、ポイント制や有料化等手法ごとの効果を把握することが重要で、 ＜今後の展開の方向＞ リサイクルのみならずライフスタイルの方向性も参加した社会的な条件整備を行うこと。</p>	<p>環境省</p>	<p>○各地域で発生する循環資源及び既存の再資源化・適正処理施設は地域によって様々であるため、地域の特性を活かした形で循環資源の利用を進め、併せて地域の活性化を図っていく。各地域において、精製段階から関係主体が連携・協働し、適切な情報に基づき地域間連携を図る。</p>	<p>○循環資源ごとに地域の特性を踏まえ、最適な循環の範囲の検討を推進。</p>	<p>○事業の効率的・効果的な実施及び実施結果の定量的な評価を行い、効果的な手法を取りまとめ情報発信する。</p>	<p>○事業の効率的・効果的な実施及び実施結果の定量的な評価を行い、効果的な手法を取りまとめ情報発信する。</p>

<p>文部科学省</p>	<p>●</p>	<p>○環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備          エコスクールの整備を促進し、環境教育・環境学習等の推進を図る。          ・公立学校を対象に、エコスクールパイロット・モデル事業を認定し、施設整備費の国庫補助を行う。</p> <p>(新) ・「エコキャンパス推進事業」として、私立学校が温室効果ガス排出抑制等のために実施する、太陽光発電装置の設置や新工ネルギーの活用、断熱材や空調施設等の改修、校舎内外の緑化など環境に配慮した校舎施設の改修工事に要する経費の一部を補助する。</p>	<p>○平成21年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコスクールパイロット・モデル事業として新たに157校を認定し、エコスクールの整備を推進。              エコスクールパイロット・モデル事業の認定実績              平成18年度 70校              平成19年度 79校              平成20年度 104校              平成21年度 157校              全951校（平成9年～平成21年8月現在）</li> </ul> <p>・「エコキャンパス推進事業」の採択先について、現在選定中。</p>	<p>新たに公立学校340校、私立学校10校の環境を考慮した施設整備が行われ、授業や課外活動などにおける環境教育や学校施設のエコ化に役立てられている。</p>	<p>平成22年度以降ににおいても、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進を図る。</p>
<p>農林水産省</p>		<p>○グリーン・ツーリズムを総合的に推進する一環として、農山漁村情報の受発信、交流の拠点施設の整備等を支援。</p>	<p>○平成17年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン・ツーリズムポータルサイトの内容を充実</li> <li>・人材育成として全国で878人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成</li> <li>・交流の拠点施設の整備として全国19カ所で交流施設等の整備を実施。</li> <li>○平成18年度の状況</li> <li>・人材育成として全国で705人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成。</li> <li>・交流の拠点施設の整備として全国20カ所交流施設等の整備を実施。</li> <li>○平成20年度の状況</li> <li>・交流拠点施設の整備として全国6カ所で整備を実施。</li> <li>○平成21年度の状況</li> <li>・交流拠点施設の整備として全国5カ所で整備計画。</li> </ul>	<p>○平成15年度より延べ2,707人のインストラクター等を育成し、グリーン・ツーリズムを担う人材が順調に増加している。</p> <p>○交流の拠点施設は平成15年度より延べ97カ所で整備され、交流の拠点となる施設は順調に増加している。</p>	<p>都市住民のニーズを的確に把握し農山漁村情報の提供を行っていくことが重要である。農山漁村地域の活性化、都市と農山漁村の共生・対流の実現に向け、引き続きグリーン・ツーリズムの総合的な施策を実施する必要がある。</p>

農林水産省	<p>○地球温暖化防止等森林の持つ公益的機能や、社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。</p>	<p>○平成20年度の状況 ・文部科学省と連携して子どもたちが森林内で様々な体験ができる機会を提供する「森の子」から活動推進プロジェクトを推進。 ・国有林で学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進</p> <p>平成19年度末現在 139箇所 5,572ha 平成20年度末現在 152箇所 6,361ha</p>	<p>平成20年度に新たに13箇所の「遊々の森」が設定され、森林教室や体験林業など森林環境教育が実施された。</p>	<p>○広範な連携・協力による里山林等を活用した森林環境教育の推進 ○森林体験活動の場等条件整備の推進 ○「遊々の森」については、引き続き積極的な設定等を推進し、国有林野を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへの確に対応。</p>
環境省	<p>○地方環境事務所において環境教育等への取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国7箇所の地方環境事務所において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習の取組を実施。</li> <li>・6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントの開催や「環境白書を読む会」を開催するなど、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。</li> </ul>	<p>環境学習及び環境保全に対する普及啓発の主な取組 18年度：239件（この内、循環型社会形成に関する内容は138件） 17年度：158件（この内、循環型社会形成に関する内容は50件） 16年度：163件（この内、循環型社会形成に関する内容は43件）</p>	<p>地方環境事務所の18年度の取組件数は、増加しており、国民の環境問題についての関心は、着実に高まっている。</p>	<p>○環境教育環境学習については、その重要性や、小中学校の学習の場での環境問題への関心の高さに鑑み、地方環境事務所において、今後も取組を継続していく必要がある。 ○現状においては初上での学習が主となっており、今後には実体験を元にした学習方法を構築していく必要がある。 ○地域住民自ら環境保全へ参加実践する拠点として、環境パートナーシップオファイスの整備充実を図っている。</p>
環境省	<p>○グリーン購入の促進 ・パンフレットの作成配布やセミナーの開催等を通じて積極的に普及啓発を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進するため、マニュアルの作成配布や研修会の開催等を通じて、地域ネットワークづくりのためのノウハウを普及する。</li> <li>・行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。</li> </ul>	<p>平成20年度は全国2カ所でグリーン購入セミナーを開催 平成16年6月から運用を開始したグリーン購入取組事例データベースを更新し、情報提供の推進を図った。 平成20年度のアンケート調査結果 ・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は、76.0%*（平成17年度は44.2%）、都道府県及び政令指定都市では100%（平成17年度は100%） （※なお、平成18年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙類や文具等の品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。） ・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業は、上場企業の77.6%、非上場企業の70.3%</p>	<p>上場企業、非上場企業、地方公共団体のうち、グリーン購入に取り組んでいないが、地方公共団体においては、アンケート方法変更の影響があるものの、平成27年度数値目標の達成に向けて進捗したと言える。</p>	<p>今後引き続き情報提供に努めるとともに、セミナー等、組織でのグリーン購入の取組を更に促進するため、これまでのセミナーに加え、企業や団体等を対象に実務研修会等を行う必要がある。 （グリーン購入推進のため、2回開催し、地域ネットワークが12回となった。平成20年度アンケート調査結果では、組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.0%、グリーン購入を実施している企業は、上場企業が77.5%、非上場企業が70.3%。）</p>

農林水産省	<p>○地球温暖化防止等森林の持つ公益的機能や、社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。</p>	<p>○平成20年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省と連携して子どもたちが森林内で様々な体験ができる機会を提供する「森の子」プロジェクトを推進。</li> <li>・国有林で学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設置等を推進</li> </ul> <p>平成19年度末現在 139箇所 5,572ha 平成20年度末現在 152箇所 6,361ha</p>	<p>平成20年度に新たに13箇所の「遊々の森」が設定され、森林教育や体験学習など森林環境教育が実施された。</p>	<p>○広範な連携・協力による里山教育の活用した森林環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林体験活動の場等条件整備の推進</li> <li>○「遊々の森」については、引き続き積極的な設定等を推進し、国有林を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへの確定的対応。</li> </ul>
環境省	<p>○地方環境事務所において環境教育等への取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国7箇所の地方環境事務所において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習の取組を実施。</li> <li>・6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントの開催や「環境白書を読む会」を開催する等、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。</li> </ul>	<p>環境学習及び環境保全に対する普及啓発の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>18年度：239件（この内、循環型社会形成に関する内容は138件）</li> <li>17年度：158件（この内、循環型社会形成に関する内容は50件）</li> <li>16年度：163件（この内、循環型社会形成に関する内容は43件）</li> </ul>	<p>地方環境事務所の18年度の取組件数は、増加しており、国民の環境問題についての関心は、着実に高まっている。</p>	<p>○環境教育環境学習については、その重要性や、小中学校の学習の場での環境問題への関心の高さに鑑み、地方環境事務所において、今後も取組を継続していき、必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状においては机上での学習が主となっているため、今後は実体験を元にした学習方法を構築していく必要がある。</li> <li>○地域住民自ららが環境保全へ参加実践する拠点として、環境パートナーシップオファイスの整備充実を図っている。</li> </ul>
環境省	<p>○グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの作成配布やセミナー開催等を通じて積極的に普及啓発を行う</li> <li>・各地域でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進するため、マニフェストの作成配布や研修会を開催等を通じて、地域ネットワークづくりのためのノウハウを普及する。</li> <li>・行政機関や企業がそれぞれホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。</li> </ul>	<p>○平成20年度は全国2カ所でグリーン購入セミナーを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成16年6月から運用を開始したグリーン購入取組事例データベースを更新し、情報提供の推進を図った。</li> <li>○平成20年度のアンケータを実施している地方公共団体は76.0%*（平成17年度は44.2%）、報道関係及び行政指定都市では100%（平成17年度は100%）</li> <li>（※なお、平成18年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙質や文具等の品目別に分けて実施する問うものに変更しているものとみかけた。）</li> <li>・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業は、上場企業の77.5%、非上場企業の70.3%</li> </ul>	<p>上場企業、非上場企業、地方公共団体のうち、グリーン購入に取組んでいる割合は、上場企業・非上場企業においては大きな増減はないが、地方公共団体にあっては、アンケート方法変更の影響があるものの、平成27年度数値目標の達成に向けて進捗したと言える。</p>	<p>今後引き続き引き続き情報提供に努めるとともに、セミナー等の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、船越でのグリーン購入の取組を更に促進するため、これまでのセミナーに加え企業や団体等を対象に実務研修会等を行っていく必要がある。</li> <li>（グリーン購入推進のため）</li> <li>○グリーン購入を平成20年度に2回開催し、地域ネットワークが12団体となった。平成20年度アンケート調査結果では、組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.0%。</li> <li>○グリーン購入を実施している企業は、上場企業が77.5%、非上場企業が70.3%。</li> </ul>

3 ②	<p>また、容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）をはじめ、各界のオピニオン・リーダーとも連携し、実際にどのような行動を示し、一人が取ればよいのかを示す。</p>	環境省		<p>○地域における環境パートナーシップの形成 循環型社会の形成に向けた地域づくりと、環境型社会から、地域におけるNPO・NGOなどの様々な主体による協働の取組が重要なこととから、その基盤づくりを努めるとともに、先駆的な取組を支援していく。</p>	<p>環境調査研修所においては、国及び地方公共団体に携わる職員等の環境教育・環境学習に関する賞の向上のためにこれまでも環境教育研修、環境パートナーシップ研修等を実施してきており、今後も検討を続け内容の充実を目指す。 地域における環境パートナーシップ形成については、その拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国に設置しているところ（16年度は、中部・近畿・中国、17年度は北海道・東北、18年度は四国、19年度は九州にそれぞれ設置。）。</p> <p>平成21年5月に22名の容器包装廃棄物排出抑制推進員（通称：3R推進マイスター）を新たに委嘱し、合計91名の3R推進マイスターが普及啓発活動を行っている。3R推進マイスターに対して、平成21年1月に行われた容器包装3R推進全国大会に併せて研修会を開催し、最新知識の習得、情報の共有等を行った。また、平成21年10月には関東地方在住の3R推進マイスターを対象に千葉市で同様の研修会を開催した。</p>	<p>○地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。 ○16年度より開始した環境パートナーシップ研修については、研修生による評価は高い。</p>	<p>○今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修コンペを実施に取り組んでいく予定。 ○全国に設置した地方環境パートナーシップオフィスを活用し、環境パートナーシップの全国的なネットワークの形成を促進する。</p>
3 ③	<p>また、国民、NGO/NPO等、事業者等によるコミュニケーションを促進するシステマの形成を推進し、各主体の取組を支援します。 例えば、リターナブルびんなどのリユース容器の活用など、各主体が連携した活動の推進、対策等の先導的な取組を支援し、表彰などを通じて全国</p>	厚生労働省		<p>○事業者が行う3R活動の推進 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会（医薬品等に限る）について、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付すること</p>	<p>平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、 ・ 内閣総理大臣賞 1件 ・ 厚生労働大臣賞 17件 ・ 3R推進協議会長賞 16件 が交付された。</p>	<p>22名の3R推進マイスターを新たに委嘱したことで、全国のほとんどの都道府県に3R推進マイスターの配置がされるようになり、地域の3R普及啓発活動に貢献している。</p>	<p>全国の都道府県に少なくとも1名以上の3R推進マイスターを配置することを旨とする。また、各地で研修会を開催するなどして、研修会に参加する機会を増やし、3R推進マイスターとしての資質の向上を図る。</p>
3 ④					<p>平成21年度以降も引き続き当該表彰制度を通じて製薬業界における3R活動の意識啓発に努めたい。</p>	<p>製薬業界においても確実に3Rの取組が定着していると思われる。</p>	

に発信していきます。

<p>経済産業省</p>	<p>○3R（リデュース・リユース・リサイクル）普及啓発活動を実施。</p> <p>○各主体に対して3R関連法や制度の周知を図るとともに、各主体の3R活動の実践を促す。</p> <p>○各種普及啓発資料の作成・配付、ホームページの運営。</p> <p>○3R製品のイメージアップのための広報戦略を展開。</p> <p>○毎年10月のリデュース・リユース・リサイクル推進月間（3R推進月間）における普及啓発活動等を実施。</p>	<p>○容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の排出抑制促進措置（平成19年4月施行）及び再商品化義務の適切な履行（ただ乗り事業者対策）の周知徹底を図るため、新聞に広告を掲載。</p> <p>○「資源循環ハンドブック2007」、「なっとく、知ッつく3R」、「容器包装リサイクル法」などのパンフレットを作成・配布。また、容器包装リサイクル教材などの体験教材を作成、各種展示会等へ出展・貸出。さらに、3R教育に関する取組事例集を作成し、全国の都道府県教育委員会等に配布。経済産業省サイト内の「3R政策」ホームページにおいて、審議会等の情報を随時追加。</p> <p>○エコプロダクツ2008において、携帯電話回収PRを中心に、3Rの普及啓発を実施。</p> <p>○3R推進月間関連として、「3R推進功労者等表彰」、「資源循環技術・システム表彰」等の各種行事の開催を引き続き後援。</p> <p>・「3R推進功労者等表彰」</p> <p>3R関係8府省と連携し、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校、特に関係の認められる事業所等を表彰。平成20年度：内閣総理大臣賞1件、各府省大臣賞117件</p> <p>3R推進協議会会長賞 89件</p> <p>平成21年度：内閣総理大臣賞1件、各府省大臣賞116件</p> <p>3R推進協議会会長賞 75件</p>	<p>○容器包装リサイクル法の改正に伴い、その普及啓発を重点的に実施（新聞広告、パンフレット等）。</p> <p>○各種パンフレットの作成配布により、普及啓発を実施。3Rへの理解を深め、日常生活での3R実践に資する体験教材の拡充・貸出を継続。</p> <p>○「3R推進功労者等表彰」については、引き続き関係府省と連携し実施「資源循環技術・システム表彰」についても、引き続き実施。</p> <p>3R推進月間については、引き続き政府の重点広報項目として、普及啓発活動を展開。</p>	<p>○作成した普及啓発資料及びホームページによる効果的な普及啓発、3R推進月間を活用した関連行事の実施を継続。</p> <p>○3Rに関心の薄い層への展開を図るため、各取組の連携を図る。</p>
<p>局長賞 3件</p> <p>クリン・ジ・ワッ・セカ-会長賞 6件</p> <p>クリン・ジ・ワッ・セカ-奨励賞 3件</p> <p>平成21年度：経済産業大臣賞 1件</p> <p>経済産業省産業技術環境局長賞 4件</p> <p>クリン・ジ・ワッ・セカ-会長賞 11件</p> <p>クリン・ジ・ワッ・セカ-奨励賞 3件</p> <p>○政府公報を活用し、TV、ラジオ、新聞、雑誌等、幅広いメディアで普及啓発活動を実施。</p>	<p>・「資源循環技術・システム表彰」の実施</p> <p>3Rの促進に寄与する優れた事業を表彰し、それらの事業・取組の奨励・普及、新規ビジネスの創出を目的としたもの。</p> <p>平成20年度：経済産業省産業技術環境局長賞 3件</p>			

<p>また、今後急増が見込まれる高齢者の持つ知識や技術の活用・継承等も図りつつ、地域住民の積極的な参加による生活用品などの市民リサイクルの取組やフリーマーケットの開催、リサイクル・リペアショップの利用等を先進事例の紹介などにより促進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>●</p>	<p>○循環型社会形成推進功労者表彰 廃棄物の発生量の抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の適切な推進に顕著な功績があった個人、企業、団体を表彰し、その功績をたたえて、循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成18年度から実施している。</p>	<p>平成21年10月に千葉市において行われた「第4回3R推進全国大会」の式典の中で、個人の一部5名、企業の一部21法人、団体の一部12団体に對して大臣表彰を行った。</p>	<p>循環型社会に関する普及啓発の着実な展開を図った。</p>	<p>循環型社会の形成推進のため、今後も引き続き実施していく。</p>
<p>3 ④</p>	<p>内閣府</p>		<p>(廣) ○先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業 省資源・省エネルギーや地球温暖化防止、循環型社会の形成等を促進する観点から、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動や普及啓発活動を公募し、モデル的に実施するとともに、その成果を広く全国に普及、定着させる。</p>	<p>国民一人一人のライフスタイルの改革を進めるために、3Rの取組についての基礎的な情報を整理し提供するために、野球場におけるリユースカップスの実証実験や課題整理を実施した。</p>	<p>コスト面、運用面について良い事例を形成するとともに、施設やイベント主催者の意識と顧客側の意識の双方を改革するするために必要なデータ・情報を収集した。</p>	<p>平成19年度限りの事業業務見直しにより実施しないこととした。</p>
<p>環境省</p>	<p>環境省</p>		<p>○リデュース・リユース促進に向けた取組を一層推進していく観点から、リユースカップスの普及や取組支援を行う。</p>	<p>○「第4回3R推進全国大会」 ・平成21年10月16日～18日 千葉市において市民、企業、事業者、自治体職員が参加し多くのイベントが開催され、3Rの普及を促進。 ○「3R推進地方大会」 ・地方環境事務所毎に、全国7ブロックにおいて開催 ・地方環境事務所を活用した各地域の3R推進に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイババグキャンペーン等。</p>	<p>3R推進に関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、循環型社会に関する啓発普及の着実な展開を図った。</p>	<p>リユースカップスの普及や取組支援については、今後、NGO/NPOや地域コミュニティなどにおいて取組と相まって（場合によっては双方を連携させつつ）進めていくとともに、衛生面のガイドライン作成に向けた検討を行うていく。</p>
<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>●</p>	<p>○3R推進全国大会 大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会推進のため、国民、事業者、行政が一層に参し、それぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルなど3Rの推進に関する理解を深める。</p>	<p>○「第4回3R推進全国大会」 ・平成21年10月16日～18日 千葉市において市民、企業、事業者、自治体職員が参加し多くのイベントが開催され、3Rの普及を促進。 ○「3R推進地方大会」 ・地方環境事務所毎に、全国7ブロックにおいて開催 ・地方環境事務所を活用した各地域の3R推進に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイババグキャンペーン等。</p>	<p>3R推進に関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、循環型社会に関する啓発普及の着実な展開を図った。</p>	<p>廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など廃棄物減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、基調講演等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着した循環型社会の推進を図る。</p>

<p>3-⑤</p>	<p>環境省</p>	<p>○各主体間のネットワークの構築 各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を構築に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。</p>	<p>○地球環境パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を策進。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。 ○地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。 ○NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を実施。特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を実施。</p> <p>コンテツとして、 1) 特定のテーマに関する特集 2) 著名人や芸術家等の日常生活における環境にやさしい取組やライフスタイルなどのインタビュー形式での紹介 3) 環境保全をテーマとするイベント等における取組や時事問題、2)で取り上げられない緊急イベント等2)のレポート等について、それぞれ1ヶ月に1、2回程度の更新を行うとともに、その他身近な情報や取組を検索するためのデータベース等を掲載し、3Rに配慮したライフスタイルに関する情報を提供した。</p>	<p>○地球環境パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を策進。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。 ○地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。 ○NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を実施。特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を実施。</p>	<p>各主体が協働で事業を実施し、政策立案に多様な主体が関わるためのルールと適正な仕組みの検討をより一層進めていく必要がある。</p>
<p>4</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○グリーン・サーバイジング事業</p>	<p>4 循環型社会ビジネスの振興 &lt;評価と課題&gt; 循環型社会ビジネスの振興に関しては、レンタル・リース業、リペアビジネス等リデュース・リユースに関する情報を、一般市民にも分かるとともに、国自らが率先して適正な再生品等のグリーン製品・サーバイジング製品・サーバイジング製品・サーバイジング製品の導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の自主的取組を促進していくことが重要です。</p>	<p>○グリーン・サーバイジングモデル事業 探採団体の広報、経済産業省ホームページ、イベントでのセミナー開催、成長発表会、事例集、新聞や雑誌等により、「グリーン・サーバイジング」という語句の意味やその活動内容が周知され、環境ビジネスと容れ、ある程度の広がりがみられた。</p>	<p>○グリーン・サーバイジング事業について グリーン・サーバイジング事業は、従来の「サーバイジング」としては、従来の「サーバイジング」よりも、物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサーバイジング等の活用やリユースの取組に対する支援を行っている。</p>

国土交通省	<p>○ 環境にやさしい資材や建設機械の特定とその使用の推進        グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進するもの。</p>	<p>○ グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進        ○ 環境負荷低減効果を有する建設機械の使用の推進（平成14年4月から）        ○ 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用の推進（平成15年4月から）        ○ 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）や製材や集材等の調達を推進（平成16年4月から）        ○ 電気炉酸化スラグ骨材や再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）等の調達を推進（平成17年4月から）        ○ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材やビニル系床材等の調達を推進（平成18年4月から）        ○ フローリングの調達を推進（平成19年4月から）        ○ 「再生材料を利用した型枠」の調達を推進（平成20年4月から）        ○ 「鉄鋼スラグブロック、再生プラスチック製中央分離帯ブロック、送風機、ポンプ」の調達を推進（平成21年4月から）        ○ 「中温化アスファルト混合物、高日射反射率防水、高日射反射率塗料、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」の調達を推進（平成22年4月から）</p>		<p>引き続き調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考と直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。</p>
-------	--	---	--	---

●

○グリーン購入の促進  
 ・国自らも事業者・消費者としてグリーン購入を行う。  
 ・環境ラベル等データベースや、特定調達物品情報提供システムをインターネット上に公開している。  
 ・行政機関や企業がそれぞれホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。  
 ・アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業）の約50%及び非上場企業（従業員500人以上の非上場企業及び事業所）の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とする。

○平成17年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において95%以上の高い調達率を達成。  
 ○環境ラベル等データベースにおいては、平成14年8月から本格的な運用。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新。  
 ○特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始し、年4回の更新。  
 ○グリーン購入取組事例データベースは、平成16年6月から運用を開始した。  
 ○情報提供の推進や地方におけるグリーン購入セミナー等を通して、グリーン購入の取組の普及を図っている。  
 ○小規模自治体を主に対象として、グリーン購入に容易に取り組めるような簡易なマニュアルを作成したところだが、内容を更に精査し、地方公共団体への普及に努める。  
 ○平成20年度のアンケート調査結果  
 ・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.0%※（平成17年度は44.2%）都道府県及び政令指定都市では100%（平成17年度は100%）  
 （※なお、平成18年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙類や文具等の品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。）  
 ・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業 上場企業の77.5%、非上場企業の70.3%  
 （※なお、設問の一部を変更しており、何らかの形で実施しているものについては、全て実施しているものとみなした。）

○国等の各機関における特定調達物品の調達率については、前年に引き続き、ほとんどの品目において、95%以上の高い水準となっており、国等におけるグリーン購入は、更に定着したといえる。  
 ○各種の情報提供データベースは、定期的に情報の追加・更新を行っており、第3回フォローアップ時と比較して、更に充実したといえる。

○地方公共団体、特に市区町村におけるグリーン購入の取組の進展が運れてい  
 るため、地方公共団体に対するグリーン購入の取組推進方策の強化が必要である。  
 ○地方公共団体のグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入取組ガイドラインを平成19年6月に策定した。  
 ○更に消費者に環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン購入取組事例データベースを利用してもらい、グリーン購入を促進していくため、更なる情報内容の充実を図る。  
 （平成20年度のアンケート調査結果  
 ・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.0%（平成17年度は44.2%）都道府県及び政令指定都市では100%）  
 （※なお、平成18年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙類や文具等の品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。）  
 ・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業上場企業の77.5%、非上場企業の70.3%）  
 （※なお、設問の一部を変更しており、何らかの形で実施しているものについては、全て実施しているものとみなした。）

<p>また、履類性確保を図りつつ、循環型社会ビジネス市場が拡大するよう、再生品等の品質向上させ、再生品等の品質・安全性に、環境性等に関する適正な評価や表示、環境ラベリングやグリーン調達情報、サステナビリティ関連情報を、一般市民にも分かるよう適切に提供することを目指す。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○ライフサイクルアセスメントの普及、環境保全型の製品の普及を促進するため、幅広い製品群を対象として、その環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価するLCA評価手法について、多くの企業が取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきたところである。</p>	<p>○LCA実施のためのガイドライン及び原単位情報(素材等の環境負荷量算出のための換算係数)データベースを作成した。 ○アジア諸国のLCA人材を育成する観点から、タイ、マレーシアを対象として、データベースの開発に向けわが国の専門家を派遣するとともに、LCA全般の知識の習得を目的としたAOTS研修を実施した。 ○グリーン購入法における特定調達品目について、LCA評価の観点から複合的な環境負荷低減効果の評価を実施した。 ○平成14年度にプログラムがスタートし、平成22年1月末で495件のエコリーフ環境ラベルが発給。 ○平成21年度にスタートした「カーボンフットプリント制度」において、平成22年1月末で75件のPCR原案策定計画が発給。</p>	<p>○LCAを通じた環境負荷の見え方の普及拡大の推進し、データベースの整備を進める。</p>	<p>○データを計測・提供する企業が十分ではなく、LCAの認知度の向上が必要である。</p>	<p>○社会におけるエコリーフ環境ラベルの浸透度合いとしては未だ低水準であるため、製品分野の業種やエコリーフ環境ラベルの利用者を増やすための普及活動を推進する。 ○ISOにおける「カーボンフットプリント制度」の国際標準化に積極的に貢献するほか、カーボンフットプリントを貼付した製品の拡大を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>環境適合製品にかかる情報開示基礎を構築し、環境適合製品の普及を促進するため、ISOタイプIII環境ラベル「エコリーフ環境ラベル」と「カーボンフットプリント制度」の構築の普及に取り組む。</p>	<p>○環境JISの活用状況調査を継続し、これまでに制定・改正した環境JISの活用促進のため抽出した課題への対応について具体的に検討し、環境JISの活用を促進するとともに、この成果を踏まえた環境JISのさらなる展開を図る。 ○平成22年度末のマテリアルフロアリング向け、引き続き国内企業における優良導入事例の蓄積を図る。 ○これまでの調査結果を踏まえ、「環境報告書ブラザ」のより効果的・効率的な運用を図る。</p>	<p>○環境JISの活用状況調査を継続し、これまでに制定・改正した環境JISの活用促進のため抽出した課題への対応について具体的に検討し、環境JISの活用を促進するとともに、この成果を踏まえた環境JISのさらなる展開を図る。 ○平成22年度末のマテリアルフロアリング向け、引き続き国内企業における優良導入事例の蓄積を図る。 ○これまでの調査結果を踏まえ、「環境報告書ブラザ」のより効果的・効率的な運用を図る。</p>	<p>○環境JISの活用状況調査を継続し、これまでに制定・改正した環境JISの活用促進のため抽出した課題への対応について具体的に検討し、環境JISの活用を促進するとともに、この成果を踏まえた環境JISのさらなる展開を図る。 ○平成22年度末のマテリアルフロアリング向け、引き続き国内企業における優良導入事例の蓄積を図る。 ○これまでの調査結果を踏まえ、「環境報告書ブラザ」のより効果的・効率的な運用を図る。</p>
<p>さらに、3Rに配慮した製品の製造等を含め、事業活動に実施している環境配慮を確実に実施し、環境管理システムのおける環境配慮を、環境報告書や環境会計の作成・公表等の自主的取組を促進します。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○毎年度環境・資源循環専門委員会において平成14年度に設定した「環境」JISの策定アクションプログラムの中で定められている環境JIS策定期間を改定し、計画に基づき各分野で規格の策定及び調査研究を行っている。 ○これまでに改正・制定した環境規格の活用状況について調査・検討を行い、これをベネイスとして活用を促進する。また、製造工程における原材料・資源等のロス削減による可換化するマテリアルフロアリングについて、国内での普及を図る。 ○さらに、ウェブサイ「環境報告書ブラザ」を運営し、各企業が発行している環境報告書等を収集・掲載、環境情報を抽出してデータベース化を図っている。</p>	<p>○平成18年度は、3Rに資する環境JISとして、JIS C 9911 電気・電子機器の資源再利用指標などの算定及び表示の方法の策定等を行った。 ○マテリアルフロアリングについては、平成20・21年度は引き続き「環境報告書ブラザ」を運営、掲載データを更新すると共に、サイト改善の方策についてヒアリングやアンケートによる調査を行っている。</p>	<p>○環境JISの制定・改正とともに、新たな環境JISの活用状況調査をグリーン購入法、活用状況調査の把握及び活用促進のための課題の抽出を行った。 ○マテリアルフロアリングについては、平成19年度末よりISO/TC207において、国際標準化作業を開始した。「環境報告書ブラザ」掲載企業数は800社を超え、アクセル数は月平均12,000件となっている。</p>	<p>○環境JISの活用状況調査を継続し、これまでに制定・改正した環境JISの活用促進のため抽出した課題への対応について具体的に検討し、環境JISの活用を促進するとともに、この成果を踏まえた環境JISのさらなる展開を図る。 ○平成22年度末のマテリアルフロアリング向け、引き続き国内企業における優良導入事例の蓄積を図る。 ○これまでの調査結果を踏まえ、「環境報告書ブラザ」のより効果的・効率的な運用を図る。</p>						

<p>経済産業省</p>	<p>○産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクル部会          ○リサイクル推進協議会          ○資源循環推進協議会          ○資源循環推進協議会          ○資源循環推進協議会          ○資源循環推進協議会</p>	<p>○平成18年度は、取組の進捗状況を確認する          とともに、いくつかの品目・業種において          目標値の改定を行った。          ○ガイドライン該当業種を含む製造業につ          いて、委託調査による副産物の発生量、再資          源化量及び最終処分量等に関する情報収集          を例年行っている。</p>	<p>○ガイドラインに基づく進捗          状況について、例年行っている          委託調査結果によると、最          終処分量は、ほとんどの業種          で前年度に対して削減され          ている。          【最終処分量】（製造業全体）          H18 → H19 →          605万t → 600万          t</p>	<p>今後も、ガイドラインの進捗          状況や技術開発の動向など          を踏まえ、リサイクル目標の          改定、環境配慮設計の推進・          有害物質対策の強化など、事          業者が取り組むべき事項の          見直しを継続的に行ってい          いく。          また、近年技術革新などが          急速に需要が伸びている          品目や、多品少量生産など          のためにこれまでガイドラ          インの統一的な取組の対象          となりにくかった品目や業          種の追加などを積極的に進          んでいく。          ガイドラインに関するフ          ォローアップを補完する目          的で、平成21年度について          は、委託調査の中でガイドラ          イン対象製品及び業種につ          いてのリサイクル率等の最          新情報を収集し、見直しのた          めの検討を実施する予定。</p>
--------------	--	---	---	--

●

○事業者の自主的・積極的な環境への取組の支援  
 ・環境経営の推進を支援するため、環境マネジメントシステム、環境報告書及び環境会計の普及と促進に取り組んでいる。  
 ・中小企業を含めた幅広い事業者向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21について、更なる取組の促進を図るため、内容及びガイドラインの改訂を行い、「エコアクション21ガイドライン2009年版」を策定した。

・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法。平成17年4月施行）が施行されて3年経過したことを踏まえ、その施行状況の評価・検討を行った。  
 また、それを踏まえ、特定事業者の環境報告書が一覧でき、かつ環境報告書一般に関する情報を取集できる情報提供サイトを作成した。

・環境格付融資やエコファンドなど、投資実績における環境配慮（環境金融）の取組を支援するための助成事業等を実施している。

【循環型社会形成推進基本計画における目標】  
 中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の認証・登録企業数が6,000社となることを目標とします。  
 また、環境経営を推進させるツールとして、環境報告書及び環境会計の普及状況をアンケート調査結果として把握し、その取組を推進します。

○環境報告書を作成する企業や環境会計を導入してきたが、平成19年度においてはやや減少している。

・環境報告書を作成している企業  
 平成18年  
 平成19年  
 上場企業  
 590社 (51.8%)  
 562社 (48.9%)  
 非上場企業  
 459社 (28.0%)  
 449社 (26.9%)  
 全体  
 1049社 (37.8%)  
 1011社 (35.9%)

・環境会計を導入している企業  
 平成18年  
 平成19年  
 上場企業  
 453社 (39.8%)  
 428社 (37.2%)  
 非上場企業  
 366社 (22.4%)  
 333社 (20.0%)  
 全体  
 819社 (29.5%)  
 761社 (27.0%)

○エコアクション21についてガイドラインの改訂を行い、改訂内容の説明会を開催した。財団法人地球環境戦略研究機関による認証・登録事業者数は着実に増加し、4,084社である。（平成21年10月末現在）

○環境報告書公表企業及び環境会計実施企業が平成19年度にやや減少した原因については明らかでなく、今後の推移も含め引き続き分析を行う必要がある。

○エコアクション21について、認証・登録事業者数は順調に増加しており、前回に引き続き、進展の傾向にある。

○環境格付融資に取り組む金融機関が4社から、12社に増加するなどの取組は広がっており、あるが、より一層の取組の普及・一般化が必要。

○環境対策に熱心に取り組む事業者が社外から高く評価されるように、環境配慮促進法及びその評価・検討結果に基づいて、引き続き環境報告書の質の向上と、一層の普及・利活用の促進に取り組む。具体的には、環境報告書の比較可能性の向上に向けた新たな仕組みを検討していく。また、環境報告書の信頼性の確保のための措置についても検討を進める。

○環境金融のより一層の促進をすすめるための方策を検討して実施する。

【今後の課題】  
 ○事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。  
 ○環境対策に熱心に取り組む事業者が社外から高く評価されるように、「環境情報提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」に沿って、特定事業者の環境報告書の記載事項をより充実させるための環境報告書間事業者による環境報告書の発行を更に促進するための必要な施策の推進が必要である。

○金融のグリーン化を進め、環境金融の推進などを通じて、環境対策に取り組む企業が市場から評価されるような仕組み作りのため、情報開示内容等を検討することが必要である。  
 非上場企業 366社 (22.4%)  
 全体 819社 (29.5%)  
 (エコアクション21の登録事業者は2,042社となっている。(平成19年12月末現在)

	<p>【見直しの方角性】</p> <p>○環境報告書の記載事項充実のための検討や、環境報告書の記載事項等に関する手引き等を通じた環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進などを展開していく必要がある。</p> <p>○循環型社会ビジネスの振興に向けて、環境と金融の観点から、環境技術などの我が国が世界に誇れる「環境力」と、1,500兆円を越える個人金融資産の「金融力」を融合させ、「お金」の流れを環境に配慮されたものに変えていくために必要な施策を推進する必要がある。</p> <p>(平成19年6月に、昨今の企業の社会的責任への関心の高まり等に対応した「環境報告ガイドライン2007年版」、新ガイドラインに対応した「環境報告書の記載事項等の手引き(第2版)」を11月に、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」を12月にそれぞれ策定した)</p> <p>環境報告書を作成している企業(H19年度調査)</p> <table border="1"> <tr> <td>上場企業</td> <td>590社</td> </tr> <tr> <td>(51.8%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>459社</td> </tr> <tr> <td>(28.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>1,049社</td> </tr> <tr> <td>(34.7%)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(環境会計を導入している企業(H19年度調査))</p> <table border="1"> <tr> <td>上場企業</td> <td>453社</td> </tr> <tr> <td>(39.8%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>366社</td> </tr> <tr> <td>(22.4%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>819社</td> </tr> <tr> <td>(29.5%)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(エコアクション21の登録事業者は2,042社となっている。(平成19年12月末現在))</p>	上場企業	590社	(51.8%)		非上場企業	459社	(28.0%)		全体	1,049社	(34.7%)		上場企業	453社	(39.8%)		非上場企業	366社	(22.4%)		全体	819社	(29.5%)	
上場企業	590社																								
(51.8%)																									
非上場企業	459社																								
(28.0%)																									
全体	1,049社																								
(34.7%)																									
上場企業	453社																								
(39.8%)																									
非上場企業	366社																								
(22.4%)																									
全体	819社																								
(29.5%)																									

4 ④	関係者が市場メカニズムに基 づき、循環型社会の形成に自 主的に取り組むことを促すた めの経済的手法の効果等につ いて検討します。	環 境 省	○国民が自主的に循環型社会づくりに取り 組むことを促すため、経済的な手法、特に ポイント付与制度について検討する。	平成 21 年度は有識者から成る検討会にお いて、ポイント付与制度の課題等について整 理した。		(P) ポイント付与制度の導 入のためのガイドライン作 成に向けた検討を行う。
4 ⑤	特に、循環型社会ビジネスの 役割の一つとして、廃棄物等 を適正に処理していくこと も重要であることから、循環 型社会の形成・発展のため 各種の収集・運搬・処分等 の業務の効率化や法外等 の徹底を図るとともに、第 三者的な役割を担う事業者 を育成するとともに、環境 が良質を醸成する環境を 整備するとともに、適正な サイクルや処分を要する 費用の透明化と徴収、働 いた地域や学校の環境教育・ 環境学習の積極的に関 連させ、地域社会と一体 した適正処理を推進します。	厚 生 労 働 省	○環境負荷の低減に配慮した製品・サービ スの開発普及の促進 ・平成 16 年度に「エコプロダクツ大賞」制 度創設。 ○環境負荷の低減に配慮した製品・サービ ス（「エコプロダクツ」）であって、す ぐれた配慮が組み込まれたものを表彰す ることにより、エコプロダクツの更なる 開発・普及を図る事が目的である。 ・第 1 回から「エコプロダクツ大賞」を 関係各省とともに後援し、その審査委 員会委員に参画。厚労省所管に係る工 コプロダクツについて、優れていると 審査委員会に評価されたものについて は、厚生労働大臣賞を交付すること を許可している。	平成 16 年度以降、製薬企業等が開発した工 コプロダクツに対し、 ・エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞 3 件が交付された。	製薬業界等においても着実 に、エコプロダクツの更なる開 発・普及への取組が進展してい ると思われる。	平成 21 年度以降も引き続 き主催者及び関係各省と連 携し、当該表彰制度を通じて 当省所管事業者における工 コプロダクツの開発普及の 意識啓発に努めたい。

<p>また、エコタウン等での産業集積や企業間連携について支援を実施します。</p> <p>4-⑥</p>	<p>環境省（産廃課、廃対課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手続きの合理化と規制強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続きの合理化を図る</li> <li>・産業廃棄物処理業者等の許可に係る特別の制限及び産業廃棄物の適正処理を確保するための各種規制強化を図る。</li> </ul> </li> </ul>	<p>廃補法の改正により以下の制度改正を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特別制度導入（H15年6月改正）</li> <li>○ 産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書類備え付けの義務化を導入（H16年9月改正）</li> <li>○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用の厳格化と悪質な処理業者への罰則を強化した。（H17年5月改正）</li> <li>○ 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合する産業廃棄物処理業者に対する許可申請書類の一部免除措置を講じるなど各種手続きの合理化措置を実施した。（H17年3月改正）</li> <li>○ 石綿含有産業廃棄物等について処理基準の強化等の措置を講じた。（平成18年7月政令改正）</li> </ul>	<p>不法投棄等の不適正処理への対応として平成16年、17年及び18年の産業廃棄物処理法の改正を始めとして、各種規制の強化を図る一方で、各種手続きの合理化も着実に推進した。</p>	<p>平成15年度から18年度の制度改正事項が着実に実施されていくように施策を講じていく。</p>
<p>また、エコタウン等での産業集積や企業間連携について支援を実施します。</p> <p>4-⑥</p>	<p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活衛生関係営業業者による環境配慮の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生関係営業の運営の道徳化及び振興に関する法律に基づき、業種毎に5年間の「振興指針」を定めているが、5年毎の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。</li> </ul> </li> <li>○ エコタウン事業の取り組み（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれ地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうることを認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓蒙や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。ソフト事業は平成16年度限りで廃止、ハード事業は平成17年度限りで廃止</li> </ul> </li> </ul>	<p>理容業、美容業、興業場営業、クリーニング業及び飲食店営業（すし店）の振興指針の全部改正（H21年2月）の際に、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付けた。</p> <p>本事業の実施により、これまで26地域のエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を承認。（平成22年1月現在）併せてプラン中の62中核リサイクル施設整備事業（環境省補助分を含む）及びソフト事業に対し財政支援を実施した。</p>	<p>新たに5業種の振興指針に環境配慮に対するその時の最新の取組を盛り込み、生活衛生関係営業業者による環境配慮の取組の推進を図った。</p>	<p>引き継ぎ、振興指針の全部改正の際には、その時の最新の環境配慮に対する取組を踏まえ、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。</p>
<p>また、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分のための設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講じます。</p> <p>4-⑦</p>	<p>農林水産省</p>	<p>地域におけるバイオマス利活用取組を促進するため、バイオマス利活用計画の策定や、バイオマス変換施設等の整備に対する補助を実施。</p>	<p>平成17年から平成20年度に、たい肥施設やメタン発酵施設をはじめとするバイオマス変換施設を248か所整備。（平成21年4月時点）また、地域のバイオマス利活用を効果的に行うバイオマス変換施設を224地区225市町村に増加。（平成22年度1月時点）</p>	<p>バイオマス変換施設の数から大きく増加しており、目標数（平成22年度に300地区）に向けて順調に推移している。</p>	<p>バイオマス変換施設の数から大きく増加しており、目標数（平成22年度に300地区）に向けて順調に推移している。</p>

4 ⑧	<p>加えて、循環型社会ビジネスを後押しする金融面での環境配慮の評価手法の開発などその取組を促進する方策を検討します。</p>	経済産業省		<p>3Rに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、以下の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）からの低利融資。</li> <li>○ 3Rに資する設備の導入にあたり、固定資産税の軽減。</li> <li>○ 事業リスクが高く資金調達が困難なりサイクル設備の整備等に融資を行う民間金融機関等に対する利子補給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20年度低利融資の結果（単位：百万円） 日本政策金融公庫 ・ 中小企業事業 86 件 6,255 ・ 国民生活事業 57 件 717</li> <li>○ 20年度設備の固定資産税の軽減についての結果（減収額） （単位：百万円） 固定資産税 32 ※経済産業省関係のみ</li> <li>○ 利子補給の実績（21年度） 件数：14 件 金額：17,250 千円 ※全て、日本政策投資銀行に補給金を交付。）</li> </ul> <p>金融機関や投資家への的確に訴求する「環境力」の評価手法の開発、「環境力」を的確に表す株価指数等への適用のあり方、比較可能な環境情報開示のあり方について検討を行った。</p>	<p>設備等の導入は進んでいるところであるが、引き続き支援策を講じる必要がある。</p>	<p>次年度要求においては、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。</p>
		環境省	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「環境力」評価手法の検討 市場において環境に配慮した製品・サービス・企業の環境力を適切に評価し、投資行動につなげる仕組みの構築に向けた検討を行っている。</li> </ul>			

<p>5 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実</p>	<p>＜評価と課題＞          循環資源の適正な利用・処分に関しては、食品リサイクル法等、見直しが行われた個別リサイクル法の成果に注目していく必要があります。また、社会情勢も随まえずつつ、更なるリサイクルの促進に向けた施策の検討を適切に進めていくことが重要です。特に、建設リサイクル法における再資源化が進んでいない品目等への対応や、携帯電話等の小型家電の回収、家電製品の回収、家電製品で見られるような高度なリサイクルの推進、消費者の取組増進のための各主体の各主体の取組の透明化などが課題となっています。さらに、3Rに関するPR、ハイオオオオオオの活用など、模範の省で関連する施策について、取組を総合的に進める観点から、連携を進めることが重要です。</p> <p>循環資源に含有されるレアメタルなどの有用資源については、適正かつ戦略的に利用できよう、使用済小型家電等からのレアメタル回収及び適正処理に関する方策の検討、イベント等での回収の呼びかけ等、消費者との連携を強化しつつ回収体制の充実を図ることや、製造段階における環境配慮設計を推進することが重要です。</p> <p>＜高い水準にある国民のごみ問題への関心や3Rに対する意識を具体的な行動に結びつけるための仕組み、条件整備を一進める必要があります。また、事業者においても、例えば小売業における簡易包装やレジ袋削減といったリデュースの取組及び物流におけるパレットや通い箱等のリユースの取組などが進められており、今後、業種間連携の強化、リユースシステムの整備や経済的な取組を進める必要があります。＞</p>	<p>最終処分場のひっ迫が依然として厳しい状況であり、さらに、資源制約により天然資源の消費抑制の必要性が高まっています。このことから、循環基本法に定める優先順位に基づき、排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえ、廃棄物の発生抑制を最優先に進めることと、生活環境の保全、適正な資源の利用及び処分しまた向けられた取組を一層推進し</p> <p>厚生労働省</p> <p>○水道事業における廃棄物・リサイクルの推進          平成16年6月に定めた「厚生労働省における環境配慮の方針」において、水道施設整備による建設廃棄物の減量化及び建設残土の再生利用の推進に努めることと、また平成19年に本方針の点検作業を実施し浄水汚泥の有効利用の推進についても施策として位置づけている。</p> <p>○再資源化率等の経年的な把握を行っている。          ○平成21年7月に水道事業における環境計画策定と進行管理の手法及び、建設副産物・浄水汚泥のリサイクル事例等を紹介した「水道事業における環境対策の手引書（改訂版）」をホームページ上に公開すると共に関係者に送付した。          ○「水道技術管理者研修」「全国水道関係担当委員会」などの場を通じ、関係者への本施策に関する情報提供を行っている。</p> <p>○「水道事業における環境対策の手引書（改訂版）」において左記の通り、新たに水道事業者における環境計画策定と進行管理の手法についての内容が盛り込まれた。</p> <p>経年的に把握した再資源化率等の情報及び手引きをもとに、引き続き、水道事業者に対して、廃棄物・リサイクル対策の推進に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p>
----------------------------------	--	--

す。	国土交通省	<p>●</p> <p>○平成20年4月に策定された「建設リサイクル推進計画2008」に示されている中間目標（平成22年度）、目標計画の目標（平成24年度）、中期目標（27年）に向けて具体的な実施を進める。</p> <table border="1"> <tr> <td>目標値</td> <td>22年度</td> <td>24年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center">(中間目標)</td> </tr> <tr> <td>&lt;再資源化率&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>737万t・コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>98%以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>98%以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>75%</td> <td>77%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>80%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;再資源化等率&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>95%</td> <td>95%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>80%</td> <td>82%</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>85%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>93%</td> <td>94%</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>94%以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;排出量&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>220万t</td> <td>205万t</td> <td>175万t</td> </tr> <tr> <td>(H17比-25%) (H17比-30%) (H17比-40%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;有効利用率&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>85%</td> <td>87%</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>90%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	目標値	22年度	24年度	27年度	年				(中間目標)				<再資源化率>				737万t・コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上	98%以上				コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上	98%以上				建設発生木材	75%	77%	77%	80%				<再資源化等率>				建設発生木材	95%	95%	95%以上	95%以上				建設汚泥	80%	82%	82%	85%				建設廃棄物全体	93%	94%	94%	94%以上				<排出量>				建設混合廃棄物	220万t	205万t	175万t	(H17比-25%) (H17比-30%) (H17比-40%)				<有効利用率>				建設発生土	85%	87%	87%	90%				<p>○建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事で、特に建築事業において先導的にリサイクルを推進。平成20年4月に策定された「建設リサイクル推進計画2008（国土交通省）」に示されている目標値（平成24年度）を目指す。</p>	<p>○建設リサイクル推進計画2008」に基づき具体的な実施と実施状況のフォローアップを行っていく。</p>	<p>平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、具体的な実施と実施しているところ。</p>	<p>建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。</p>
目標値	22年度	24年度	27年度																																																																																															
年																																																																																																		
(中間目標)																																																																																																		
<再資源化率>																																																																																																		
737万t・コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上																																																																																															
98%以上																																																																																																		
コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上																																																																																															
98%以上																																																																																																		
建設発生木材	75%	77%	77%																																																																																															
80%																																																																																																		
<再資源化等率>																																																																																																		
建設発生木材	95%	95%	95%以上																																																																																															
95%以上																																																																																																		
建設汚泥	80%	82%	82%																																																																																															
85%																																																																																																		
建設廃棄物全体	93%	94%	94%																																																																																															
94%以上																																																																																																		
<排出量>																																																																																																		
建設混合廃棄物	220万t	205万t	175万t																																																																																															
(H17比-25%) (H17比-30%) (H17比-40%)																																																																																																		
<有効利用率>																																																																																																		
建設発生土	85%	87%	87%																																																																																															
90%																																																																																																		
す。	国土交通省、環境省	<p>●</p> <p>○建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事で、特に建築事業において先導的にリサイクルを推進。平成20年4月に策定された「建設リサイクル推進計画2008（国土交通省）」に示されている目標値（平成24年度）を目指す。</p>	<p>○建設リサイクル推進計画2008」に基づき具体的な実施と実施状況のフォローアップを行っていく。</p>	<p>平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、具体的な実施と実施しているところ。</p>	<p>建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。</p>																																																																																													
す。	国土交通省	<p>○平成20年4月に策定された「建設リサイクル推進計画2008」に示されている中間目標（平成22年度）、目標計画の目標（平成24年度）、中期目標（27年）に向けて具体的な実施を進める。</p> <table border="1"> <tr> <td>目標値</td> <td>22年度</td> <td>24年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center">(中間目標)</td> </tr> <tr> <td>&lt;再資源化率&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>737万t・コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>98%以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>98%以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>75%</td> <td>77%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>80%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;再資源化等率&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>95%</td> <td>95%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>80%</td> <td>82%</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>85%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>93%</td> <td>94%</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>94%以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;排出量&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>220万t</td> <td>205万t</td> <td>175万t</td> </tr> <tr> <td>(H17比-25%) (H17比-30%) (H17比-40%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;有効利用率&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>85%</td> <td>87%</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>90%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	目標値	22年度	24年度	27年度	年				(中間目標)				<再資源化率>				737万t・コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上	98%以上				コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上	98%以上				建設発生木材	75%	77%	77%	80%				<再資源化等率>				建設発生木材	95%	95%	95%以上	95%以上				建設汚泥	80%	82%	82%	85%				建設廃棄物全体	93%	94%	94%	94%以上				<排出量>				建設混合廃棄物	220万t	205万t	175万t	(H17比-25%) (H17比-30%) (H17比-40%)				<有効利用率>				建設発生土	85%	87%	87%	90%				<p>○建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事で、特に建築事業において先導的にリサイクルを推進。平成20年4月に策定された「建設リサイクル推進計画2008（国土交通省）」に示されている目標値（平成24年度）を目指す。</p>	<p>○建設リサイクル推進計画2008」に基づき具体的な実施と実施状況のフォローアップを行っていく。</p>	<p>平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、具体的な実施と実施しているところ。</p>	<p>建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。</p>
目標値	22年度	24年度	27年度																																																																																															
年																																																																																																		
(中間目標)																																																																																																		
<再資源化率>																																																																																																		
737万t・コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上																																																																																															
98%以上																																																																																																		
コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上																																																																																															
98%以上																																																																																																		
建設発生木材	75%	77%	77%																																																																																															
80%																																																																																																		
<再資源化等率>																																																																																																		
建設発生木材	95%	95%	95%以上																																																																																															
95%以上																																																																																																		
建設汚泥	80%	82%	82%																																																																																															
85%																																																																																																		
建設廃棄物全体	93%	94%	94%																																																																																															
94%以上																																																																																																		
<排出量>																																																																																																		
建設混合廃棄物	220万t	205万t	175万t																																																																																															
(H17比-25%) (H17比-30%) (H17比-40%)																																																																																																		
<有効利用率>																																																																																																		
建設発生土	85%	87%	87%																																																																																															
90%																																																																																																		

<p>5 ②</p>	<p>このため、廃棄物の処理に伴って環境への負荷の低減に向け、国際的な観点から、またライフサイクル設計・製造・流通対策等の発生抑制に配慮し、廃棄物の発生等の一層の削減を図るとともに、適切な役割分担や適正かつ公平な費用負担やシステム全体での効率化などの観点も踏まえ、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策の充実・強化を図ります。</p>	<p>経済産業省、環境省</p>	<p>●</p>	<p>○資源有効利用促進法に係る施策の充実・強化。</p> <p>産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループを立ち上げ、平成20年1月に今後の資源循環社会の構築に向けた新たな3R政策ビジョンの提言に関する報告書を取りまとめた。</p>	<p>報告書の提言に基づき、平成20年度より製品のサブライチエーン全体の資源投入量の低減を図るためのモデル事業や、3R配慮型製品の市場を拡大するたため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みを検討を行っているところ。</p>	<p>○引き続きサブライチエーン企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示し、他企業チームへの展開を図る。</p> <p>○引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮型製品を推進するためのインセンティブ措置について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p>
	<p>○容器包装リサイクル法の充実・強化。</p>	<p>経済産業省、環境省</p>	<p>●</p>	<p>容器包装リサイクル法の適正かつ公平な費用負担の徹底を強化するため、平成18年12月分から、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則を強化した。また、平成19年4月1日には、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置が施行され、小売業者は、国が定めた判断基準に基づき自ら目標を設定し容器包装の使用合理化に取り組むとともに、50トン以上の容器包装を使用する事業者（容器包装多量利用事業者）については報告が義務付けられた。</p>	<p>法改正により導入された排出抑制促進措置により、レジ袋の有料化や簡易包装の推進等の取組が全国的に広がってきているところ。</p>	<p>引き続き、法律を適正に執行すると共に、排出抑制促進措置の効果把握し、必要に応じて評価を行う。</p>
	<p>(再掲) ○リデュース、リユース推進の取組として、レジ袋削減の先導的な取組等を全国に情報発信することや、先駆的な取組への支援などを強化している。</p>	<p>環境省</p>		<p>平成21年1月に「容器包装3R推進全国大会」を行い、レジ袋削減に係る全国的な取組等について報告すると共に、レジ袋削減の先導的な取組等を広く紹介し、全国に情報発信を行った。また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域各主体の連携による先導的な取組について、各主体の事業として支援し、その効果を検証し全国へ紹介することで、広範な取組を促進させている。平成20年度は7件、平成21年度も7件の事業を全国から採択し、支援を行っている。</p>	<p>3R推進に関する全国大会の開催や、各地の3Rに係る事業に支援を行うことにより、普及啓発事業の更なる展開が図られたと認識している。また、レジ袋削減の取組も全国で着実に進展している。</p>	<p>リデュース、リユースの推進に向けて、先導事例を随時周知し、一層の普及を図る。</p>

環境省、経済産業省	<p>●</p> <p>○家電リサイクル法に係る施策の充実・強化。</p>	<p>○平成20年12月に同法施行令を改正し、平成21年4月1日より、製造業者等に再商品化等を義務付ける対象機器として、液晶テレビと携帯テレビ等を除く。・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに再商品化等の基準の見直しを行ったところ。</p> <p>○家電4品目の回収台数は順調に推移しており、施行は着実に定着している。</p> <p>・過去5年間の家電4品目の回収台数</p> <table border="1"> <tr><td>平成16年度</td><td>1,122万台</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>1,162万台</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>1,162万台</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>1,211万台</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1,290万台</td></tr> </table> <p>・平成20年度の再商品化実績(カッコ内は法定再商品化率)</p> <table border="1"> <tr><td>エアコン</td><td>89%</td><td>(60%以上)</td></tr> <tr><td>ブラウニングトースター</td><td>89%</td><td>(55%以上)</td></tr> <tr><td>冷蔵庫及び冷凍庫</td><td>74%</td><td>(50%以上)</td></tr> <tr><td>洗濯機</td><td>84%</td><td>(50%以上)</td></tr> </table> <p>食品循環資源の再生利用率等の実施率(平成19年度実績)</p> <table border="1"> <tr><td>食品製造業</td><td>81%</td><td>(前年度 81%)</td></tr> <tr><td>食品卸売業</td><td>62%</td><td>(前年度 62%)</td></tr> <tr><td>食品小売業</td><td>35%</td><td>(前年度 35%)</td></tr> <tr><td>外食産業</td><td>22%</td><td>(前年度 22%)</td></tr> <tr><td>食品産業合計</td><td>54%</td><td>(前年度 53%)</td></tr> </table> <p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル法の構築を要件とする新たな再生利用率計画については、平成21年10月末現在で計14件が認定されている。</p>	平成16年度	1,122万台	平成17年度	1,162万台	平成18年度	1,162万台	平成19年度	1,211万台	平成20年度	1,290万台	エアコン	89%	(60%以上)	ブラウニングトースター	89%	(55%以上)	冷蔵庫及び冷凍庫	74%	(50%以上)	洗濯機	84%	(50%以上)	食品製造業	81%	(前年度 81%)	食品卸売業	62%	(前年度 62%)	食品小売業	35%	(前年度 35%)	外食産業	22%	(前年度 22%)	食品産業合計	54%	(前年度 53%)	<p>家電リサイクル制度に対し消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度は順調に施行されていると考えられる。</p>	<p>引き続き、家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同報告書の内容を踏まえ、実施の具体化に取り組んでいく。</p>
平成16年度	1,122万台																																								
平成17年度	1,162万台																																								
平成18年度	1,162万台																																								
平成19年度	1,211万台																																								
平成20年度	1,290万台																																								
エアコン	89%	(60%以上)																																							
ブラウニングトースター	89%	(55%以上)																																							
冷蔵庫及び冷凍庫	74%	(50%以上)																																							
洗濯機	84%	(50%以上)																																							
食品製造業	81%	(前年度 81%)																																							
食品卸売業	62%	(前年度 62%)																																							
食品小売業	35%	(前年度 35%)																																							
外食産業	22%	(前年度 22%)																																							
食品産業合計	54%	(前年度 53%)																																							
農林水産省、経済産業省、環境省	<p>●</p> <p>○食品リサイクル法に係る施策の充実・強化(再掲)</p> <p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用率を促進。</p>	<p>再生利用率の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。</p> <p>再生利用率の認定については、ほぼ毎月新たな認定実績が生まれており、順調に制度が活用されていると認識される。</p>	<p>資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることは、①フードチェーン全体のシステム構築と②新たな用途へのリサイクルに資する技術の改良・導入が重要。</p>																																						



国土交通省		<p>○FRP船リサイクル関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「FRP船リサイクルシステム」の認知度向上のための周知広報を実施する。</li> <li>・「FRP船リサイクルシステム」の安定的な運用のための利用促進に向けた検討等を行う。</li> </ul>	<p>○平成17年11月から一部地域において運用が開始され、平成20年度より全国47都道府県において本格運用が開始された「FRP船リサイクルシステム」について、普及促進のために周知広報等の実施によるサポートを行った。</p> <p>○全国プロダクト毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を推進し、不法投棄されたFRP船対策やFRP船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施した。</p>	<p>全国展開が開始された「FRP船リサイクルシステム」について、当該システムの安定的な運用のための利用促進に向けた検討及びシステムの周知等が必要である。</p>	<p>○FRP船リサイクルシステム の普及促進を図るために、関係業界及び地方自治体と協力して積極的に周知広報を実施するとともに、利便性・効率性の向上を図る。</p> <p>○経済的・効率的で継続的なFRP船リサイクルシステムとするための検討及び評価を行い、システムの改善や新たな処理技術の取り入れ等の検討を行う。</p>
環境省		<p>○石綿含有廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿を含む廃棄物は、有害性を有する大規模に発生することから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、最終処分場への埋立に際しては、現在以上の新たな処分率を確保する必要がある。平成18年2月の廃掃法改正により、石綿が含まれている廃棄物について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び施設設置に係る都道府県知事の許可を不要とする制度を創設。</li> <li>・廃掃法令等の改正により石綿含有廃棄物について処理基準の強化等の措置を講じた。</li> </ul>	<p>現在、石綿無害化処理認定申請に基づき、技術等に係る審査を行っているところ。</p>		<p>○より安心感のある処理をすすめるため、今後とも石綿に係る無害化処理を推進する。</p>

環境省	<p>市町村において処理することが困難な廃棄物（適正処理困難廃棄物）に関して、関係者の適切な役割分担のもとで、適切な処理体制が構築されるよう検討を進めている。</p>	<p>市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望が多かったアスベストやエアゾール缶について市町村、関係業界及び関係省庁と検討を行った。</p> <p>○エアゾール缶については、関係業界が充てん物を容易に排出できる中身排出機構を装着した製品への転換を進めるとともに、関係業界、市町村が中身排出機構についての周知を図り、充てん物の入った缶が排出されないうよう努めることとしている。</p> <p>○廃消火器については、平成17年9月に広域認定の品目として追加し、平成20年度末時点で9社の認定を行っている。</p> <p>○FRP船については、平成17年9月に広域認定の品目として追加し、平成17年11月からFRP船の製造業者を中心とする業界団体である社団法人日本舟艇工業会により、一部地域での処理が始まり、平成19年7月から全国での広域処理が行われている。</p> <p>○既に広域認定の品目としている廃二輪自動車については、現在までに17件の認定を行っており、広域処理が定着している。また、廃閉型電池、廃開放型電池については、製造業者等による認定申請に向けた調整が行われている。</p> <p>○廃火薬類については、平成19年3月に広域認定の品目として追加し、平成19年3月から業界団体である社団法人日本火薬鉄砲商組合連合会により処理を行っている。</p>	<p>適正処理困難廃棄物の処理体制構築に向け、現在、①廃スプリンクラー、②廃パナコンビデオ、③廃密閉型蓄電池、④廃開放型鉛蓄電池、⑤廃二輪自動車、⑥廃FRP船、⑦廃消火器、⑧廃火薬類を広域認定の対象品目にし、製造業者等によるアスベストを着実に推進している。</p> <p>成19年4月時点で概ね8割程度の製品が、中身排出機構を装着した製品へ転換された。</p>	<p>○スプリンクラーについては、排出・処理状況に関する調査結果等をもとに、引き継ぎ市町村、関係業界及び関係省庁とともに、適切な処理体制の在り方について検討を行っている。</p> <p>○エアゾール缶については、経済産業省と協力・連携し、消費者に対して中身排出機構を使用し中身を出し切ってから排出することの情報提供に取り組み。また、業界や市町村の取組の効果を検証していく。</p>
-----	---	---	--	--

5 ⑥	<p>加えて、循環型社会の形成を促す上で必要な確保に向け、積極的な情報公開や地域住民との対話の推進を図りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、廃棄物処理や最終処分の整備を進め、広域的な対応を推進します。</p> <p>具体的には、廃棄物等の循環的な利用や処分のための施設能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービス提供（PFI (Private Finance Initiative)）の手法など様々な手法を活用しつつ整備を促進します。</p> <p>特に、適正な循環的な利用及び処分を高度に行うため、廃棄物等の性状や物流に配慮した効果的かつ効果的な整備の誘導策を講じていきます。</p>	環境省	●	<p>○循環型社会形成推進交付金（再掲）</p> <p>廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル関連施設、エネルギー回収推進関連施設等の整備を行う支援を行っている。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進され、リサイクル率等の向上に繋がっているが、他方、現下の厳しい財政状況等により、施設更新等が進まず、施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>今後は、新たな施設整備に加え、既存の廃棄物処理施設の基幹的設備改良を推進し、合理的かつ効果的な施設整備を進める必要がある。</p>	<p>リサイクル率、発電能力、最終処分場残余年数ととも、第4回フオロアップ（H17の数値）から今回フオロアップ（H19の数値）の間に着実な向上がみられ、本施策による取組が進んでいるものと評価している。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進され、リサイクル率等の向上に繋がっているが、他方、現下の厳しい財政状況等により、施設更新等が進まず、施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>今後は、新たな施設整備に加え、既存の廃棄物処理施設の基幹的設備改良を推進し、合理的かつ効果的な施設整備を進める必要がある。</p>
5 ⑦	<p>また、最終処分場の予測を行い、残容量の再検討を進めつつ、引き続きその整備や処理容量の再検討を進め、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。</p>	環境省	●	<p>○最終処分場の整備の促進</p> <p>内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れるため、計画的な海面処分場の整備を行う。</p>	<p>最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、排水処理施設等）の整備促進及び埋立ての円滑な実施を図っている。大阪湾フェニックス計画に基づいて近畿2府4県内の175市町村から排出される廃棄物を尾崎沖処分場、泉大津沖処分場、神戸沖処分場において受入れている。</p> <p>大都市圏を中心に、内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾空間の秩序ある利用を行うため、物流等の港湾利用との調整を図り、廃棄物海面処分場の整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾において近畿2府4県175市町村（平成21年3月現在）を対象とした広域処理場の整備を推進する（大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪湾フェニックス計画）。</p> <p>・海面処分場の残余年数 H18年度末 約6年 H19年度末 約6年 H20年度末 約7年</p>	<p>新たに平成21年10月に大阪沖埋立処分場が開業し、受入を開始した。</p>	<p>都府県の区域を越えた広域的な対応については、地域に於いて、廃棄物の減量化や適正な循環的な利用を徹底しつつ、広域処理場の適正な維持・運営を推進していく。</p>
	国土交通省、環境省	●		<p>全国的に、廃棄物埋立護岸の整備を行うなど、今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。</p>	<p>全国の港湾で廃棄物埋立護岸の整備が行われており、平成21年10月に大阪湾フェニックス計画に基づく大阪沖埋立処分場が開業した。</p>		

5 ⑧	特に、残余廃棄物の最終処分場において、産業廃棄物の最終処分場の正処理を十分に確保するため、排出に必要がある場合には、排出事業者の責任を原則とし、管理型を基本とした安全かつ適正な最終処分場の確保を図ります。	環境省		公共関係による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、産業廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場の施設整備に対して国庫補助を行っている。	平成20年度においては、5事業者(財団法人)が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場等に対して国庫補助を行った。	地域における公共関係の産業廃棄物処理施設整備の二面的対応し、産業廃棄物の適正処理を推進した。	引き続きモデル的な設備を支援することにより、今後の模範となる産業廃棄物処理施設の推進及び不適正処理の防止を図ることとする。
5 ⑨	また、陸上で発生する廃棄物については、平成19年4月から、海洋投与が原則禁止されたこととを踏まえ、海洋汚染等及び海上汚染の防止に関する法律に基づき、海洋投与の削減を図ります。	環境省	●	ロンドン条約1996年議定書の締結に伴い改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)に基づき、平成19年度4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を行う。	海洋汚染防止法に基づき、廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。平成19年度の海洋投入処分量は255万トンで、前年度より65万トン削減された。	海洋汚染防止法に基づき、廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量のより一層の削減に取り組んでいる。	国際的にみても依然として我が国の海洋投入処分量が多いうえ、より一層の削減に向けた方策の検討を行う。
5 ⑩	さらに、リユースやリサイクルを含めた廃棄物の運搬については、環境負荷の低減などの観点から、収集運搬車やトラックによる輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において環境に配慮された静脈物流を推進します。	国土交通省		○ 静脈物流システムの構築(2)(再掲) 「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を発表し、その中で静脈物流システムの検討が今後の課題として上げられた。 ・ 都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、リサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用における課題と対応策について、その具体化を図った。 ・ 平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施。	グリーン物流パートナーシップモデル事業として、静脈物流案件2件に対して支援を実施。平成18年度においてもグリーン物流パートナーシップ推進事業(モデル事業、普及事業)によって静脈物流案件1件に対して支援を実施。	静脈物流事業として、具体化された案件が出てきており、進展が見られる。	環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、引き続き官民が協力して進むことが必要であり、官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を発展させていくことが期待される。

5 ⑪	<p>このほか、不法投棄の防止に連動して、不法投棄の発生を抑制するための管理システムを構築する。また、平成21年度までに電子マフエースト制度の導入を50%以上拡大することを目標とする。</p> <p>また、平成21年度までに大規模不法投棄の発生を抑制することを当面の目標と定めた「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、国民、事業者、地方公共団体、国民等の各主体が一体となって、「全国不法投棄監視ウィーク」(毎年5月5日(環境の日)を中心として、普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした「全国不法投棄撲滅運動」を実施していただく。また、その他、衛星画像やITの活用、及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者の責任追及の支援等を行っている。</p> <p>○ 不法投棄等の残存事業の廃棄物処理法改正法の施行(平成10年6月17日)前に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、平成9年度産廃物処理法改正法の施行(平成10年6月17日)以降に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、産廃物処理法に基づき財政支援を行っている。</p>	環境省	<p>○ 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、平成19年度より毎年産、国民、事業者、地方公共団体、国民等の各主体が一体となって、「全国不法投棄監視ウィーク」(毎年5月5日(環境の日)を中心として、普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした「全国不法投棄撲滅運動」を実施していただく。また、その他、衛星画像やITの活用、及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者の責任追及の支援等を行っている。</p> <p>○ 不法投棄等の残存事業の廃棄物処理法改正法の施行(平成10年6月17日)前に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、平成9年度産廃物処理法改正法の施行(平成10年6月17日)以降に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、産廃物処理法に基づき財政支援を行っている。</p>	<p>○ プロジェクトの推進等、各地方環境事務所内の都道府県等との不法投棄防止ネットワークの構築を行った。また、都道府県等が主催する「全国不法投棄撲滅運動」を開催し、監視活動や清掃活動等、衛星画像を活用した「全国不法投棄撲滅運動」を実施した。また、不法投棄の未然防止等対策のモニタリングを開始した。また、衛星画像を活用した不法投棄撲滅運動を開始した。また、衛星画像を活用した不法投棄撲滅運動を開始した。また、衛星画像を活用した不法投棄撲滅運動を開始した。</p> <p>○ 平成20年度末までに、香川県豊島事業等12事業について、産廃特措法に基づき県市が定めた実施計画に対して環境大臣が同意した。また、平成20年度末までに、計72事業について、産廃物処理法に基づき産廃物処理法適正処理推進基金からの財政支援を行った。</p>	<p>○ 平成19年度から5月30日投棄監視ウィーク」として設定し、未然防止・拡大防止対策に重点をおいた「全国不法投棄撲滅運動」を開始する等、不法投棄撲滅運動を強化している。また、衛星画像を活用した不法投棄撲滅運動を開始した。また、衛星画像を活用した不法投棄撲滅運動を開始した。また、衛星画像を活用した不法投棄撲滅運動を開始した。</p> <p>○ 平成20年度末までに、新潟市旧巻町事業及び福岡県若狭市事業等について、産廃特措法に基づき県市が定めた実施計画に対して環境大臣が同意した。また、平成20年度末までに、計72事業について、産廃物処理法に基づき産廃物処理法適正処理推進基金からの財政支援を行った。</p>	<p>○ 不法投棄等事業の早期発見・早期対応による未然防止・拡大防止を図るため、人的資源による監視に加え、今後は衛星画像を活用した監視体制を整備する必要がある。</p> <p>○ 産廃特措法については、平成24年度末が期限となっている。また、産廃物処理法に基づき支援については、産業界からの出願を引継ぎ確保する必要がある。このため、全国の残存事業の支援の状況等について、産業界からの出願を引継ぎ確保する必要がある。このため、全国の残存事業の支援の状況等について、産業界からの出願を引継ぎ確保する必要がある。</p>
5 ⑫	<p>災害廃棄物については、迅速かつ適正に処理できるように、被災した地方公共団体に対する支援などを実施し、円滑な復興を図ります。</p>	環境省	<p>○ 被災に伴い発生した産廃物の処理を市町村等が行う場合、当該処理費用の1/2を災害廃棄物処理事業費補助金により支援する。</p> <p>また、地方公共団体が、震災や水害に伴う災害廃棄物の処理計画を策定する場合の参考となるよう、「震災産廃物対策指針」及び「水害産廃物対策指針」を示している。</p>	<p>○ 平成20年度には、岩手・宮城内陸地震や大雨などの被害により13市町村が実施した災害廃棄物の処理事業に対し処理費用の1/2を支援した。</p> <p>平成21年度においても、中国・九州北部豪雨や台風などの被害により26市町村が実施する災害廃棄物の処理事業に対する処理費用の1/2を支援することとしている。</p> <p>また、災害廃棄物の処理計画が未策定の地方公共団体については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っている。</p>	<p>○ 被災した市町村が、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、円滑な復興を図るため、災害廃棄物の処理計画が未策定の地方公共団体については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っている。</p>	<p>○ 被災地における応急・復興対策を円滑に進める上で、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要であることから、引き続き災害廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を支援していく。</p> <p>また、災害廃棄物の処理計画が未策定の地方公共団体については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っている。</p>

<p>5 ①</p> <p>また、大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に対し、被害が著しい地域での施策を著実に実施している。さらには、閉鎖性海域において、海面に漂着するゴミ等の回収を行います。</p> <p>農林水産省、国土交通省、環境省</p>		<p>○都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助金により、都道府県などが地域計画に盛り込み実施する海洋漂着物等の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を実施した。</p> <p>○海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したゴミの処理を市町村等が行う場合、当該処理費用の1/2を災害等廃棄物処理事業補助金により支援する。</p> <p>○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと混ざり流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する。</p> <p>○漂流ゴミ等の回収 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域において、海面に漂流する流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収を行っている。</p>	<p>○36 都道府県に総額約60億円を配分した。順次各都道府県において地域計画の策定、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等の取組が進められている。</p> <p>○平成20年度に岐阜県が漂着ゴミの処理事業を実施したため、処理費用の1/2を支援した。</p> <p>○平成20年度に海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。</p> <p>○左記東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域で毎年、約6,000m3程の漂流ゴミの回収を行っている。</p>	<p>○大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に對する支援が強化された。</p> <p>○漂流ゴミについては船舶の航行に支障を来すことから、引き続き回収を実施していく。</p>	<p>○海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本国策として、新たに設置される海岸漂着物対策推進会議等を通じて、関係省庁と連携を図りながら、海岸漂着物対策の推進に努める。</p> <p>○事業制度周知や活用のため、取組の実施。</p> <p>○漂流ゴミの早期発見等、漂流ゴミ回収の効率化に向けた技術開発の実施。</p>
<p>6 3 Rの技術とシステムの高度化</p> <p>&lt;評価と課題&gt; 化学物質や重金属等有害物質を含んだ製品が廃棄物となった後の有害性の評価をはじめ、有害廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響等の調査研究、適正処理技術の開発や普及等が重要です。</p> <p>&lt;今後の展開の方向&gt; 3 R対策の一層の充実に向けて、各分野における廃棄物処理・リサイクルの取組を着実に推進するとともに、システムの信頼性・透明性向上のための検証や情報提供、循環型社会形成に向けた研究開発の推進などを通じ、個々の課題の解決に努めること。</p>					

<p>6 ①</p> <p>これまで廃棄物のリサイクリングに関する技術と回収及び処理、エネルギーシフトなど、廃棄物処理にかかわる問題の解決を主眼に、主としてリサイクルの構築が行われてきました。その後のインパルス・マニエーフアクチャリングが提唱され、個別リサイクル法等の3R関連法制度等の浸透に伴い、現在では、異なるプロセス間での副産物の融通や素材産業における循環資源の利用を通じた産業間連携、さらにはDfEも視野に入れています。</p> <p>今後、レアメタル等の資源節約や最終処分量の削減、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組との統合という観点から、製品ライフサイクル全体、ライフサイクル全体、あるいはサブライフサイクル全体に広がりを図ります。</p> <p>経済産業省</p>	<p>(再掲)</p> <p>製品のサブライフサイクル全体の資源投入量を削減するため、モデル事業を選定し、設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R環境配慮情報提供事業という)</p> <p>○3R技術・システムの実用化、3R製品の市場化のため、排出量の多い品目・業種や処理困難物・希少物質を中心に3Rシステムの実証・市場化対策に関する調査を実施している。(以下、3Rシステム化可能性調査事業という)</p>	<p>○製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報の指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。</p> <p>○F/S調査を実施することにより、製品製造事業者による自主的な3Rシステムの構築が行われる等、3Rの推進に寄与している。</p> <p>○平成20年度：20企業チーム 平成21年度：30企業チーム</p> <p>○平成20年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R環境配慮情報の評価指標を作成し、それらを消費者にわかりやすく情報提供する手法を検討した。</p> <p>○平成20年度において、8つのテーマに関連してF/S調査を実施。 平成21年度においては、5つのテーマに関するF/S調査を実施</p>	<p>○平成20年度におけるSG省資源化連携促進事業については、20企業チームに関する事例集を作成した。</p> <p>○製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報の指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。</p> <p>○F/S調査を実施することにより、製品製造事業者による自主的な3Rシステムの構築が行われる等、3Rの推進に寄与している。</p>	<p>○平成22年度におけるSG省資源化連携促進事業については、引き続きサブライフサイクル企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示するこの展開を図る。</p> <p>○平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。</p> <p>平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p> <p>○未だに3Rシステムが確立していない製品などに ついて3Rシステムの実用化のため調査を実施していく。</p>	<p>○平成22年度におけるSG省資源化連携促進事業については、引き続きサブライフサイクル企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示するこの展開を図る。</p> <p>○平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。</p> <p>平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p> <p>○未だに3Rシステムが確立していない製品などに ついて3Rシステムの実用化のため調査を実施していく。</p>
<p>このため、製品ライフサイクルから、サブライフサイクルの研究開発、実用化、ビジネスモデルの開発及び事業化を積極的に推進してまいります。</p> <p>経済産業省</p>	<p>製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置に関する検討の実施。</p>	<p>平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行った。</p> <p>本取りまとめを踏まえ、資源有効利用促進法改正の改正を行い、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品の製造事業者及び輸入販売事業者等に対して、製品含有物質の情報提供措置の義務付けを行った。(平成18年7月1日施行)</p>	<p>製品3R高度化ワーキンググループにおいて、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行い、資源有効利用促進法改正令の改正を行ったところ。</p>	<p>製品3R環境配慮設計・製造を推進するため、資源再利用指標といたった製品の新たな評価軸等の統一化を図るための規格作成に向けた対応等を産業界と連携しつつつづけていく。</p>	<p>製品3R環境配慮設計・製造を推進するため、資源再利用指標といたった製品の新たな評価軸等の統一化を図るための規格作成に向けた対応等を産業界と連携しつつつづけていく。</p>

<p>6 ②</p> <p>ものづくりに関する段階において、有害性やレアメタル等の希少性の高さといった観点から、優先順位を考慮して、DfEの機能・特質に応じて、製造の設計・製造の高度化を推進します。</p> <p>具体的には、製品・建築物の長寿命化等によるリユース企業間の連携を通じた製造工程から発生する副産物のリユース、製品・部品のリユース、サイエンス・エネコギ回収及び適正処分に有害物質を削減し、資源の低減に貢献することにより、製造の取組を拡大することにより、製品ライフサイクル、サリ、ライルギエー全体で3Rやエネコギ回収等が実現するよう努めます。</p> <p>複写機、空調機及び自動車等個別製品を進められたり、組の高度化を進められたり、このように取組の普及を推進します。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>循環型経済社会システムを構築するため、2015年度までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資源生産性を約42万円/トンに増加させる。</li> <li>○循環利用率を約14～15%に向上させる。</li> <li>○最終処分量を約23百万トンを減少させることを目標とし、3R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発をパッケージ化し、3Rプログラムとして体系的に実施。</li> </ul>	<p>平成20年度は、廃棄物処理などの使用済み製品からレアメタル等の抽出を可能とする技術開発等を実施（全4プロジェクト）。また、民間企業が取り組む3Rシステム化可能性調査8件の委託調査を行った。</p> <p>○平成17年3月に策定した3R分野の「技術戦略マップ」について、毎年度、21年度と所要の改訂を行い、それぞれ、20年度及び21年4月に公表した。現在、特に重点的な取組が必要な4課題（「最終処分量削減」、「建設ストック」、「金属資源3R」、「3Rエコデザイン・再生産技術」）を選定し、それらの解決のために必要となる技術を「詳細ロードマップ」において提示している。</p>	<p>「技術戦略マップ」に従って、使用済み製品から金属資源を抽出する技術開発を実施。</p> <p>平成20年度は、「金属資源3R」対策として廃棄物処理センターなどの使用済み製品からレアメタルの抽出する技術開発を新たに開始。</p>	<p>引き続き、「技術戦略マップ」に示された研究開発課題の解決に資する技術の開発を実施し、循環型経済社会の実現を目指す。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>●</p>	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○製品のサブライチエーション全体の資源投入量低減を図るため、モデル事業を選定し、設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。（以下、製品3R環境配慮情報提供事業という）</li> <li>○3R技術・システムの実用化、3R製品の市場化のため、排出量の多い品目・業種や処理困難物・希少物質を中心に3Rシステムの実証・市場化対策に関する調査を実施している。（以下、3Rシステム化可能性調査事業という）</li> </ul>	<p>○SC省資源化連携促進事業については、サブライチエーションを構成する企業チームの連携による副産物リユースや環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度：20企業チーム</li> <li>・平成21年度：30企業チーム</li> </ul> <p>○平成20年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R環境配慮情報の評価指標を作成し、それらを消費者にわかりやすく情報提供する手法を検討。</p> <p>○平成20年度においては、8つのチームに關してFS調査を実施。</p> <p>○平成21年度においては、5つのチームに關してFS調査を実施。</p>	<p>○平成20年度におけるSC省資源化連携促進事業については、改善提案を行い、20企業チームに関する事例集を作成した。</p> <p>○製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報の指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。</p> <p>○FS調査を実施することにより、製品製造業者による自主的な3Rシステムの構築が行われる等、3Rの推進に寄与している。</p>	<p>○平成22年度におけるSC省資源化連携促進事業については、引き続きサブライチエーション企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示することにより、他企業チームへの展開を図る。</p> <p>○平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。</p> <p>○平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p> <p>○未だに3Rシステムが確立していない製品などについて3Rシステムの適用のための調査を実施していく。</p>

<p>6) ③</p>	<p>製品が廃棄・使用済みとなり循環的利用及び適正処置される段階においては、製品リユース・部品回収、材料リサイクル、原料リサイクル、エネルギー回収・利用及び適正処置が階層的に実施されるようす。このため、まず多段階のリユース、リサイクル技術・システムの高度化を推進します。設計・製造と連携して、リユース、選別、洗浄、分離等の要素技術の高度化、低コスト化やリサイクル原料として利用する観点から品質管理技術の開発・適用及び個々の技術的連携を推進します。高度化、低コスト化等技術の取組を通じて、家電製品の製造から製品への水平リサイクルの一層推進しなす。</p>	<p>●</p> <p>経済産業省、総務省、環境省</p>	<p>○携帯電話や小型家電に対する取組</p>	<p>携帯電話や小型家電については、使用済製品からのレアメタルの回収及び適正処理に関する方策の検討等を行っているところ。また、携帯電話についてはイベント等で、使用済携帯電話の回収の呼びかけを行った。7月6日から10月31日までの期間、関東地区において、新たな回収拠点(家電量販店、リサイクルショップ、シヨップセンター等)における回収モジュール事業を実施。回収した使用済携帯電話を試験材料として利用し、効率的な解体方法を検証。さらには、11月21日から平成22年2月28日までの間、全国の家電量販店・総合スーパーなどの店頭において、インセンティブを付けて使用済携帯電話を回収し、その効果を検証する実証事業を実施。本事業により、使用済携帯電話の回収促進モデルを検証。</p>	<p>使用済携帯電話からのレアメタルの回収および適正処理に関する方策の検討のため、検討会を開催し、現状の把握および問題点の抽出を行っている。</p>	<p>○携帯電話の効率的なリサイクル・システムの構築に当たっては、リサイクルに配慮した製品設計段階での取組、使用済み製品の回収促進等を総合的に進めるべきであり、そのため、資源有効利用促進法の活用が必要性を含め、取組強化策について検討を進める。</p> <p>○平成21年の環遊月間に実施したイベント等の結果等を踏まえ、より効率的な周知方法、回収方法を検討する予定。</p>
-------------	--	-------------------------------	-------------------------	---	--	--

<p>6 ④、6 ⑤</p>	<p>環境省</p>	<p>また、素材産業等における原料利用と一体的なエネルギー利用に加え、それが行われな い場合にもエネルギーの回収・利用がうまくまなく効率的に行われよう。大規模から分散型までの高効率なエネルギー回収・利用システムの高度化を進めます。大規模な廃棄物 発電の中低温暖廃棄物の有効利用の事業化、中規模な廃棄物発電の高効率化、エネルギーの地産・地消にもつながるような、系統電力と連携した自然エネルギーシステムとの開発を推進しま す。さらに、リユース、リサイクル、エネルギー回収されて残る廃棄物を処分する段階における安全・安心の質を確保するだけでなく、効率的な適正処分場の開発・適用的な環境負荷を制御する観点から中間処理・最終処分場の高度化を推進します。 既存の最終処分場の廃棄物をリサイクル、エネルギー回収し、残る廃棄物を機能的強化した最終処分場の再生システムの開発・適用を推進しま す。 このように、リユース、リサイクル、エネルギー回収・利用に加え、循環的利用及び処分に伴う環境への負荷を低減する観点から技術・システムの高度化を進めます。 具体的には、DfE製品の設計・製造とも連携した代替困難な有害物質の循環使用や分解・無害化による温室効果ガスの排出抑制を図る技術・システムの開発・適用を推進します。</p>	<p>廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に關する行政施策の推進及び技術水準の向上を図るため、循環型社会形成推進科学研究補助金により以下の事業を実施している。 ○ 循環型社会形成推進研究事業 ○ 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業</p>	<p>廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を行った。○平成19年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 62件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 5件 ○平成20年度の採択課題 循環型社会形成推進科学技術基盤整備事業 74件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 6件 ○平成21年度の採択課題 循環型社会形成推進科学技術基盤整備事業 87件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5件</p>	<p>廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を行った。○平成19年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 62件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 5件 ○平成20年度の採択課題 循環型社会形成推進科学技術基盤整備事業 74件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 6件 ○平成21年度の採択課題 循環型社会形成推進科学技術基盤整備事業 87件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5件</p>	<p>政策的に実現するため、引き続き3Rの推進やアスベスト等有害廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオオオマスの利活用、用済み製品等廃棄物からのレアメタル回収技術、さらには漂流着ごみの適正処理を図るための研究・技術開発等を重点テーマとする。</p>
------------------------	------------	---	--	---	---	--

6 ⑥	<p>また、再生可能なバイオマスを活用する技術・システムを高度化を戦略的に進めたい。具体的には、バイオマスの素材利活用・エネルギー等の活用技術の確立や地産地消等の効率的な利活用のシステムを構築していくことのできるバイオマス利活用のシステムを構築し、その普及を推進します。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>国産バイオ燃料の利用促進を図るために、食料供給と両立するバイオエタノール等の生産コストを大幅に低減する技術の開発等を実施している。</p>	<p>国産バイオ燃料利用に向けた低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマス製品の製造技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に平成23年度未までの予定で取り組んでいるところ。</p>	<p>「農林水産バイオリサイクル研究」(平成12～18年度)では、食品廃棄物等のリサイクル技術、たい肥化過程で生じるアンモニアガスをたい肥材料中に吸着させる技術、バイオマス循環利用のためのシステム化技術の開発等を実施した。</p> <p>19年度以降は、国産バイオ燃料の利用促進を図り、地域活性化に貢献するため、地域に広く貯蔵するバイオマスを原料に、バイオエタノール生産コストを大幅に削減する技術等を開発することを目指して「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」委託事業を新たに開始した。</p>	<p>国産バイオ燃料利用に向けた低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマスの製造技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に平成23年度未までの予定で取り組んでいるところ。</p>	<p>国産バイオ燃料利用に向けた低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマスの製造技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に平成23年度未までの予定で取り組んでいるところ。</p>	<p>国産バイオ燃料利用に向けた低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマスの製造技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に平成23年度未までの予定で取り組んでいるところ。</p>	<p>国産バイオ燃料利用に向けた低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマスの製造技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に平成23年度未までの予定で取り組んでいるところ。</p>	<p>国産バイオ燃料利用に向けた低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマスの製造技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に平成23年度未までの予定で取り組んでいるところ。</p>	<p>国産バイオ燃料利用に向けた低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマスの製造技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に平成23年度未までの予定で取り組んでいるところ。</p>
6 ⑦	<p>農林水産省</p>	<p>未利用水産資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用した食品等への転換を図る技術の開発。また、水産加工残渣及び未利用水産資源を総合的に利活用するシステムの構築を検討する。</p>	<p>ヒトド等の漁業生産副産物等や海藻バイオマスから食品、バイオプラスチックや燃料等に転換するための、機能性リン脂質、オリゴ糖やアルギン酸等の有効成分の抽出技術の開発や水産加工残渣及び未利用水産資源を総合的に利活用するシステムの構築を検討した。</p>	<p>アブラソコムツの有効利用技術の開発については、魚骨・すり身の製品化等の成果が得られた。アブラソコムツ以外の未利用水産資源や海藻バイオマスを効率的に生産する有用成分や水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築については、当初計画通りに引き継ぎ、取組を推進する。</p>	<p>海藻バイオマスからオリゴ糖を効率的に生産する技術の開発と水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築については引き継ぎ取組を推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>農林水産省</p>	<p>農林水産省</p>	<p>農林水産省</p>	<p>農林水産省</p>	<p>農林水産省</p>
6 ⑧	<p>環境省</p>	<p>廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図るため、循環型社会形成推進科学研究補助金により以下の事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 循環型社会形成推進研究事業</li> <li>○ 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業</li> </ul>	<p>廃棄物の処理等、循環型社会形成への支援を行った。○平成19年度の採択課題    廃棄物処理対策研究事業 62件    次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 5件    ○平成20年度の採択課題    循環型社会形成推進科学研究事業 74件    次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 6件    ○平成21年度の採択課題    循環型社会形成推進科学研究事業 87件    次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5件</p>	<p>廃棄物の処理等、循環型社会形成への支援を行った。また、政策的・効果的に実現するため、3Rの推進、アスベスト廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスの利用済み製品回収技術、さらには廃棄物系バイオマスの適正処理を図るための研究・技術開発等を重点テーマとする。</p>	<p>廃棄物の処理等、循環型社会形成への支援を行った。また、政策的・効果的に実現するため、3Rの推進、アスベスト廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスの利用済み製品回収技術、さらには廃棄物系バイオマスの適正処理を図るための研究・技術開発等を重点テーマとする。</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省</p>

<p>6 ㊦</p> <p>また、研究・技術開発支援からモデル的専業に対するモデル的専業を重層的に行っていきます。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>(再掲)</p> <p>○製品削減を図るため、モデル的専業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じた省資源型ものづくりの優良事例創出を図る。(以下、SC省資源化推進事業という)</p> <p>○また、3R配慮型製品の市場を拡大するたため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R環境配慮情報提供事業という)</p>	<p>○SC省資源化推進事業については、サブライチエーンを構成する企業チームの連携による副産物リデュースや環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施。</p> <p>・平成20年度：20企業チーム</p> <p>・平成21年度：30企業チーム</p> <p>○平成20年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の情報提供が可能なシステムの開発等を行った。</p>	<p>○平成20年度におけるSC省資源化推進事業については、改善提案を行い、20企業チームに関する事例集を作成した。</p> <p>○製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮の指標や、製品の情報提供が可能なシステムの検討等を行った。</p>	<p>○平成22年度におけるSC省資源化推進事業については、引き続きサブライチエーン企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示すること、他企業チームへの展開を図る。</p> <p>○平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。</p> <p>○平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p>
<p>6 ㊧</p> <p>また、優れた3R技術・システムを活用した製品の生産的な調達や消費者に対する広報・普及、インセンティブ等の活用により、3R技術・システムの市場創出を図ります。</p>	<p>環境省</p>	<p>○3R推進全国大会</p> <p>大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会の推進のため、国民、事業者、行政が一堂に会し、それぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを改善する機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルなど3Rの推進に関する理解を深める。</p> <p>(再掲)</p> <p>ごみの排出量がここ数年微減減少であるものの、依然として高水準で推移していることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一部として、市町村におけるごみ処理の有料化の導入の促進策について検討を行った。</p>	<p>○「第4回3R推進全国大会」</p> <p>・平成21年10月16日～18日</p> <p>千葉県において市民、企業、事業者、自治体職員が参加した多くのイベントが開催され、3Rの普及を促進。</p> <p>○「3R推進地方大会」</p> <p>・地方環境事務所等に、全国7ブロックにおいて開催</p> <p>・地方環境事務所を活用した各地域の3R推進に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイバグキヤンペン等。</p> <p>平成17年2月の中央環境審議会の意見書を受け、同年5月に廃棄物処理法に基づく基本方針が改正され、市町村が経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することなどが国の廃棄物政策の基本方針に明記された。</p> <p>これを受けて、平成17年度・平成18年度と検討を行い、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、市町村に周知した。</p>	<p>3R推進に関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、循環型社会に関する啓発普及の充実な展開を図った。</p>	<p>廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など廃棄物減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、基調講演等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着した循環型社会の推進を図る。</p> <p>今後とも本手引きの更なる普及に努める。</p>

6 ①	あわせて、副産物や使用済み製品から得られる再生資源や規格・3R技術についても、国際標準化を視野に、整備を推進します。	経済産業省	●	国際電気標準会議(IEC)における、電気・電子製品に関する国際標準化の動きを進展させ、国内制度に国際標準化の観点から踏まえ対応を進める。	○平成21年2月に電気・電子製品の環境配慮設計に関する国際規格(IE602430)として発行した。 ○3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R環境配慮情報提供事業という)	○製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報提供事業者が可能な情報提供を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムでの検討開発等を行った。	○今後、資源有効利用促進法において、環境配慮設計に関する見直し等を踏まえ、同規格を踏まえ、国際標準化を視野に入れた評価指標の検討等を行う予定である。 ○製品3R環境配慮情報提供事業において、情報提供手法やイオンセンシング技術の構築について検討する。また、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う予定である。
6 ②	3R関連法制度など必要な施策の充実・強化も3R技術・システムの高度化につながる。技術情報等を有する産業界、基礎研究成果を有する学際、コンセンサス提供やネットワーク化を促進し、新規事業の創成や社会システムとして進めたい。	環境省	循環型社会形成推進基本法に定める廃棄物の優先順位(①発生抑制、②再使用、③再生利用、④回収、⑤適正処分)を踏まえ、「排出者責任」と「拡大生産者責任」の考えに基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)及び各種リサイクル法制度に取り入れられていく。	廃棄物処理法や各種リサイクル法の評価・見直し等を行っている。3R関連法制度の充実を推進している。		今後、廃棄物処理法や各種リサイクル法の評価・見直し等を行い、3R関連法制度の充実を推進する。	
7	循環型社会形成に貢献した情報の的確な把握・提供と人材育成						
<p>＜評価と課題＞ 循環型社会形成に貢献した情報の的確な把握のための、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価については、把握及び評価手法の改善をさらに進める必要があります。このためにデータの信頼性の向上、速報性の向上に努めるとともに意識調査手法の改善にも取り組むことが必要です。</p> <p>＜今後の展開の方向＞ 我が国の物質フローの状況や廃棄物等の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況等の情報に加え、循環資源の動向に対する国際経済や資源価格の変動が与える影響の把握や地球温暖化対策等の環境分野からの新たな必要事項などについて、循環型社会形成に貢献できるよう、統計情報の点検・整備と情報の取集体制の強化及び既存の統計の速報化を図ること。また、得られたデータ等についての的確な分析を進め、一時的な国際市場の変動も考慮に入れた国内循環システムへの体制を整えるなど、施策に反映させること。</p>							

7 ①	我が国の物質フロッパーの状況や廃棄物の種類に応じた発生処理量とその状況、将来の見通し、廃棄物の技術的・経済的・環境的・社会的影響等について、正確な情報を迅速に把握し、その点検、整備を行います。その際、国全体での統計に加えて、よりきめ細やかに実態が把握できるような地域・個別の把握項目・物質単位での統計、再資源の価値や用途など、従来の把握手法を検討し、新たな情報に再使用量や使用状況の実態把握に努めます。	環境省	一般廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、全国の市町村等を対象に「一般廃棄物処理事業実態調査」を毎年実施。	平成16年度実績の調査結果を平成18年6月に、平成17年度実績の調査結果を平成18年4月に、平成18年度実績の調査結果を平成19年9月に環境省ホームページ等において公表した。また、平成19年度実績については平成21年11月に公表予定である。	調査結果の公表時期の早期化を図った。	今後とも、一般廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の早期化に努め、調査対象年度の翌年度中に取り組む予定。
7 ②	我が国の物質フロッパーの状況や廃棄物の種類に応じた発生処理量とその状況、将来の見通し、廃棄物の技術的・経済的・環境的・社会的影響等について、正確な情報を迅速に把握し、その点検、整備を行います。その際、国全体での統計に加えて、よりきめ細やかに実態が把握できるような地域・個別の把握項目・物質単位での統計、再資源の価値や用途など、従来の把握手法を検討し、新たな情報に再使用量や使用状況の実態把握に努めます。	環境省	○技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に活躍する者として、文部科学省において、技術士(環境部門)と認定し、活用を促進している。	平成19年3月末において849名、平成21年3月末において1065名が「技術士(環境部門)」として登録されている。	平成20・18年3月末における「技術士(環境部門)」の登録者数は909802名であり、着実に増加している。	引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。
7 ③	我が国の物質フロッパーの状況や廃棄物の種類に応じた発生処理量とその状況、将来の見通し、廃棄物の技術的・経済的・環境的・社会的影響等について、正確な情報を迅速に把握し、その点検、整備を行います。その際、国全体での統計に加えて、よりきめ細やかに実態が把握できるような地域・個別の把握項目・物質単位での統計、再資源の価値や用途など、従来の把握手法を検討し、新たな情報に再使用量や使用状況の実態把握に努めます。	環境省	○技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に活躍する者として、文部科学省において、技術士(環境部門)と認定し、活用を促進している。	平成19年3月末において849名、平成21年3月末において1065名が「技術士(環境部門)」として登録されている。	平成20・18年3月末における「技術士(環境部門)」の登録者数は909802名であり、着実に増加している。	引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。
7 ④	我が国の物質フロッパーの状況や廃棄物の種類に応じた発生処理量とその状況、将来の見通し、廃棄物の技術的・経済的・環境的・社会的影響等について、正確な情報を迅速に把握し、その点検、整備を行います。その際、国全体での統計に加えて、よりきめ細やかに実態が把握できるような地域・個別の把握項目・物質単位での統計、再資源の価値や用途など、従来の把握手法を検討し、新たな情報に再使用量や使用状況の実態把握に努めます。	環境省	○技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に活躍する者として、文部科学省において、技術士(環境部門)と認定し、活用を促進している。	平成19年3月末において849名、平成21年3月末において1065名が「技術士(環境部門)」として登録されている。	平成20・18年3月末における「技術士(環境部門)」の登録者数は909802名であり、着実に増加している。	引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。

<p>材の質的・量的充実を図ります。特に、大学等における若手研究者の育成、大学・産業における技術の伝承、NGO/NPOなどでの人材交流によるコーディネートの一層の充実等を推進します。さらに、国及び地方公共団体の職員、環境教育・環境学習に携わる教員を初めとする指導者に対する研修制度などの充実を図ります。</p>	<p>総務省</p>	<p>地方自治体職員に対して研修を行っている自治体大学校において、第1部課程（都道府県及び市の職員を対象）、第2部課程（指定都市を除く市町村職員を対象）、第3部課程（都道府県及び市町村職員を対象）の5つの課程で、「環境政策論」という研修課目を実施している。</p>	<p>各課程において、「環境政策論」の研修課目を実施。</p>	<p>平成21年度も計画どおり実施している。</p>	<p>自治体大学校においては、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等に対応したカリキュラムの見直しを行っている。</p>
---	------------	--	---------------------------------	----------------------------	---

II 海外との関係における資源循環

<p>国際1-①</p>	<p>1 循環資源の国際的な動き</p> <p>&lt;評価と課題&gt;</p> <p>① 近年の経済のグローバル化の中で製品や資源の国際移動が拡大し、また、アジア諸国等の経済成長を背景に各国における資源需要や廃棄物発生量が拡大してきています。米国発の金融危機に端を発する世界的な景気後退は、こうした資源需要等にも大きな影響を与えています。今後、国際資源価格の急激な変動が、需給バランスの変動を通じて循環資源の輸出入と我が国内の循環システムに与える影響を注視していく必要があります。</p> <p>② 国内において先進的な循環型社会の実現に努め、その成果と経験を活かして、アジアをはじめ世界の中で、天然資源の消費を抑制し環境負荷の低減を図る循環型社会の形成に向け、主導的役割を果たすことを目指していくべきです。その際には、まず各国国内で循環型社会の構築を進めるとともに、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化していくことが必要です。</p> <p>今後は、神戸3R行動計画のフォローアップが2011年に予定されていることを念頭に、本計画を確実に実施するとともに、アジアでの取組を進展させ、引き続き3Rイニシアティブを推進する必要があります。</p>	<p>第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「第2次計画」という。）本文</p>	<p>21年白書</p>	<p>第1回点検</p>	<p>府省名</p> <p>経済産業省</p>	<p>取組概要</p> <p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催した。</p>	<p>進捗状況</p> <p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施した（平成20年度約37,000件）。輸出入業者を対象としたバーゼル法等説明会を環境省と共催で平成20年度に全国10か所で開催し、バーゼル法等の周知を図った。（前年度10か所）</p> <p>なお、バーゼル法に基づく平成20年度の輸出入の承認件数は46件（前年度55件）、輸入の</p>	<p>第1次循環型社会形成推進基本計画（以下「第1次計画」という。）第4回フォローアップ時との比較とその評価</p> <p>平成19年度に比べ事前相談件数が大幅に増加し輸出入業者へのバーゼル法の周知が進んでいる。また、説明会を前年と同様に実施し、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図った。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p> <p>中国等アジア向けの循環資源の輸出が増加しており、引き続きバーゼル条約の制度の趣旨等の周知を行う他、税関・環境省等関係省庁と協力して、不適正な輸出入を防止する必要がある。</p>
--------------	---	--	--------------	--------------	-------------------------	--	---	---	--

自主点検概要



<p>その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、各国内での循環利用を補完するものとして、循環資源の国際的な移動の円滑化を図ることも重要です。このこと国際的な資源循環に関する基本的な考え方を他国とも共有し、地域内、さらには国際的に一体となつた取組を進めていくことが必要です。</p>	<p>において貨物の立入検査を実施するなど、廃棄物等の不正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。 ・環境省が提唱し、アジア地域を対象としたハーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として作られたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うことととも、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不正な輸出入の防止に関する議論を継続的に進めている。</p>	<p>・平成17年度約1,100件 ・平成18年度約1,400件 ・平成19年度約1,300件 ・平成20年度約1,100件</p> <p>○税関と連携した貨物検査の実施 ・平成17年度10件 ・平成18年度18件 ・平成19年度43件 ・平成20年度82件</p> <p>○アジアネットワークワークショップの開催 ・平成17年度日本（東京） ・平成18年度中国（北京） ・平成19年度日本（東京） ・平成20年度マレーシア（クアラランブール）</p> <p>○アジア E-waste プロジェクトの実施 ・平成20年度：カンボジアにおける意識啓発 ・平成21年度：カンボジアにおける E-waste のインベ ントリ作成プロジェクト、ハーゼル条約 地域事務所（中国）における E-waste 判断 基準調査の実施 ・平成21年度：アジア太平洋地域における E-waste トレーニングワークショップの開催 等</p>	<p>事業者に対する迅速かつ統一的対応を促進させた。</p> <p>○アジアネットワーク事業の一環として、ワークショップの開催やホームページの更新、廃棄物等の越境移動・リサイクルの現状分析、日本の取組を紹介するパンフレットの作成等を行った。</p> <p>○中国や韓国等の二国間での政策対話をし、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。</p> <p>○引き続き、アジア E-waste プロジェクトの形成・実施支援機器廃棄物適正管理事業の立上げ支援を行った。</p>	<p>なく、水際での法施行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。</p> <p>○アジア E-waste プロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通じて、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p>
<p>2. 東アジア循環圏等国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献</p> <p>&lt;評価と課題&gt; 今後は、2008年のG8北海道洞爺湖サミットの成果を踏まえ、中国をはじめ周辺各国との政策対話、技術的支援や情報基盤整備、有害廃棄物の不法輸出入の防止強化など東アジア地域を中心に取組をさらに進めるとともに、関係府省、地方公共団体、事業者、NGO/NPO等との連携を強化しながら、アジア各国における3R・廃棄物管理に関する政策立案等の能力開発、3R・廃棄物処理に関する優良事例の創出等、各国内での循環型社会構築を具体的に進める取組への協力が重要です。</p> <p>&lt;今後の展開の方向&gt; アジア大での循環型社会の構築に向けて、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、2009年半年ばに開催が予定されている「アジア3R推進フォーラム」をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、各国における3R政策の戦略的・計画的な推進を支援し、3R政策の優先順位を高め、科学的知見・経験の交流、対策能力向上、コベネフィットの追求、不法輸出入防止などの分野での協力を進め、我が国としてリーダーシップを発揮していくこと。それに当たっては、政府間のみならず、事業者やNGO/NPOといったマルチステークホルダーの協力を促進しながら推進すること。</p>	<p>第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「第2次計画」という。）本文</p>	<p>府 省 名</p>	<p>第 1 回 点 検</p>	<p>21 年 白 書</p>
<p>自主点検概要</p>				

<p>国際②①</p>	<p>文部科学省</p>	<p>経済産業省</p>	<p>取組概要</p>	<p>進捗状況</p>	<p>第1次循環型社会形成推進基本計画(以下「第1次計画」という。)(第4回フォローアップ時との比較とその評価)</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p>
<p>以上の国際的な資源循環の動向や課題を踏まえ、我が国の提案により進められてきた3Rイニシアティブのさらなる展開を図り、我が国と関係の深い東アジア圏を視野に入れ、全世帯へ「循環型社会」の取組を広げる必要がある。このため、開発途上国における3R関連の取組を支援する必要がある。我が国が国際的取組として、我が国の優良事例を国際的に発信するとともにアジア地域共通のモデル・プログラムの構築を図る。</p>	<p>循環型社会の構築も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」を、ユネスコと協力し推進している。途上国に、我が国が国際的に提唱した「国連持続可能な開発のための教育の10年」のイニシアティブにも位置づけ、我が国の取組を国際的な貢献として対外的に説明している。</p>	<p>各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会の構築を図る。</p>	<p>○世界的なESD普及のため、ユネスコバンコク事務所へESD推進のための信託基金を拠出している。(平成21年度拠出額3億2千万円) ○ESDの推進拠点と位置づけているユネスコ・スクール加盟校の増加、ユネスコ・スクール間のネットワーク強化に取り組んでいる。(平成21年9月現在106校)</p>	<p>平成20年4月当初24校だったユネスコ・スクール加盟校数が、平成21年9月現在で106校へ増加した。</p>	<p>国内取組として500校を加え、ユネスコ・スクール加盟校の増加、ネットワーク強化を図る。また、国際的取組として、我が国の優良事例を国際的に発信するとともにアジア地域共通のモデル・プログラムの構築を図る。</p>	<p>日中循環型都市に関する協力については、日中資源循環政策対話等においてフォローアップ・他地域への展開の検討を実施する予定。</p> <p>・ERIAの「東アジアにおける3R政策の在り方」研究において、我が国の経験・技術も活用しつつ、アジア全体の「3Rビジョン」を提示し、ハード面とソフト面の整備を通じて各国での環境ビジネスの創出・発展に貢献</p>
<p>我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度・技術の取組を推進します。我が国の経験を活かして、我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度・技術の取組を推進します。我が国の経験を活かして、我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度・技術の取組を推進します。</p>	<p>○政策対話の実施 フィンランド、タイ、マレーシア、インドネシアと3Rを議題の1つとしたグリーン・エイド・プラン(GAP)の政策対話を実施した。(平成17年度各1回、平成18年度も現在までに各1回) ○アジア各国における循環型経済社会構築に向けた施策 中国等の中央・地方政府職員を受入れ、日本の3R政策等の説明を実施した。(平成17年度は72名、平成18年度は235名、平成19年度248名、平成20年度は222名、平成21年度は133名(11月末時点。)) ・中国との間で、循環型都市に関する協力の実施に合意。我が国の自治体があるリサイクリング施設等の整備に関するノウハウを中国の地方政府に移転していく。平成19年度からこれまでに、4都市間で協力の実施について合意。さらに2都市間で協力の実施についてFS調査等を実施中。 ・アセアンの国・地域についても循環型都市協力(エコタウン協力)の実施についての調査検討事業を実施中。 ・また、中国との間で行っていた3R政策対話に水資源分野も含め、局長級の「資源循環政策対話」を平成21年6月に開催し、日中双方の政策を行った。 ○国際機関との連携 ・地球規模での3R促進を目的とする調査をOECDに提案し、OECDによる報告書が取りまとめられたところ。 ・「東アジアにおける3R政策の在り方」研究をERIA(東アジア・ASEAN</p>	<p>平成16年10月に産業構造審議会・リサイクリング小委員会国際資源循環ワーキンググループで取りまとめられた報告書(「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」)で示されている施策展開の方向性に基づいて取組を進めているところである。 日中循環型都市協力については、平成19年度の北九州市・青島市の協力に続き、平成20年度は北九州市・天津市、兵庫県・広島県、平成21年度は北九州市・大連市との間で協力の実施について合意。 21年度は川崎市・上海市浦東新区、茨城県地域-天津TEDAとの協力を実施するため、調査検討事業を実施。また、それぞれの協力の取組状況等について、日中資源循環政策対話で両国が認識を共有。 アセアンの国・地域についても循環型都市協力(エコタウン協力)の実施についての調査検討事業を実施中。</p>	<p>○政策対話の実施 フィンランド、タイ、マレーシア、インドネシアと3Rを議題の1つとしたグリーン・エイド・プラン(GAP)の政策対話を実施した。(平成17年度各1回、平成18年度も現在までに各1回) ○アジア各国における循環型経済社会構築に向けた施策 中国等の中央・地方政府職員を受入れ、日本の3R政策等の説明を実施した。(平成17年度は72名、平成18年度は235名、平成19年度248名、平成20年度は222名、平成21年度は133名(11月末時点。)) ・中国との間で、循環型都市に関する協力の実施に合意。我が国の自治体があるリサイクリング施設等の整備に関するノウハウを中国の地方政府に移転していく。平成19年度からこれまでに、4都市間で協力の実施について合意。さらに2都市間で協力の実施についてFS調査等を実施中。 ・アセアンの国・地域についても循環型都市協力(エコタウン協力)の実施についての調査検討事業を実施中。 ・また、中国との間で行っていた3R政策対話に水資源分野も含め、局長級の「資源循環政策対話」を平成21年6月に開催し、日中双方の政策を行った。 ○国際機関との連携 ・地球規模での3R促進を目的とする調査をOECDに提案し、OECDによる報告書が取りまとめられたところ。 ・「東アジアにおける3R政策の在り方」研究をERIA(東アジア・ASEAN</p>	<p>平成16年10月に産業構造審議会・リサイクリング小委員会国際資源循環ワーキンググループで取りまとめられた報告書(「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」)で示されている施策展開の方向性に基づいて取組を進めているところである。 日中循環型都市協力については、平成19年度の北九州市・青島市の協力に続き、平成20年度は北九州市・天津市、兵庫県・広島県、平成21年度は北九州市・大連市との間で協力の実施について合意。 21年度は川崎市・上海市浦東新区、茨城県地域-天津TEDAとの協力を実施するため、調査検討事業を実施。また、それぞれの協力の取組状況等について、日中資源循環政策対話で両国が認識を共有。 アセアンの国・地域についても循環型都市協力(エコタウン協力)の実施についての調査検討事業を実施中。</p>	<p>国内取組として500校を加え、ユネスコ・スクール加盟校の増加、ネットワーク強化を図る。また、国際的取組として、我が国の優良事例を国際的に発信するとともにアジア地域共通のモデル・プログラムの構築を図る。</p>	<p>日中循環型都市に関する協力については、日中資源循環政策対話等においてフォローアップ・他地域への展開の検討を実施する予定。</p> <p>・ERIAの「東アジアにおける3R政策の在り方」研究において、我が国の経験・技術も活用しつつ、アジア全体の「3Rビジョン」を提示し、ハード面とソフト面の整備を通じて各国での環境ビジネスの創出・発展に貢献</p>

け入れを実施します。また、国レベルのみならず、国民、事業者、地方公共団体など多様な主体同士での国際的な連携を進めます。

環境省			<p>経済研究センター)に提案し、ERIAにおいて専門家による研究が実施されているところ。</p>	<p>3Rイニシアティブの提唱により国際的な3Rの取組が進展している。</p>	
	<p>○3Rイニシアティブの提唱</p>	<p>○2008年5月には68環境大臣会合が神戸で開催され、68各国及びアジア等途上国において3Rの取組が進展していることが確認されると共に、68各国が3R政策に関して取るべき行動を列挙した「神戸3R行動計画」が合意された。また、アジア等における循環型社会構築に向けた我が国の行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表した。「神戸3R行動計画」は、同年7月に開催された68北海道洞爺湖サミットにおいて、68首脳間で支持された。</p> <p>○3Rイニシアティブを推進する観点からOECDにおいて進められている物質フロー及び資源生産性のプロジェクトを重視し、積極的に議論をリードしている。またUNEPが天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に2007年に設立「持続可能な資源管理に関する国際パネル」についても支援している。</p>			

<p>環境省</p>	<p>神戸3R行動計画に基づき、アジア全体で3Rイニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援や地域的取組を支援し、我が国の知見・経験を活用して、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備及び研究ネットワークの構築、アジア環境と保健地域ネットワークを通じた医療廃棄物管理等に関する現状分析・政策提言の検討、政策対話等を行っている。また、有害廃棄物の不法輸出入の防止に関するアジアネットワークの形成及びバーゼル条約によるアジア太平洋地域におけるe-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクトの支援を行っている。これらにより、3Rの推進と廃棄物の適正処理を進め、アジア全体における循環型社会の構築を目指している。</p>	<p>○2008年10月にベトナム・ハノイで開催された東アジア首脳会議環境大臣会合において、「アジア3R推進フォーラム」の発足を日本から提案し、参加各国より賛同を得た。 ○2009年3月に「アジア3Rハイレベルセミナー」及び「持続可能な資源管理に関するアジアセミナー」、「資源管理と3R一貫した可能なアジアに向けて」をそれぞれ開催し、今後の国際協力における優先的取組、アジア3R推進フォーラムを通じた協力の方向性について議論が行われた。 ○また2009年6月にアジア3R推進フォーラムの設立の準備のため「アジア3R推進フォーラム設立準備会合」を開催した。 ○2009年11月の「アジア3R推進フォーラム設立会合」をUNCRDと共同で開催し、同会合において東京3R宣言が採択された。アジアでの3Rの国際的推進のプラットフォームとしてアジア3R推進フォーラムが発足した。 ○アジア3R推進市民フォーラム実行委員会主催によりアジア3R推進フォーラム設立会合と連携して開催された「アジア3R推進市民フォーラム」を支援している。 ○2008年12月に「環境と保健に関する地域フォーラム第2回廃棄物作業部会」が開催された。 ○アジアネットワークワークショップの開催 ・平成17年度日本（東京） ・平成18年度中国（北京） ・平成19年度日本（東京） ・平成20年度マレーシア（クアラランプル） ○アジアE-wasteプロジェクトの実施 平成20年度：カンボジアにおける意識啓発 ・平成21年度：アジア太平洋地域におけるE-wasteトレーニンングプロジェクト、マレーシア及びベトナムにおけるE-wasteのインベントリリー作成プロジェクト、バーゼル条約地域事務所（中国）におけるE-waste判断基準調査の実施 ・平成21年度：アジア太平洋地域におけるE-wasteトレーニンングワークショップの開催 具体的には日中エコタウン協力が行われており、これまで北九州市と青島市・天津市・大連市、兵庫県と広東省で自主協定が結ばれている。自主協定を締結した自治体の取組や協力を検討している自治体の調査検討を支援するため、インフラ整備促進のためのファイブピリティ・ステータイイ調査、人材育成などを行っている。 平成21年度は、アジアにおける廃家電や廃</p>
<p>経済産業省</p>	<p>神戸3R行動計画に基づき、アジア全体で3Rイニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援や地域的取組を支援し、我が国の知見・経験を活用して、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備及び研究ネットワークの構築、アジア環境と保健地域ネットワークを通じた医療廃棄物管理等に関する現状分析・政策提言の検討、政策対話等を行っている。また、有害廃棄物の不法輸出入の防止に関するアジアネットワークの形成及びバーゼル条約によるアジア太平洋地域におけるe-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクトの支援を行っている。これらにより、3Rの推進と廃棄物の適正処理を進め、アジア全体における循環型社会の構築を目指している。</p>	<p>○アジア3R推進フォーラムの発足等、アジア全体で3Rイニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援が進んでいる。 ○アジアネットワークワークショップでは、各国における有害廃棄物の輸出入管理の取組状況等を共有し、今後の協力体制の強化について議論を行った。 ○中国や韓国等の二国間での政策対話を行い、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。 ○引き続き、アジアE-wasteプロジェクトの形成・実施支援を行った</p>
<p>環境省</p>	<p>○アジア3R推進フォーラムを毎年1回開催予定 ○不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるバーゼル条約担当官だけでなく、水際での法執行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。 ○アジアE-wasteプロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通じて、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p>	<p>引き継ぎ、日中循環型都市協力、実証事業、見本市によりリサイクルビジネスの展開を図る。</p>

国際②②	<p>持続可能な資源循環に関する日本の貢献を、2012年(平成24年)までに、東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方や目標を定めた「東アジア循環型社会ビジョン」として策定し、特に貿易量の多い東アジア全体で適正かつ円滑な資源循環の実現を目指します。その際、東アジア諸国を「パートナー」ととらえ、3Rの考え方や基本認識を共有した上で、「東アジア循環型社会ビジョン」の実現を二国間の政策対話や多岐なプロジェクトを通じて協力を深めます。</p>	外務省	●	<p>(独) 国際協力機構において、3Rの推進に關して、①国家レベルの法制度の整備、②自治体レベルでの3Rを実施するための体制づくりや、実施計画の構築による廃棄物管理を担う対応能力強化、③経済的インセンティブの付与や技術開発支援等、民間セクターの3R促進支援、を行っている。</p>	<p>液のサイクルの乗証事業2件を補助金等により支援している。また、平成22年1月には3R関連企業の国際見本市を開催予定。</p>	<p>平成20年度にフィリピン、ベトナム、中国、フィジー、メキシコにおいて、専門家の派遣等によるキヤパティ・ディベロップメント・プロジェクトを実施した。平成21年度には、引き続き、フィリピン、ベトナム、中国、フィジーでのキヤパティ・ディベロップメント・プロジェクトを実施するとともに、新たにキューバにおいてプロジェクトを開始したほか、インドネシアにおいてもプロジェクトを実施予定。</p>	<p>今後は、環境省が行っている政策対話、戦略的に途上国のキヤパティ・ディベロップメント等について協力を進め、発展させ、大取組を強化・発展させ、大洋州や中南米でも3R、インドネシア</p>
		外務省、環境省	●	<p>東アジア諸国との二国間、多国間会合の機会を利用して、各国に対し、関連施策の実施を促すとともに、協力を強化する。</p>	<p>○平成20年4月の日韓首脳会談、同10月の日中環境保護合同委員会、平成21年6月の第2回日中ハイレベル経済対話、同9月の第12回日韓環境保護協力合同委員会等の機会に、循環型社会の構築に向けた協力を推進することを確認。 ○平成21年10月の第2回日中韓サミットの際に持続可能な開発に関する共同声明を採択・発表し、第11回三か国環境大臣会合において指定した3Rを含む10の環境分野をエグゼクティブとして、2010年の第12回三か国環境大臣会合で採択される共同行動計画の策定を奨励し、協力を円滑にする実践的な措置をとり、持続可能な環境管理を一層進めることを確認。 ○2009年6月に「川崎市及び瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書」を締結し、日本国環境省及び中国環境保護部が、川崎市及び瀋陽市の循環経済産業の発展を通じた環境にやさしい都市の構築を支援することとした。 ○2009年5月に北京において第3回日中政策対話を実施。 ○2009年8月にソウルにおいて第4回日韓政策対話を実施。 ○三カ国の環境協力推進のため日中韓三カ国環境大臣会合のもと、「日中韓三カ国／循環経済セミナー」を持ち回りで開催している。</p>	<p>各国との政策対話等を通じ、アジアにおける循環型社会の構築に向けた取組が進んでいる。</p>	<p>今後とも、循環型社会の構築に向け、東アジア諸国との協力を強化するため、二国間、多国間の様々な機会を利用して、働きかけていく。</p>

<p>国際 2 ③</p> <p>廃棄物等の国際的な移動による汚染を防止するため、アジア諸外国との連携を図り、不法輸出入の防止に向け、情報交換の推進や施行能力の向上のための取組支援を推進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>○ 廃棄物等の不適正な輸出入の防止（再掲） 環境省が提唱し、アジア地域を対象としたバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として、各国かられたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うとともに、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不適正な輸出入の防止に関する議論を継続的に行っている。</p> <p>○ 各国の適正処理能力の向上（再掲） バーゼル条約に基づきアジア太平洋地域におけるE-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクト（アジアE-wasteプロジェクト）やコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等の枠組を用いて、アジアの途上国における有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を進めている。</p>	<p>○ アジアネットワークワークショップの開催 ・平成17年度日本（東京） ・平成18年度中国（北京） ・平成19年度日本（東京） ・平成20年度マレーシア（クアラ Lumpur）</p> <p>○ アジアE-wasteプロジェクトの実施 ・平成20年度：カンボジアにおける意識啓発トレーニングプロジェクト、マレーシア及びベトナムにおけるE-wasteのインベントリ作成プロジェクト、バーゼル条約地域事務所（中国）におけるE-waste判断基準調査の実施 ・平成21年度：アジア太平洋地域におけるE-waste トレーニングワークショップの開催等</p>	<p>○ アジアネットワーク事業の一環として、ワークショップの開催やホームページの更新、廃棄物等の環境移動・リサイクルの現状分析、日本の取組を紹介するパンフレットの作成等を行った。</p> <p>○ 中国や韓国等の二国間での政策対話を進め、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。</p> <p>○ 引き続き、アジアE-wasteプロジェクトの形成・実施支援を行ったほか、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業の立上げ支援を行った。</p>	<p>○ 不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるバーゼル条約担当官だけでなく、水際での法執行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。</p> <p>○ アジアE-wasteプロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通じて、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p>
<p>国際 2 ④</p> <p>国内でも海外でもサイクルが行われており、例えば、ペットボトルや家電品については、国内の取組の安定性を確保しつつ、不適切な廃棄物が輸出されることとならないよう水際対策の実施を推進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>○ 廃棄物等の不適正な輸出入の防止（再掲） ・輸出入事業者等に対してバーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催する。 ・ 廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 ・ 不法輸出入が疑われる事案について、港において貨物の立入検査を実施するなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。</p>	<p>○ バーゼル法等説明会の開催 ・平成17年度全国11か所 ・平成18年度全国12か所 ・平成19年度全国10か所 ・平成20年度全国10か所</p> <p>○ 個別の貨物について、地方環境事務所において、事前相談の実施 ・平成17年度約1,100件 ・平成18年度約1,400件 ・平成19年度約1,300件 ・平成20年度約1,100件</p> <p>○ 税関と連携した貨物検査の実施 ・平成17年度10件 ・平成18年度18件 ・平成19年度43件 ・平成20年度82件</p>	<p>○ 引き続き、事業者に対するバーゼル法等説明会の開催、事前相談の実施、不法輸出入疑義事案への対応を行った。</p> <p>○ 事前相談管理システムを構築して税関等の関係省庁と事業者に対する迅速かつ統一した対応を促進させた。</p>	<p>○ 引き続きバーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する。</p>
<p>経済産業省、環境省</p>	<p>市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人向け処理量の割合は、徐々に増加している。</p> <p>【平成20年度実態調査結果】 19年度（実績） 50.8% 20年度（見込） 55.5% 21年度（計画） 68.0%</p>	<p>市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人向け処理量の割合は、徐々に増加している。</p> <p>【平成20年度実態調査結果】 19年度（実績） 50.8% 20年度（見込） 55.5% 21年度（計画） 68.0%</p>	<p>市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人向け処理量の割合は、徐々に増加している。</p>	<p>市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人向け処理量の割合は、徐々に増加している。</p>	<p>基本方針に基づき、引き続き指定法人等への円滑な引渡しの促進により環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されることを推進する。</p>

国際 2-⑤	また、家庭から排出された有害物質を含んだ家電のうち、なにもが中古利用の適目による。バーゼル法に定める輸出の明文化等を検討します。	環境省	家庭用電気機器等の品目を対象として、バーゼル条約や廃棄物処理法の規制対象となる範囲や判断基準の明確化等について検討を行う。	○使用済みプラウン管テレビの輸出時に、適用基準の策定・適用	使用済みプラウン管テレビの輸出時に、適用基準の策定・適用による輸出の明文化等が進展した。	バーゼル法や廃棄物処理法の対象となり得る品目について、必要に応じて、水質汚濁防止法の明文化や監視体制の強化等を検討する。
国際 2-⑥	さらに、アジアをはじめ途上国では適正な処理が困難である。日本では処理が可能なものも、高価な技術で回収し、環境リサイクルするなどの国際移動の円滑化を図ります。	環境省	○廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の在り方について検討を進める。 ○途上国では適正な処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社の国外廃棄物等を、対応能力の範囲内で受け入れ、適正に処理する取組が進められており、このような限り、国内においては、広範の排出事業者責任や製造事業者責任を全うするものであり、また、輸出国の環境負担を軽減させるものもあることから、地球環境保全の観点から積極的に推進していくべきものである。このような点を踏まえ、廃棄物の輸入が可能な者の拡大に向けた検討を進める。	○廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の環境や経済等への影響、効果の評価に関する国際共同研究を今年度から開始したところ ○廃棄物処理制度専門委員会において、廃棄物の輸出入に関する制度の見直し、方向性として、廃棄物の輸入が可能な者を拡大し、自社の国外廃棄物を輸入して処分する製造事業者について、輸入を可能とするべきであるという議論が行われている。	使用済みプラウン管テレビの輸出時に、適用基準の策定・適用による輸出の明文化等が進展した。	バーゼル法や廃棄物処理法の対象となり得る品目について、必要に応じて、水質汚濁防止法の明文化や監視体制の強化等を検討する。
国際 2-⑦	その際には、多様な関係主体の参加による連携を促進し、政府関係内においても、適切かつ効果的に国際廃棄物処理システムの構築等を推進します	国土交通省	○国際廃棄物処理システムの構築 ○将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰資源について、その有効活用を図るため、循環資源の輸出ターゲットとなる大型化・情報ネットワーク化等による効果的な国際廃棄物処理システムの構築に向けた検討を進める。	物流管理の強化、情報ネットワークの形成など効果的な国際廃棄物処理の形成に向けた進め方について検討している。	国際循環資源の流動実態の分析と課題の抽出等、国際廃棄物処理システムの構築に向けた取組が進展した。	循環資源の品質管理の強化及び情報共有等、循環資源の輸出を適切かつ効果的に進めるための検討を行う。
国際 2-⑧	国際機関や各国と連携してアジア工科大学(バンコク)に構築された3Rの情報拠点の整備をさらに進めます。また、アジア太平洋地域の廃棄物処理や3Rの専門家による研究ネットワークの発展を進めます。これらの取組を相互に連携させ、地域各国における3R推進の知識・情報基盤となる「アジア3R研究・情報ネットワーク」を構築し、政策・経験の共有を通じて各国の3Rの取組を支援します。	環境省	(再掲) 神戸3R行動計画に基づき、アジア全体で3Rイニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援や地域的取組を支援し、我が国の知見・経験を活用して、アジア各国における3R推進のための国際戦略の策定支援(タイ、バングラーシ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア)の3R情報ネットワークの構築、政策対話等を行う。	○3Rナレッジハブのコンテナー作りでの支援 ○ベトナム・インドネシアなどにおいてUN CRD、UNEP、IGESと連携して国別の状況に応じた3R国家戦略の策定を支援。 ○IGESと共同してアジアにおける循環型社会構築に向けた政策的対応や国際的連携方策の検討に資する政策的対応や国際的連携方策の検討に資する政策研究並びに研究成果の普及等を行っている。	地域各国における3R推進の政策・経験の共有等が進んでいる。	今後地域各国における3R推進の政策・経験の共有等を通じて各国の3Rの取組を支援していく。

国際2⑨	さらに、ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮や循環資源の取組に、国内での普及を推進します。G8各国が「持続可能な社会」の実現に向け天然資源の消費の抑制及び環境負荷の最小化に率先して取り組むなど、我が国がG8の先頭に立ち、3Rイニシアティブの更なる展開を図ります。	経済産業省・環境省	(再掲) ○3Rイニシアティブの提唱	(再掲) ○2008年5月には、G8環境大臣会合が神戸で開催され、G8各国及びアジア等途上国において3Rの取組が進展していることが確認され、G8各国が3R政策に関する取組を列挙した「神戸3R行動計画」が合意された。また、アジア等における循環型社会構築に向けた我が国の行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を公表した。「神戸3R行動計画」は、同年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいて、G8首脳間で支持された。 ○3Rイニシアティブを推進する観点からOECDにおいて進められている物質フロー及び資源生産性のプロジェクトを重視し、積極的に議論をリードしている。また、UNEPが天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に2007年に設立「持続可能な資源管理に関する国際パネル」についても支援している。	「資源生産性に関するOECD理事會勧告」に基づき、国際機関等の動向を踏まえ、一層の研究を推進する。
国際2⑩	資源生産性をはじめとする物質フロー指標について、より精度の高い共通の指標の作成を目指し、環境影響の評価等も念頭に置きながら、積極的に国際共同研究を行います。	環境省	平成20年3月に採択された「資源生産性に関するOECD理事會勧告」に基づき、国際機関等の動向を踏まえ、研究を推進する。	今後、さらに国際的な手法開発等の国際的研究が行われる予定であり、こうしたOECDにおける取組は、我が国で開催されたG8環境大臣会合、G8サミットにおいても評価され、G8各国による支持を得たところ。	「資源生産性に関するOECD理事會勧告」に基づき、国際機関等の動向を踏まえ、一層の研究を推進する。
国際2⑪	具体的には、天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に国連環境計画(UNEP)が設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」や3R推進に関する共通の物質フローと資源生産性に関する作業等を実施してまいります。	環境省	天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見を同パネルで行ってもらうため、同パネルに対して財政的にも支援を行い、発富力を確保する。	○UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対し、平成20年度より資金拠出を行うことにより、多岐にわたるパネルの活動の着実な進展に貢献した。 ○平成21年3月にアジア各国の政策責任者と同パネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナー」を同パネル事務局と共催し、パネルの活動にアジアの政策ニーズを反映させる観点から主導的役割を果たした。	今後、同パネルに対して財政的にも支援を行い、一層の発富力を確保していく。

第二次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況総表

(参考2) 個別法・個別施策の進捗状況調査表

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>○ 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</p> <p>○ 廃棄物の排出量の増加や質の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p> <p>○ 法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。(目標年度 H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物 排出量 4,900万 t、再生利用量 1,200万 t、最終処分量 640万 t</li> <li>・ 産業廃棄物 排出量 4億 5,800万 t、再生利用量 2億 1,700万 t、最終処分量 3,000万 t</li> </ul> <p>○ 第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ総排出量約 5,000万トン</li> <li>・ ごみのリサイクル率 25%</li> <li>・ ごみ減量処理率概ね 100%</li> <li>・ 一般廃棄物処分場の残余年数の平成 19年度水準維持</li> <li>・ ごみ焼却施設の総発電能力約 2,500メガワット</li> <li>・ 浄化槽処理人口普及率 12%、(以上、目</li> </ul>	<p>○ 基本方針の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物 排出量 5,204万 t、再生利用量 1,022万 t、最終処分量 681万 t (H18年度)</li> <li>排出量 5,082万 t、再生利用量 1,031万 t、最終処分量 635万 t (H19年度)</li> <li>・ 産業廃棄物 排出量 4億 2,200万 t、再生利用量 2億 1,900万 t、最終処分量 2,400万 t (H17年度)</li> <li>排出量 4億 1,800万 t、再生利用量 2億 1,500万 t、最終処分量 2,200万 t (H18年度)</li> </ul> <p>○ 廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ総排出量 5,204万 t (H18年度) 5,082万 t (H19年度)</li> <li>・ ごみのリサイクル率 20% (H18年度) 20% (H19年度)</li> <li>・ ごみ減量処理率 98% (H18年度) 98% (H19年度)</li> <li>・ 一般廃棄物処分場の残余年数 16年 (H18年度) 16年 (H19年度)</li> <li>・ ごみ焼却施設の総発電能力 1,590MW (H18年度) 1,604MW (H19年度)</li> <li>・ 浄化槽処理人口普及率 8.6% (H17年度) 8.8% (H18年度)</li> <li>・ ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物保管量 高圧トランス 2.1万台 廃 PCB 56 t 柱上トランス 225万台 (H17年)</li> </ul> <p>○ 飛散性アスベスト廃棄物(廃石綿等)の処理状況 (H19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量 44,991t</li> </ul>	<p>○ 一般廃棄物について、基本方針及び廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績値のうち、排出量については近年減少傾向にあるが、中間目標には達していないため、さらなる努力が必要である。その他の項目については前年度に比べ概ね目標値に近づいており、適正な廃棄物処理及びリサイクルが進んでいると認識。</p> <p>○ 産業廃棄物について、基本方針の目標に対する実績値のうち、排出量及び最終処分量については目標値を下回っており、対策が十分に効果を上げているものと思われる。一方、再生利用については、再生利用率では目標を上回っているものの、再生利用量では目標を下回っており、今後適正なりサイクルを推進してい</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p> <p>○ 廃棄物処理法附則に定める検討時期を迎えたため、中央環境審議会に廃棄物処理制度専門委員会を設置し、廃棄物処理法の施行状況に関する検討を行っているところである。</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
	<p>標年度 H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 廃棄物の処理を H28 年 7 月までに完了</li> </ul>	<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二重こん包又は固型化 41,022t</li> <li>・溶融処理 3,969t</li> <li>・溶融スラッグの再生利用 3,520t</li> <li>・管理型最終処分場 41,287t</li> <li>・安定型最終処分場 184t</li> </ul>	<p>第2次計画策定時との比較とその評価</p> <p>く必要があると認識。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p>

2. 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>経済産業省 (関係府省 庁) 環境省</p>	<p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>	<p>○現在、各指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。          ・特定省資源業種：5業種          ・特定再利用業種：5業種          ・指定省資源化製品：19品目          ・指定再利用促進製品：50品目          ・指定表示製品：7品目          ・指定再資源化製品：2品目          ・指定副産物：2副産物</p> <p>その他、以下の取組を実施          ○平成20年1月に、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループにおいて、資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討及び、今後の循環型社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンの提言が行われた事を受けて、必要な措置を行うべく検討中。          ○食酢等が充てんされた一部のポリエチレンテレフタレート製容器の流通の実態、再資源化への適性等にかんがみ、当該容器を指定表示製品のうち特定容器包装からポリエチレンテレフタレート製容器へ区分変更するために必要な政省令を改正、平成20年4月より施行している。          ○家電・パソコン等の指定再利用促進製品の製造事業者及び輸入販売業者に対して、製品含有物質の情報開示措置を義務付ける資源有効利用促進法省令で引用しているJIS規格について、含有マーク表示義務の範囲を明確化するため、所用の改正を行い、平成20年7月に発効した。          ○塩化ビニル製建設資材の壁紙の識別表示に関する省令において、壁紙の裏面に一定の表示をするように、これまで規定されていたが、製品によってはあらかじめ裏面に印刷することが困難な場合があり、表面に識別表示を付けることを可能とするよう所用の改正を行い、平成21年2月に施行した。</p>	<p>○基本政策ワーキンググループにて、資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討及び、今後の循環型社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンの提言が行われた事を受けて、必要な施策の実施及び検討を行っている。          ○基本政策ワーキンググループの提言を踏まえて、製品のサブライチエーション全体の資源投入量低減を図るため、モデル事業を選定し、マテリアルフロークロスト会計や環境配慮設計を通じて省資源型ものづくりの優良事例を創出することを目的とした事業を実施している。          また、3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。</p>	<p>○製品全体の包括的なリデュース・リユース・リサイクルの推進を 目指すとともに、対象製品の追加・区分の変更等を通じて、制度全体の有効性の強化を継続的に進めている。          ○資源確保の観点から、単位当たりのレアメタル含有量の多い携帯電話の効率的なリサイクル・システムの構築に当たっては、リサイクルに配慮した製品設計段階での取組、使用済み製品の回収促進等を総合的に進めるべきであり、そのための、資源有効利用促進法の活用上の必要性を含め、取組強化策について検討を進める。</p>

3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府省) 経産省 農林水産省 厚生労働省 産業省 財務省</p>	<p>○家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>○一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等が一定の役割を担わせることとした。</p> <p>○排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割を担っている。</p>	<p>進捗状況</p> <p>容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展している。 (平成20年度の実績) ・分別収集量の合計 2,775,358 (t) (前年度 2,819,611 (t)) ・再商品化量の合計 2,698,192 (t) (前年度 2,747,173 (t))</p> <p>○施行後10年を経過したことから、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(容器包装リサイクル制度に関する拡大審議)及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会(容器包装リサイクルワーキンググループ等)において検討を行い、これを踏まえた改正容器包装リサイクル法が第164回通常国会で可決・成立。改正法のうち市町村への資金拠出制度については、平成20年度分について、平成21年9月に資金拠出が行われた。</p>	<p>容器包装リサイクル制度に対して多くの関係者からの理解と協力が得られ、順調に施行されていると考えられる。また、容器包装廃棄物の削減の取組(レジ袋有料化等)が全国的に広まるなど、改正容器包装リサイクル法の成果が現れていると考えられる。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p> <p>○今後とも、改正容器包装リサイクル法の着実な施行と定着を図る。</p>

4. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府 省) 経済産 業省</p>	<p>廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。</p>	<p>○平成20年12月に同法施行令を改正し、平成21年4月1日より、製造業者等に再商品化等を義務付ける対象機器として、液晶テレビ（携帯テレビ等を除く）・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに再商品化等の基準の見直しを行ったところ。</p> <p>○家電4品目の回収台数は順調に推移しており、施行は着実に定着している。</p> <p>・過去5年間の廃家電4品目の回収台数          平成16年度 1,122万台          平成17年度 1,162万台          平成18年度 1,162万台          平成19年度 1,211万台          平成20年度 1,290万台</p> <p>・平成20年度の再商品化実績（カッコ内は法定再商品化率）          エアコン 89%（60%以上）          ブラウン管テレビ 89%（55%以上）          冷蔵庫及び冷凍庫 74%（50%以上）          洗濯機 84%（50%以上）</p>	<p>家電リサイクル制度に 対して消費者をはじめと する多くの関係者からの 理解と協力が得られ、廃 家電4品目の回収台数は 増加し、制度は順調に施 行されていると考えられ る。</p>	<p>引き続き、家電リサイクル制 度の円滑な施行に向け、中央 環境審議会・産業構造審議会 合同会合報告書の内容を踏ま えた施策の具体化に取り組ん でいく。</p>

5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性															
<p>農林水産省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の実施率(平成19年度実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>食品製造業</td> <td>81%</td> <td>(前年度 81%)</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>62%</td> <td>(前年度 62%)</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>35%</td> <td>(前年度 35%)</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>22%</td> <td>(前年度 22%)</td> </tr> <tr> <td>食品産業合計</td> <td>54%</td> <td>(前年度 53%)</td> </tr> </table> <p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルルールの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成21年10月末までに計14件が認定されている。</p>	食品製造業	81%	(前年度 81%)	食品卸売業	62%	(前年度 62%)	食品小売業	35%	(前年度 35%)	外食産業	22%	(前年度 22%)	食品産業合計	54%	(前年度 53%)	<p>再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。 再生利用事業計画の認定については、ほぼ毎月新たな認定実績が生まれており、順調に制度が活用されていると認識される。</p>	<p>○資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。そのためには、①フードチェーン全体でのシステム構築と②新たな用途へのリサイクルに資する技術の改良・導入が重要。</p>
食品製造業	81%	(前年度 81%)																	
食品卸売業	62%	(前年度 62%)																	
食品小売業	35%	(前年度 35%)																	
外食産業	22%	(前年度 22%)																	
食品産業合計	54%	(前年度 53%)																	

6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省 (関係府省) 環境省	<p>法の施行より、対象建設工事における分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を義務付けた。</p> <p>平成22年度における特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)の再資源化等率を95%とする。</p>	<p>(特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化等率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト・コンクリート塊 98.6%</li> <li>・コンクリート塊 98.1%</li> <li>・建設発生木材 90.7%</li> </ul> <p>(特定建設資材廃棄物(国の直轄工事)の再資源化等率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト・コンクリート塊 98.7%</li> <li>・コンクリート塊 98.3%</li> <li>・建設発生木材 90.7%</li> </ul>	<p>アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化等率については、平成17年度の実績でいずれも目標値を達成している。また、建設発生木材の再資源化等率についても90%を超過しており、制度は定着していると考えられる。</p>	<p>○社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進部会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の合同会合において、平成20年12月に「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」とりまとめが行われた。</p> <p>○上記とりまとめをもとに、平成22年2月に所要の建設リサイクル法省令の改正を公布したところである。</p> <p>○今後も引き続き、上記とりまとめをもとに、必要な措置を講ずる予定である。</p>

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る。</p>	<p>○本格施行 平成17年1月・行為義務、リサイクル料金の預託義務(引取時)等が発生 平成17年2月・リサイクル料金の預託義務(新車登録、継続車検時)が発生 ○周知・広報活動 ・17年1～2月 第2回中古車ディーラー・モーターズ・車体整備事業者等向け説明会 ・17年5～6月、18年1月、18年9月、19年2月、19年9月、20年2月、21年4～5月 自動車リサイクル法関係行政連絡会議 ・その他 テレビCM、ラジオCM、新聞広告、雑誌広告、リーフレット、ポスター、その他(東京モーターショーに出展等) ○リサイクル料金の預託及び移動報告の状況 ・リサイクル料金預託状況(平成20年度末) 預託台数 7,477万台 預託金額 7,707億円 ・移動報告の状況(平成20年度) 引取工程 引取報告: 358万件 フロン類回収工程 引取報告: 280万件 解体工程 引取報告: 372万件※ 破碎工程 引取報告: 613万件※ ※同一工程内の移動報告件数を含む。 ○特定再資源化預託金による離島対策支援事業等の状況(実績) 平成20年度 89市町村、101,141千円</p>	<p>○自動車メーカー・輸入業者は、自らが販売した自動車から発生するフロン類、エアバッグ類、シュレツダーダスト(最終的に出る残さ)のリサイクル・破壊を義務づけられているところ。昨年度は、法令に基づき目標値を全社が大幅に達成。 ※平成20年度のシュレツダーダストのリサイクル率 72.4%～80.5%(各社実績) (目標値:平成17年度 30%,平成22年度 50%,平成27年度 70%) ○法施行以降、自動車所有者は、原則、新車購入時においてリサイクル料金の支払いが義務づけられているが、平成20年度末まで、約7,477万台、約7,707億円が支払い終了し、リサイクル料金の預託が確実に進んでいるところ。 ○全国の不法投棄・不適正保管の車両は施行前の平成16年9月の約21.8万台から、</p>	<p>○自動車リサイクル法は、附則第13条において、「政府は、・・・施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 ○これを踏まえ、平成20年7月から産業界構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会、施行状況の検討を行っており、平成22年1月末までに今後の方向性を示す。</p>	

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
			平成21年3月には約1.5万台まで減少。	

8. ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として制定。</p> <p>○PCB廃棄物保管事業者の責務</p> <p>PCB廃棄物を保管する事業者は、平成28年7月14日までにPCB廃棄物を処理すること、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事・政令市長に届け出なければならぬこととしてしている。譲渡しと譲受けを原則禁止としている。</p> <p>○国及び都道府県の責務</p> <p>国はPCB廃棄物処理基本計画を策定し、都道府県は国の基本計画に則してその区域内のPCB廃棄物処理計画を策定することとしている。また、都道府県は、保管事業者からの毎年度の届出に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表することとしている。</p> <p>また、環境大臣及び都道府県知事は、保管事業者の事務所その他に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができるとしている。</p> <p>○PCB製造者等の責務</p> <p>PCB製造者等は、国及び地方公共団体が実施する施策に協力することとしている。</p>	<p>進捗状況</p> <p>○PCB処分的広域処理施設の整備</p> <p>日本環境安全事業株式会社を活用したPCB廃棄物の処理体制の整備を進めてきた。</p> <p>高圧トランス等については、北九州、豊田、東京、大阪に加え、北海道室蘭においても、処分的広域処理施設の整備を行い、処理を開始した。</p> <p>また、安定器などのPCB汚染物等については、効率的に処理できる技術が開発されたことを踏まえ、施設の整備を進めている。</p> <p>○PCBを使用していないとすする変圧器等の電気機器等の中に、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在するため、これらが廃棄物になった場合の処理方策について中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会微量PCB混入廃棄物処理の処理に関する専門委員会が検討いただいている。</p> <p>○「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の改定</p> <p>PCB廃棄物の収集運搬時の安全性の確保及び効率的な輸送を確保するため、検討委員会で検討いただいている。</p> <p>○PCB廃棄物処理基金</p> <p>中小企業が保管している高圧トランス・高圧コンデンサの処理に必要な費用の一部に充ててPCB廃棄物処理基金の造成のため、47都道府県から補助を受けるとともに、国自らも予算措置を行った。平成20年度においては、国、都道府県でそれぞれ20億円を造成する予定である。</p>	<p>第2次計画策定時との比較とその評価</p> <p>PCB廃棄物の処分的広域処理施設について、高圧トランス等に関して北九州、豊田、東京、大阪に加え、北海道室蘭においても施設整備を行い、処理を開始された。</p> <p>平成20年9月に微量PCB混入電気機器等の処理方策について中間的整理が公表された。</p> <p>最終的な取りまとめに向け、さらなる検討が必要である。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p> <p>○PCB汚染物等の処理施設の整備、処理の一層の推進</p> <p>○微量PCB混入電気機器等の処理の基本的方向性の検討を引き続き行う。</p> <p>○広域的な収集運搬システム</p> <p>安全かつ効率的な収集運搬システム構築</p> <p>○PCB廃棄物処理基金</p> <p>国・都道府県のみでなく、PCB製造者等からの基金出えんを促進的収集運搬システム</p>

9. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府省) 各府省</p>	<p>○国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。</p> <p>○国は、国等による環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。基本方針は、環境大臣が各省各庁の長等の協力を得て案を作成し、閣議決定する。</p> <p>○国等の機関は、毎年度基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。</p> <p>○国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討を行う。</p>	<p>○グリーン購入法の対象として基本方針に定める特定調達品目等については、適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、これまで毎年度、基本方針の改定を行っている。</p> <p>○平成20年2月5日現在の特定調達品目は18分野237品目。 平成21年2月13日現在の特定調達品目は19分野246品目。</p> <p>○平成19年度における国等の調達実績は、公共工事分野を除く165品目中155品目において、判断の基準を満たす物品等が95%以上の高い割合で調達されており、極めて高い水準で実施されている。</p> <p>○環境物品情報を、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回程度の更新を行っている。</p>	<p>基本方針は毎年見直しを行っており、取組は着実に進んでいる。また、環境ラベル等データベースも毎年追加・更新を行っている。</p>	<p>○グリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、引き続き、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。</p> <p>○引き続き、基本方針等に基づき、高い水準で環境物品等の調達を進める。</p> <p>○グリーン購入を促進していくため、環境ラベル等データベース等の更なる情報内容の充実を図る。</p>

10. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>国土交通省 (関係府 省) 環境省</p>	<p>○食品廃棄物等からのバイオディーゼルの品質評価、環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～)バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。</p>	<p>(1) バイオディーゼル燃料の軽油中への添加については、排出ガスに及ぼす影響の観点から平成16年度まで調査を行った結果、酸化能力の高い触媒を装着することが必要であること等が分かった。</p> <p>(2) バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性及び車両側対応技術等の評価を行うため、平成16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、平成17年度にバイオマス燃料専用エンジンの設計、試作、及び性能評価を実施し、平成18年度には、バイオマス燃料専用車を試作し性能評価を行った。</p> <p>(3) 今後増加が予想されるバイオ100%利用と平成20年5月に成立・公布された改正揮発油等品質確保法特例措置に対応するため、平成21年2月に高濃度バイオディーゼル燃料の使用による車両不具合防止のためのガイドラインを策定した。</p>	<p>「回収された廃食用油等からのバイオディーゼル燃料の生成を推進する」との循環基本計画の記載にあたり、自動車の安全性等を確保することを目的に高濃度バイオディーゼル燃料の使用による車両不具合等防止のためのガイドラインを策定した。</p>	<p>○バイオディーゼル燃料の低温流動性や酸化劣化に対する改善が今後の課題。</p> <p>○今後のバイオディーゼルの普及状況を踏まえ、バイオディーゼル燃料の適切な使用に関して燃発を、必要に応じて燃料規定の検討を行う。</p> <p>○平成20年5月に成立・公布された改正揮発油等品質確保法において揮発油等にエタノール等を混和する加工業者に対しても品質確認が義務付けられた。しかしながら、強制規格以外の高濃度混和燃料についても自動車技術や燃料技術の改善を図るためには公道走行試験が必要であり、そのため特例措置を講ずることとしている。また、この改正に伴い、バイオ100%での利用増加が予想されることから、その際に燃料、改造、点検整備上の留意点等に関する助言、注意喚起を行うためのガイドラインを策定した。</p> <p>○今後も、高濃度バイオディーゼル燃料利用者に対し、ガイドラインを活用し、助言、注意喚起を行い、バイ</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>○FRP船のリサイクルに向けた対策の検討(平成14年度～)</p> <p>FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなどと政策的に誘導すること、効果的なリサイクルシステムの普及促進を図る。</p>	<p>平成17年11月、広域認定制度を活用して、瀬戸内海・北都九州を中心とした10県においてFRP船リサイクルシステムの運用を開始し、平成19年度には、全国47都道府県に運用範囲を拡大し、平成20年度より全国において本格運用を開始した。</p>	<p>平成17年11月より一部の地域で開始されたFRP船リサイクルシステムについて、同システム運用実績に基づき、同システムの改善及び普及促進を実施しており、平成20年度より全国47都道府県において本格運用を開始した。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p> <p>オディーゼル燃料の適切な普及のための環境整備を進めていく。</p> <p>○FRP船リサイクルシステムの普及促進を図るために、関係業界及び地方自治体と協力して積極的に周知広報を実施するとともに利便性の向上を図る。</p> <p>○経済的・効率的で継続的なFRP船リサイクルシステムとするための検討及び評価を行い、システムの改善や新たな処理技術の取り入れ等の検討を行う。</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																																																				
国土交通省	<p>○建設リサイクル推進計画2008 国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定。平成20年度から平成24年度の5か年を計画期間とし、目標値を平成22年度（中間目標）、平成24年度（中期の目標年）、平成27年度（中期の目標）に定め、各種施策を実施。</p> <table border="1" data-bbox="542 1456 877 1944"> <thead> <tr> <th>目標値</th> <th>22年度 (中間目標)</th> <th>24年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再資源化率</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>7371t・コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>75%</td> <td>77%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>95%</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>再資源化等率</td> <td>80%</td> <td>82%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>220万t</td> <td>205万t</td> <td>175万t</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>(H17比-25%)</td> <td>(H17比-30%)</td> <td>(H17比-40%)</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>93%</td> <td>94%</td> <td>94%以上</td> </tr> <tr> <td>再資源化等率</td> <td>86%</td> <td>87%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効利用率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目標値	22年度 (中間目標)	24年度	27年度	再資源化率	98%以上	98%以上	98%以上	7371t・コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上	コンクリート塊	75%	77%	80%	建設発生木材	95%	95%以上	95%以上	再資源化等率	80%	82%	85%	建設汚泥	220万t	205万t	175万t	排出量	(H17比-25%)	(H17比-30%)	(H17比-40%)	建設混合廃棄物	93%	94%	94%以上	再資源化等率	86%	87%	90%	建設廃棄物全体				有効利用率				建設発生土				<p>○建設副産物の再資源化率等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化率</li> <li>アスファルト・コンクリート塊</li> <li>コンクリート塊</li> <li>建設発生木材</li> <li>再資源化等率</li> <li>建設発生木材</li> <li>建設汚泥</li> <li>建設廃棄物全体</li> <li>排出量</li> <li>建設混合廃棄物</li> <li>有効利用率</li> <li>建設発生土</li> </ul> <p>17年度実績</p> <p>98.6% 98.1% 68.2% 90.7% 74.5% 92.2% 292.8万t 80.1%</p>	<p>建設廃棄物全体の再資源化等率は平成17年度には92%にまで上昇したが、依然として再資源化が低い品目が残っていること等から、平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、本計画に基づく施策を実施。また、建設リサイクル推進計画改定後の建設副産物等の実態を把握するため、平成20年度建設副産物実態調査を実施し、分析をしているところ。</p>	<p>引き続き、「建設リサイクル推進計画2008」に基づく施策の着実な実施と、実施状況のフォローアップを行っていく。</p>
目標値	22年度 (中間目標)	24年度	27年度																																																					
再資源化率	98%以上	98%以上	98%以上																																																					
7371t・コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上																																																					
コンクリート塊	75%	77%	80%																																																					
建設発生木材	95%	95%以上	95%以上																																																					
再資源化等率	80%	82%	85%																																																					
建設汚泥	220万t	205万t	175万t																																																					
排出量	(H17比-25%)	(H17比-30%)	(H17比-40%)																																																					
建設混合廃棄物	93%	94%	94%以上																																																					
再資源化等率	86%	87%	90%																																																					
建設廃棄物全体																																																								
有効利用率																																																								
建設発生土																																																								

11. 不法投棄・原状回復対策

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>○ 産廃特措法 産廃特措法は、以下の事業による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うものである。・ 廃棄物処理法の平成9年改正法の施行（平成10年6月17日）前に開始された不法投棄 等により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行した事業。</p> <p>・ 産廃特措法の適用にあたって、法に定める基本方針に基づき都道府県等が実施計画を定め、これに対して環境大臣の同意を得た事業。</p> <p>○ 廃棄物処理法 廃棄物処理法は、平成9年改正法の施行（平成10年6月17日）以降の不法投棄等により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行した事業について、産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行っている。</p>	<p>平成15年に産廃特措法が施行されて以降、平成21年10月末現在までに12事業について、環境大臣が実施計画に同意し、産廃特措法に基づく財政支援を行っている。</p> <p>一方、廃棄物処理法に基づく平成10年6月17日以降の不法投棄等の事業については、平成20年度は2事業について財政支援を行ったところであり、平成20年度末までに計72事業について、同法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行っている。</p>	<p>産廃特措法においては、平成20年度は、新潟市事業及び福岡県宮若市事業の2事業について県市の定めた支障除去等に係る実施計画に環境大臣が同意し、同法に基づく支障除去等の財政支援を行うとともに、廃棄物処理法においては、平成20年度は2事業について財政支援を行ったところであり、平成20年度末までに計72事業について、同法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行う等、不法投棄等の残存事業対策の推進が図られた。</p> <p>しかしながら、平成19年度末時点で全国に2,700件を超える不法投棄等の残存事業があり、引き続き施策の充実・強化、適正な実施が必要である。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性は、産廃特措法については、平成24年度末が期限となっている。また、廃棄物処理法に基づく支援については、産業界からの出えんについて理解と協力を引き続き確保する必要がある。</p> <p>このため、全国の残存事業の支障の状況等についての詳細調査結果を踏まえ、残存事業への今後の対応や今後の財政支援の在り方について検討を進めていく必要がある。</p>

12. 産業廃棄物の最終処分場の整備

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性						
環境省	<p>○毎年、調査により、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。</p> <p>○公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>○18年度末現在産業廃棄物最終処分場の残余年数(平成21年3月に公表)</p> <table border="1" data-bbox="316 1077 411 1413"> <tr> <td>全国</td> <td>7.5年</td> </tr> <tr> <td>首都圏(1都7県)</td> <td>4.4年</td> </tr> <tr> <td>近畿圏(2府5県)</td> <td>5.7年</td> </tr> </table> <p>徐々に改善は図られているものの、特に大都市圏において残余容量が著しく不足している。</p> <p>○公共関与最終処分場に対する国庫補助平成20年度において、5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して補助。</p>	全国	7.5年	首都圏(1都7県)	4.4年	近畿圏(2府5県)	5.7年	<p>産業廃棄物最終処分場の残余年数は、残余容量の減少により、全国平均で0.2年程度減少した。また、特に大都市圏においてひっ迫している状況が続いている。</p>	<p>○最終処分場容量の確保に努める必要がある。特に大都市圏において、最終処分容量確保策を講じる必要がある。</p> <p>○民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p>
全国	7.5年									
首都圏(1都7県)	4.4年									
近畿圏(2府5県)	5.7年									

13. 技術開発

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>内閣府 (関係府省) 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>○環境PTの実施(18年度~22年度) (目的) 第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)のもと、総合科学技術会議において決定された「分野別推進戦略」(平成18年3月)の実現のため、そのフォローアップと推進方策を検討・推進する。その一環として、科学技術連携策群バイオオオマス活用において、各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進してきた。上記の科学技術連携策群は平成20年度をもって終了したが、引き続き社会還元加速プロジェクト「バイオオオマス資源総合活用」において産学官連携の推進を図っている。</p> <p>○社会還元加速プロジェクトの推進(19年度~24年度) (目的) 長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)において、比較的近い将来に実証研究段階に達するいくつかの技術を融合し、今後国が主体的に進めていく先駆的なモデルとして社会還元加速プロジェクトを位置づけ、環境・エネルギー問題等の解決に貢献するバイオオオマス資源の総合活用を関係府省・官民の連携の下で推進する。</p> <p>○循環型社会形成推進科学研究費補助金・循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発に関する課題を公募・採択、これらの研究・技術開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び</p>	<p>○環境PT ・研究会合を開き外部有識者による研究課題のフォローアップと推進方策の検討を行った(18年度:2回、19年度:2回、20年度:4回) ・科学技術連携策群バイオオオマス活用ワーキンググループを開催し、バイオオオマス活用に関し各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進した。(17年度:3回、18年度:4回、19年度:3回、20年度:3回開催) ・バイオオオマス活用に関して産学官のシンポジウムを開催した(17年度:1回、18年度:1回、19年度:1回、20年度:2回)</p> <p>○社会還元加速プロジェクト(バイオオオマス資源総合活用)TF ・社会還元加速プロジェクトのロードマップ確認(20年度:1回) ・社会還元加速プロジェクトの進捗状況のフォローアップと推進方策の検討(20年度:4回)</p> <p>○循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び技術開発 ・競争的資金を活用し広く課題を募集 ・研究事業:87件、推進事業:1件、技術開発事業:5件を実施(平成21年度)</p>	<p>○科学技術連携策群バイオオオマス活用ワーキンググループおよび社会還元加速プロジェクトTFを通じ、関係各府省と研究者の相互理解が進んできた。</p> <p>○3R技術やバイオオオマス活用についての研究・技術開発を一層推進するとともに、戦略的に推進すべき革新的技術とされいている廃棄物分野における「レアメタル回収技術」について積極的に推進している。また、「3R推進に係る研究」「廃棄物系バイオオオマス活用研究」「循環型社会構築を旨とした社会的複合研究」「漂着ごみ・アスベスト廃棄物対策に係る研究」等を重点テーマに設定し、政策的に重要なテーマ、実用化ニーズの高い重要な技術について、優先的に採択する取組を採択し、効果的・効率的に研究開発を促進している。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p> <p>○天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減により、循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決への取組が必要である。</p> <p>○具体的には、3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術や国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術の開発、持続可能な地域バイオオオマス利用システム技術の開発を重点的に行う。</p> <p>○レアメタルについては、使用済み製品等からの回収技術等の研究開発、それに伴う重金属等有害物質の適正処理について、平成21年度よりレアメタル回収技術特別枠を新たに設ける等、重点的に研究・技術開発を推進している。今後も社会的・政策的必要性に応じた研究及び技術開発を推進する。</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
	技術水準の向上を図っている。			

14. 「バイオマス・ニッポン総合戦略」の実施

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省 (関係府省) 内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目的に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 ○平成22年目標 ・技術的観点：エネルギー変換効率の向上等 ・地域的観点：バイオマスタウン構想を300市町村程度構築 ・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用等	○バイオマス・ニッポン総合戦略が連携した「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」において取りまとめられた平成21年度具体的行動計画に基づき取組を推進。 ○平成21年3月にバイオマスタウン加速化戦略委員会においてバイオマスタウンの実現及び一層の普及に向けた「バイオマスタウン加速化戦略」を策定 ○地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。 ・バイオマスタウン構想を公表した市町村数 平成16年度末時点 13件 平成17年度末時点 44件 平成18年度末時点 90件 平成19年度末時点 136件 平成20年度末時点 196件 平成22年1月末時点 224件 ○「バイオ燃料技術革新計画」（平成20年3月バイオ燃料技術革新協議会）に基づき、2015年から2020年に40円/リットルの製造コスト実現を目指し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に係る研究開発を推進。 ○バイオ燃料の導入促進に係る環境を整備するため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造する場合には、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を開始（平成21年2月25日より平成25年3月31日までの5年間）。 ○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を制定し（本年7月成立、8月施行）、エネルギー供給事業者による一定量の非化石エネルギー源の利用を義務付け。	○バイオマスの利活用は、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしかなる。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 ・バイオマス利活用率 14年 20年 廃棄物系バイオマス 68% →74% 未利用バイオマス 21% →17%	○国産バイオ燃料の安定供給に向け、農林漁業者とバイオ燃料製造業者による連携促進や収集・運搬コストの低減、資源作物の開発等の技術・研究開発に対する支援が必要。 ○平成21年3月に取りまとめた「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき、バイオマスタウンの実現及び一層の普及が必要。「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき、バイオマスタウンの実現及び一層の普及が必要。 ○バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス利活用の推進 （平成21年6月バイオマス活用推進基本法成立 平成21年9月バイオマス活用推進基本法施行） ・バイオマス活用推進基本計画の制定（予定）

15. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>小売電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者）に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等（風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス）電氣を利用することを義務づける法律。</p> <p>小売電気事業者は、上記の新エネルギー等の中から、経済性の高いものを選んで利用することができる。</p> <p>（平成15年4月1日に全面施行）</p>	<p>○平成16年度の全電気事業者の義務量の合計は36.0億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成17年度の全電気事業者の義務量の合計は38.3億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成18年度の全電気事業者義務量の合計は44.4億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成19年度の全電気事業者の義務量の合計は60.7億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成20年度の全電気事業者の義務量の合計は74.7億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>なお、</p> <p>○平成16年度末の設備認定件数は、199,027件。</p> <p>○平成17年度末の設備認定件数は、266,915件。</p> <p>○平成18年度末の設備認定件数は、333,898件。</p> <p>○平成19年度末の設備認定件数は、386,498件。</p> <p>○平成20年度末の設備認定件数は、437,203件。</p>	<p>全ての電気事業者が平成19年度及び平成20年度とも義務を履行済み。</p> <p>設備認定件数については、法一部施行（平成14年12月6日）から平成20年度末までに437,203件となっている。</p> <p>平成18年度中に、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、平成19年度から平成26年度までの新エネルギー等電氣利用目標量等を定めた。</p> <p>平成21年11月1日より開始された「新たな買取制度」に伴い、新エネルギー等電氣利用目標量を引き上げるとともに、各電気事業者の買取義務量を、買取対象となる太陽光以外の「新エネルギー」（風力、太陽光、地熱、水力（1,000kw以下のもの）、バイオマス、太陽光発電の新たな買取制度の対象とならないもの（メガソーラー等））により算定し直した。</p>	<p>○平成22年度中に、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、平成23年度から平成30年度までの新エネルギーの電氣利用の目標量等を定める。</p>

16. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (地球局)  (関係府 省) 経済産業省	オゾン層を破壊しまたは地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年度におけるフロン回収・破壊法の施行状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類回収業者等の登録数 (平成21年4月1日現在)</li> <li>第一種フロン類回収業者の登録数 30,850 (H19: 29,728)</li> <li>・国(経済産業大臣、環境大臣)の許可を受けたフロン類破壊業者数 (平成21年4月1日現在)</li> <li>74 (H19: 75)</li> <li>・特定製品からのフロン回収量・破壊量                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からのフロン類の回収量   <ul style="list-style-type: none"> <li>約3,168トン(平成19年度実績)</li> <li>フロン類破壊業者によるフロン類の破壊量   <ul style="list-style-type: none"> <li>約4,161トン(平成20年度実績)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率向上のため、改正フロン回収・破壊法が平成19年10月に施行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一種特定製品の回収量は平成18年度に比べて約627トン増加しているものの、依然として十分とはいえないため、さらにフロン類の回収の徹底のための取組が必要である。</li> <li>○破壊量は、平成19年度と比較して約15%の増加となっている。</li> </ul>	○京都議定書目標達成計画等に基づき、フロン回収・破壊法の着実な施行。(平成19年10月に改正フロン回収・破壊法が施行。)

17. 静脈物流システムの構築（「総合物流施策大綱（2005-2009）：17年11月閣議決定」の実現）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>○総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成</p> <p>海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクルポートの拠点化を進め、リサイクルポートの形成を促進する。</p>	<p>進捗状況</p> <p>○平成18年までに、21港を総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行った。</p> <p>○静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。</p> <p>○第三セクター等整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。</p> <p>（企業立地数の増加）</p> <p>○リサイクルポート指定21港での企業立地数を新指標とした。</p> <p>H19：188社（21港）→H20：208社（21港）</p> <p>H18：178社（21港）→H19：188社（21港）</p> <p>※H14：111社（18港）→H18：167社（18港）</p>	<p>リサイクルポート21港における企業立地数は平成20年度において208社であり、平成19年度より20社増加した。今後増加が見込まれる。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p> <p>官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成のための支援制度の拡充、国際静脈物流システムの構築を検討していく。</p> <p>また、循環資源に係る港湾管理運用ルールの共通化や海上輸送の特性を活かしたコンソーシアム方式によるリサイクルチェーンの構築のための制度改善に取り組む。</p>

18. 京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行(第2ステップ)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府省) 経済産業省 農林水産省 国土交通省 他</p>	<p>温室効果ガスの総排出量を平成20年から平成24年の第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進するとともに、気候変動枠組条約の目的の達成のため、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く必要がある。 平成20年3月に京都議定書目標達成計画(全部改定)が閣議決定され、現在は同計画に基づき、各種対策・施策を政府一体となって推進している。</p>	<p>我が国の温室効果ガスの総排出量は、平成19年度確定値で、二酸化炭素に換算して約13億7,400万トンであり、基準年度比で9.0%増加している。平成19年度から平成22年度にかけて、目標達成計画の部門別の目安の達成のためには、平成19年度比で、エネルギー起源二酸化炭素については、産業部門(基準年における総排出量に占める割合:38%) -9.2~ -10.0%、業務その他部門(同割合:13%) -11.1~ -12.0%、家庭部門(同割合:10%) -2.1、5~ -2.3%、運輸部門(同割合:17%) -2.4~ -3.8%、エネルギー転換部門(同割合:5%) -2.0、1%の削減が必要となっている。 また、非エネルギー起源二酸化炭素(同割合:7%)、メタン(同割合:3%)及び一酸化二窒素(同割合:3%)については、平成22年度の目安を達成しているため、今後とも増加させないよう引き続き対策をとっていく必要がある。 代替フロン等3ガス(同割合:4%)については、オゾン層破壊物質からの代替が進むことによりHFCの排出量が増加することが予想される等いくつかの排出量の増加要因もあるものの、増加量を28.7%に抑える必要がある。 さらに、森林吸収源対策については、平成19年度から平成24年度の6年間で、毎年20万haの追加的な森林整備が必要であり、平成20年度以降は毎年78万haの森林整備を行うこととしている。 平成19年度においては、75万haの森林整備を行っており、引き続き森林整備等を推進し、基準年度比で3.8%分の森林吸収量を確保することが必要である。 京都メカニズムの活用については、平成21年4月1日までに9,510万t-CO2分のクレジットを取得する契約を結んだところであり、目標の約1億トンのうち大部分については目途が立った。引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進める。</p> <p>(注:2009年7月に行われた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検結果に基づき記載した。2008年度の実績を踏まえた点検は現在実施中。)</p>	<p>今回の点検に当たっては、各対策・施策の排出削減量及び目標達成計画に掲げられた対策評価指標について、原則として平成12年度から平成19年度(可能なものについては平成20年度)までの実績の把握を行うとともに、データ入手が可能な限り平成20年度から平成24年度までの各年度の見込み1を把握した。そして、これらの見込みを照らした実績のトレンド等を評価するとともに、対策・施策の追加・強化等の状況を把握した。その結果、大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画に対しては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。平成19年度の温室効果ガス総排出量は基準年度比で9.0%上回っている</p>	<p>今後、本年夏以降には、第1約束期間全体(5年間)における我が国の温室効果ガス排出量見通しを示し、目標達成計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、必要な措置を講ずることとしている。各対策・施策については、引き続き着実な推進を図るとともに、総合的な評価が可能となるよう、平成20年度から平成24年度までの対策評価指標等の各年度の見通しを把握しては、今後、速やかに対策評価指標等の各年度の見通しを把握する必要がある。 さらに、各対策・施策で、実績データが入手できないために進捗度が現段階では分からないものも、実績値の把握が遅いものも依然としてあるため、実績データの入手及びデータ整備の早期化に努めていく必要がある。 (注:2009年7月に行われた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検結果に基づき記載した。2008年度の実績を踏まえた点検は現在実施中。)</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
			<p>るが、これは、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の停止などによる原子力発電所の設備利用率の低下等の影響による電力分野の二酸化炭素排出原単位の悪化が総排出量の増加に大きく影響を与えている。電力分野の二酸化炭素排出原単位の増加について、電気事業連合会において、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。</p> <p>(注：2009年7月に行われた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検結果に基づき記載した。2008年度の実績を踏まえた点検は現在実施中。)</p>	

第二次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況総表

(参考3) 指標例に係る取組の進捗状況調査表

○業種別の最終処分の削減目標・品目別の目標

府省名	取組の概要	進捗状況						第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																																																																													
<p>経済産業省</p> <p>品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品や環境の推進など、事業者設計の推進など、事業者が取り組むべき内容についてガイドラインを整理。</p> <p>また、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の中でフォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>	<p>品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品や環境の推進など、事業者設計の推進など、事業者が取り組むべき内容についてガイドラインを整理。</p> <p>また、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の中でフォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>	<p>平成18年度フォローアップ時の指標達成状況</p> <p>○業種別の目標値</p> <table border="1" data-bbox="533 546 1372 1639"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">団体等</th> <th colspan="3">目標等</th> <th rowspan="2">H16年実績</th> <th rowspan="2">H15年実績</th> </tr> <tr> <th>H10年の最終処分量</th> <th>削減率</th> <th>H22年の最終処分量目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼業</td> <td>(社) 日本鉄鋼連盟</td> <td>100万トン</td> <td>60%</td> <td>50万トン</td> <td>79万トン</td> <td>71万トン</td> </tr> <tr> <td>紙・パルプ製造業</td> <td>日本製紙連合会</td> <td>105.4万トン</td> <td>57%</td> <td>45万トン</td> <td>57.2万トン</td> <td>60.4万トン</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>(社) 日本化学工業協会</td> <td>142.8万トン</td> <td>75%</td> <td>35.7万トン</td> <td>61.4万トン</td> <td>65.9万トン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">板ガラス製造業</td> <td>板硝子協会</td> <td>5.17万トン</td> <td>42%</td> <td>2.98万トン</td> <td>0.98万トン</td> <td>1.40万トン</td> </tr> <tr> <td>日本製鋼協会</td> <td>70.5万トン</td> <td>37%</td> <td>44.1万トン</td> <td>44万トン</td> <td>62.7万トン</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非鉄金属製造業</td> <td>日本伸銅協会</td> <td>0.99万トン</td> <td>76%</td> <td>0.24万トン</td> <td>0.42万トン</td> <td>0.32万トン</td> </tr> <tr> <td>日本アルミニウム協会</td> <td>1.98万トン</td> <td>14%</td> <td>1.7万トン</td> <td>1.1万トン</td> <td>1.0万トン</td> </tr> <tr> <td>日本アルミニウム合会</td> <td>1.5万トン</td> <td>10%</td> <td>1.35万トン</td> <td>0.9万トン</td> <td>1.5万トン</td> </tr> <tr> <td>日本電線工業会</td> <td>3.81万トン</td> <td>50%</td> <td>1.90万トン</td> <td>1.26万トン</td> <td>1.48万トン</td> </tr> <tr> <td>電気事業</td> <td>電気事業連合会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>再資源化率を平成16年度(92%)と同程度に維持(H22)</td> <td>92%</td> <td>85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：業種別の目標は、特設の施設がないものは、廃棄物の最終処分量の平成10年度と比較した削減率を目標として定めている。</p>						業種	団体等	目標等			H16年実績	H15年実績	H10年の最終処分量	削減率	H22年の最終処分量目標	鉄鋼業	(社) 日本鉄鋼連盟	100万トン	60%	50万トン	79万トン	71万トン	紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	105.4万トン	57%	45万トン	57.2万トン	60.4万トン	化学工業	(社) 日本化学工業協会	142.8万トン	75%	35.7万トン	61.4万トン	65.9万トン	板ガラス製造業	板硝子協会	5.17万トン	42%	2.98万トン	0.98万トン	1.40万トン	日本製鋼協会	70.5万トン	37%	44.1万トン	44万トン	62.7万トン	非鉄金属製造業	日本伸銅協会	0.99万トン	76%	0.24万トン	0.42万トン	0.32万トン	日本アルミニウム協会	1.98万トン	14%	1.7万トン	1.1万トン	1.0万トン	日本アルミニウム合会	1.5万トン	10%	1.35万トン	0.9万トン	1.5万トン	日本電線工業会	3.81万トン	50%	1.90万トン	1.26万トン	1.48万トン	電気事業	電気事業連合会				再資源化率を平成16年度(92%)と同程度に維持(H22)	92%	85%	<p>○平成20年1月に取りまとめられた産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループの報告書の提言を踏まえ、必要な施策の実施及び検討を行っている。</p> <p>○基本政策ワーキンググループの報告書の提言を踏まえて、製品のサプライチェーン全体の資源投入量低減を図るため、モデル事業を選定し、</p>	<p>○平成21年度については、ガイドラインを補完する目的で、委託調査の中でガイドライン対象製品及び業種に関するリサイクル率等の最新情報を収集し、次年度以降の見直しを行うための検討を実施する予定。</p> <p>○今後もフォローアップ</p>
	業種	団体等	目標等			H16年実績	H15年実績																																																																															
			H10年の最終処分量	削減率	H22年の最終処分量目標																																																																																	
	鉄鋼業	(社) 日本鉄鋼連盟	100万トン	60%	50万トン	79万トン	71万トン																																																																															
	紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	105.4万トン	57%	45万トン	57.2万トン	60.4万トン																																																																															
	化学工業	(社) 日本化学工業協会	142.8万トン	75%	35.7万トン	61.4万トン	65.9万トン																																																																															
	板ガラス製造業	板硝子協会	5.17万トン	42%	2.98万トン	0.98万トン	1.40万トン																																																																															
		日本製鋼協会	70.5万トン	37%	44.1万トン	44万トン	62.7万トン																																																																															
	非鉄金属製造業	日本伸銅協会	0.99万トン	76%	0.24万トン	0.42万トン	0.32万トン																																																																															
		日本アルミニウム協会	1.98万トン	14%	1.7万トン	1.1万トン	1.0万トン																																																																															
日本アルミニウム合会		1.5万トン	10%	1.35万トン	0.9万トン	1.5万トン																																																																																
日本電線工業会		3.81万トン	50%	1.90万トン	1.26万トン	1.48万トン																																																																																
電気事業	電気事業連合会				再資源化率を平成16年度(92%)と同程度に維持(H22)	92%	85%																																																																															

府省名	取組の概要	進捗状況				第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
		年目標				1.8万トン	<p>を行うとともに、新規品目や新規業種を取り込んでいくなど、一層の事業者の自主的取組を求めている。</p> <p>また、3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。</p>
自動車製造業	日本自動車工業会	8.52万トン	8%	1.10万トン	1.2万トン		
自動車部品製造業	日本自動車部品工業会	114.3万トン (102年)	96%	4.5万トン	—		
電子・電気機器製造業	電子・電気等4団体	6.52万トン (116)	5%	6.19万トン	4.7トン		
石油精製業	石油連盟	9.9万トン (102年)	67%	3.3万トン	1.24万トン		
		H12年比で包装使用量を25%削減 (H22年目標)		23.9%削減	—		
流通業	日本百貨店協会	包装紙における再生紙使用割合80% (102年目標)		54.1%	51.2%		
	日本フランチャイズチェーン協会	レジ袋使用総量を平成22年度に 平成12年比35%削減を目指す。		16%削減	—		

○品目別の目標値

品目	数値項目	目標率 (*法定目標)	目標年	実績 (平成17年度)	参考実績 (平成16年度)
紙	古紙利用率 (紙・パルプ製造業)	62%*	H22年度	60.4%	60.3%
	カレント利用率	91%*	H22年度	91.3%	90.7%
	リサイクル率	85%以上	—	88.7%	87.1%
スチール缶	軽量化	H16年度比2%の軽量化	H22年度	—	—
	回収・再資源化率	85%	—	91.7%	86.1%
アルミ缶	再生資源利用率	85%	H18年度	55.6%	52.3%
	軽量化	H16年度比1%の軽量化	H22年度	—	—
プラスチック	PETボトル (飲料用、しょう油用) の回収率	80%以上	H26年度	63.7%	62.3%
	珪藻石・セラミック製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率	75%	H22年度	42.0%	41.0%
	農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率	70%	H18年	—	—
	塩ビ製の管・継手のリサイクル率	70%	H22年度	60.5%	56.1%

府省名	取組の概要	進捗状況					第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
自動車	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年度以降	定量的絶対評価が難しく、各型製造業者が独自のリサイクル指標として表示	—	—		
		90%以上	H18年度以降	平成16年度市場投入全24モデル中17モデルで達成済み				
	新型車の鉛使用量（バッテリーを除く）	85%以上	H14年度以降	平成17年度市場投入全36モデル中29モデルで達成済み				
		95%以上	H17年度以降	84%～86%程度と推計				
	使用済自動車のリサイクル率	90%以上	H14年度以降	平成17年度市場投入モデルの全8モデルで90%以上を達成				
		60g以下（210kg車重量）	H18年度以降	平成16年度市場投入全8モデルで達成				
	新型車の鉛使用量（バッテリーを除く）	85%以上	H14年度以降	—				
		95%以上	H17年度以降	—				
	使用済オートバイのリサイクル率	90%以上	H17年度以降	86%				
		60%以上*	法定目標	84%				
タイヤ 自転車	リサイクル可能率	60%以上*	法定目標	82%				
	エアコンの再商品化率	55%以上*	法定目標	81%				
	テレビの再商品化率	50%以上*	法定目標	64%				
	洗濯機の再商品化率	50%以上*	法定目標	68%				
家電製品	製造工程で発生する屑類の減量化	H13年度排出量比20%の減量化	H18年度	20.8%	14.3%			
	製造工程の原材料くずの発生率の削減	現在の約4.5%から4%以下	—	—	布田生地・ 詰めもの 3.8%			
カーペット	製造工程の原材料くずの発生率の削減	現在の約60%から60%以上	—	—	75.7%			
	小形閉鎖式鉛電池の再資源化率	50%*	法定目標	51.0% (JBR集計分)	51.0% (JBR集計分)			
小形二次電池	詰めもの（中わた）の原材料くずの再生利用率	55%*	法定目標	77.0% (JBR集計分)	77.0% (JBR集計分)			
	ニッケル水素電池の再資源化率	30%*	法定目標	58.0% (JBR集計分)	61.0% (JBR集計分)			
	リチウム二次電池の再資源化率	60%*	法定目標	73.0% (JBR集計分)	74.0% (JBR集計分)			
	ニカド電池の再資源化率	60%	法定目標	48%	44%			
消火器	回収率	75%	H17年度	82.3%	74.4%			
ばちんこ遊技機等	ばちんこ遊技機のマテリアルリサイクル率	75%	H19年度	82.3%	74.4%			

府省名	取組の概要	進捗状況							第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
		回層遊技機のマテリアルリサイクル率	75%	H19年度	87.3%	69.1%				
	パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	デスクトップ型パソコン本体の再資源化率	50%*	H16年度	75.5%	76.8%				
		ノートブック型パソコンの再資源化率	20%*	H15年度	54.3%	55.6%				
		CRTディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	77.9%	75.6%				
		LCDディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	66.2%	65.4%				
		デスクトップ型パソコン(CRTを含む)の資源再利用率	60%	H17年度	76.9%	76.0%				
		木質系基材廃棄物の減量化	10%低減 (2004年比)	2010年	51.9%低減	55%低減				
	建設資材	建設解体廃木材の利用率向上	62%向上 (2004年比)	2010年	61.0%向上	57.1%向上				
		石こうボードリサイクル率	約60%	—	70%	69%				
		石こうボード用原紙再生紙使用率	100%	—	100%	100%				
		工場で発生する石こうボード基材のリサイクル率	100%	—	100%	100%				
		ガラスウールの原材料における板ガラスくず等再生资源利用率	85%程度	—	87.6%	86.9%				
	炭ビ製基材全体の原材料に占める再生樹脂の使用比率	15%	—	—	—	—				

○特定家庭用機器廃棄物の再商品化を実施すべき量に関する基準

府省名	取組の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																														
<p>経済産業省 環境省</p>	<p>一般家庭や事業者から排出された廃家電4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。</p>	<p>○平成20年12月に同法施行令を改正し、平成21年4月1日より、製造業者等に再商品化等を義務付ける対象機器として、液晶テレビ（携帯テレビ等を除く）・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに再商品化等の基準の見直しを行ったところ。</p> <p>○再商品化実績</p> <table border="1" data-bbox="715 857 1244 1485"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再商品化率*1</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>60%以上</td> <td>84%</td> <td>86%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>55%以上</td> <td>77%</td> <td>77%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫及び冷凍庫*2</td> <td></td> <td>50%以上</td> <td>66%</td> <td>71%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>50%以上</td> <td>75%</td> <td>79%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>84%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 再商品化を実施すべき量（総重量に対する割合）</p>	種類	再商品化率*1	H17年度	H18年度	H19年度	エアコン	60%以上	84%	86%		テレビ	55%以上	77%	77%		冷蔵庫及び冷凍庫*2		50%以上	66%	71%	洗濯機	50%以上	75%	79%				84%			<p>家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度は順調に施行されていくと考えられる。</p>	<p>引き続き、家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合報告書の内容を踏まえた施策の具体化に取り組んでいく。</p>
種類	再商品化率*1	H17年度	H18年度	H19年度																														
エアコン	60%以上	84%	86%																															
テレビ	55%以上	77%	77%																															
冷蔵庫及び冷凍庫*2		50%以上	66%	71%																														
洗濯機	50%以上	75%	79%																															
		84%																																

○食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標

府省名	取組の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性										
<p>農林水産省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>食品リサイクル法に規定する目標(食品循環資源の再生利用等の実施率を平成24年度までに、食品製造業にあっては85%、食品卸売業にあっては70%、食品小売業にあっては45%、外食産業にあっては40%に向上。)を実現する。</p>	<p>○食品循環資源の再生利用等の実施率(平成19年度実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>食品製造業</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>食品産業合計</td> <td>54%</td> </tr> </table> <p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルルールの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成21年10月末までに計14件が認定されている。</p>	食品製造業	81%	食品卸売業	62%	食品小売業	35%	外食産業	22%	食品産業合計	54%	<p>再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。再生利用事業計画の認定については、ほぼ毎月新たな認定実績が生まれており、順調に制度が活用されていると認識される。</p>	<p>○資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。そのためには、①フードチェーン全体でのシステム構築と②新たな用途へのリサイクルに資する技術の改良・導入が重要。</p>
食品製造業	81%													
食品卸売業	62%													
食品小売業	35%													
外食産業	22%													
食品産業合計	54%													

○特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標

府省名	取組の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>平成22年度における特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）の再資源化等率を95%とする。</p>	<p>＜特定建設資材廃棄物（全体）の再資源化等率＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊 98.1% (H17)</li> <li>・建設発生木材 90.7% (H17)</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊 98.6% (H17)</li> </ul> <p>＜特定建設資材廃棄物（国の直轄事業）の再資源化等率＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊 98.3% (H17)</li> <li>・建設発生木材 90.7% (H17)</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊 98.7% (H17)</li> </ul>	<p>アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化等率については、平成17年度の実績でいずれも目標値を達成している。また、建設発生木材の再資源化等率についても90%を超えており、制度は定着していると考えられる。</p>	<p>今後の課題・見直しの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の合同会合において、平成20年12月に「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」が行われた。</li> <li>・上記とりまとめをもとに、平成22年2月に所要の建設リサイクル法省令の改正を公布したところである。</li> <li>・今後も引き続き、上記とりまとめをもとに、必要な措置を講ずる予定である。</li> </ul>

○建設リサイクル推進計画の目標

府省名	取組の概要	進捗状況	第2次計画策定時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>○建設リサイクル推進計画2008</p> <p>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定。平成20年度から平成24年度の5か年を計画期間とし、目標値を平成22年度(中間目標)、平成24年度(計画の目標年)、平成27年度(中期的目標)に定め、各種施策を実施。</p> <p>目標値            22年度 24            年度 27年度</p> <p>(中間目標)</p> <p>&lt;再資源化率&gt;</p> <p>777t・コンクリート塊 98%以上 98%            以上 98%以上</p> <p>コンクリート塊 98%以上 98%            以上 98%以上</p> <p>建設発生木材 75% 77%            80%</p> <p>&lt;再資源化等率&gt;</p>	<p>&lt;再資源化率&gt;</p> <p>(H17)</p> <p>・アスファルト・コンクリート塊 98.6%</p> <p>・コンクリート塊 98.1%</p> <p>・建設発生木材 68.2%</p> <p>&lt;再資源化等率&gt;</p> <p>・建設発生木材 90.7%</p> <p>・建設汚泥 74.5%</p> <p>・建設廃棄物全体 92.2%</p> <p>&lt;排出量&gt;</p> <p>・建設混合廃棄物 292.8万t</p> <p>&lt;有効利用率&gt;</p> <p>・建設発生土 80.1%</p>	<p>建設廃棄物全体の再資源化等率は平成17年度には92%にまで上昇したが、依然として再資源化が低い品目が残っていること等から、平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、本計画に基づく施策を実施。さらに、建設リサイクル推進計画策定後の建設副産物等の実態を把握するため、平成20年度建設副産物実態調査を実施し、分析しているところ。</p>	<p>引き続き、「建設リサイクル推進計画2008」に基づく施策の着実な実施と、実施状況のフォローアップを行っていく。</p>

建設発生木材	95%	95%	95%		
以上 95%以上					
建設汚泥	80%	80%	82%		
85%					
建設廃棄物全体	93%	93%	94%		
94%以上					
<排出量>					
建設混合廃棄物	220万 t	205			
万 t 175万 t					
(H17 比-25%) (H17 比-30%) (H17 比-40%)					
<有効利用率>					
建設発生土	85%	85%	87%		
90%					

中央環境審議会循環型社会計画部会での審議経緯

- 平成21年  
9月16日 (第51回) 最近の動きについて(報告)  
第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検の進め方について  
第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について  
・関係者からのヒアリング  
産業界の取組(社団法人日本化学工業協会、建設業団体連合会)、  
NPO/NGOの取組(特定非営利法人WE21 ジャパン)
- 9月30日 (第52回) 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について  
・関係者からのヒアリング  
産業界の取組(社団法人日本経済団体連合会)、  
循環型社会と自然共生社会の統合的取組(アマタ株式会社)、  
地域循環圏の取組について(ユニー株式会社)
- 10月16日 (懇談会) 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について  
・関係者からのヒアリング(地域における取組)  
千葉市、JFEエンジニアリング株式会社、秩父市
- 11月20日 (懇談会) 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について  
・関係各省からのヒアリング  
(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)  
・点検報告書骨格案について
- 12月4日 (第53回) 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について  
・循環型社会形成のための指標及び数値目標について(取組指標)  
・点検報告書構成案について
- 12月18日 (第54回) 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について  
・点検報告書案について
- 平成22年  
2月22日 (第55回) 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について  
・第2回点検結果報告書部会決定
- 2月24日 中央環境審議会会長から環境大臣へ点検結果報告

